

第3期佐伯市地域福祉計画
第3期佐伯市地域福祉活動計画
(案)

平成31年1月

佐 伯 市

佐伯市社会福祉協議会

目 次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 地域福祉とは	4
3 「地域」の考え方	5
4 地域福祉計画、地域福祉活動計画とは	6
5 地域福祉の推進に関連する法改正の変遷	12
6 計画の策定体制	14
第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状	19
1 地域福祉に関わる各種統計データからみた現状	19
2 市民アンケート調査からみた現状	24
3 自治委員アンケート調査からみた現状	29
4 フォーカスグループインタビューからみた現状	30
5 地域懇談会からみた現状	33
第3章 地域共生社会の実現に向けて	37
第4章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	41
2 基本目標	42
3 基本方針（施策体系）	44
第5章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策展開	47
基本目標1 やさしい心と人づくり	47
1 地域の交流・ふれあいの促進	47
2 福祉意識の醸成	51
3 ボランティア・NPO等の育成	53
4 関係団体の活動促進	56
基本目標2 支えあう地域づくり	58
1 地域ネットワークづくりと支えあい活動の促進	58
2 活動拠点の確保	61
基本目標3 サービスを利用しやすいしくみづくり	63
1 情報提供の充実	63

2	相談支援体制の充実.....	65
3	福祉サービスや健康づくり事業の充実.....	69
4	権利擁護体制の充実.....	72
	基本目標4 安全・安心なまちづくり.....	75
1	地域ぐるみの防犯・防災対策の推進.....	75
2	誰にでもやさしいまちづくりの推進.....	79
	第6章 計画の推進方法.....	83
1	計画の内容や進捗状況の周知.....	83
2	市民・関係団体等との協働.....	83
3	計画の進行管理.....	83
	資料編.....	87
1	佐伯市地域福祉計画・佐伯市地域福祉活動計画策定の経緯.....	87
2	佐伯市地域福祉計画策定委員会条例.....	88
3	佐伯市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	90
4	佐伯市地域福祉計画策定委員・佐伯市地域福祉活動計画策定委員名簿.....	92
5	地域福祉に関わる各種統計データ.....	93
6	相談窓口一覧表.....	106
7	用語解説.....	108

「障害」を「障がい」とひらがな表記することについて

佐伯市では、障がいのある方の思いを大切に、市民の障がい者に対する理解を深めていただくため、市が作成する文書等において否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

このため、本計画書では、法令や計画等の名称、団体等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

「障がい」の表記を目にするすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることを期待されます。

第1章

地域福祉計画・地域福祉活動計画の

策定に当たって

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成21年度から5年間の計画として、佐伯市では「佐伯市地域福祉計画」を、佐伯市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」とします。）では、上記計画との整合を図りながら「佐伯市地域福祉活動計画」を策定しました。平成25年度には見直しを行い、地域福祉の推進に努めてきました。

そうした中で、本市においても人口減少、少子高齢化や核家族化が一段と進むとともに、住民相互のコミュニケーションの希薄化等、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、平成35年（2023年）の人口推計では、人口減少、高齢化がさらに進み、中でも75歳以上の後期高齢者の占める割合が特に高くなる見込みです（参照：本編P19）。

このように地域の生活環境が変化していく中で、虐待や孤独死、社会的孤立等、様々な地域課題が顕在化してきています。住民の福祉サービスに対するニーズは多様化・複雑化し、従来のような高齢者、障がい者、子ども等の対象者ごとに支援する個別の制度の中では、十分に対応できない状況が生じることが予想されます。

住民が住み慣れた地域で、年齢や障がいの有無に関わらず、尊厳を持って自分らしい生き方ができ、安心して暮らし続けることができるよう、地域社会を構成するすべての人々が互いに支えあいながら、ともに課題を解決していく共生社会が求められています。

そのためには、市民一人ひとり、住民組織、様々な関係団体、社会福祉協議会及び本市の連携体制をより一層強化し、お互いの役割を果たしながら地域福祉を推進する必要があり、より効果的に推進するため、平成31年度（2019年度）から5年間の計画として、「第3期佐伯市地域福祉計画」及び「第3期佐伯市地域福祉活動計画」を一体的に策定することとしました。

計画の策定に当たり、基本理念・基本目標・取組の基本方針を共有し、地域福祉に関する課題を把握し、第5章において「行政の主な取組」、「社会福祉協議会の主な取組」としてまとめています。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域における問題を自分たちの問題としてともに考え、解決へ向けて活動し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会を、みんなで助け合いながら築いていこうとする取組や仕組みづくりのことです。

地域社会において、少子高齢化の進展による世帯の小規模化とそれに伴う家族機能の弱体化、保護者・介護者の高齢化等の様々な問題が私たちの暮らしに大きな影響を与えています。これまでのように、対象ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な課題が出てきています。

このような現状に対し、日ごろから自分でできることは自分で行い、本人や家族の力で問題を解決する（自助）、ご近所等で互いに助け合う（互助）、地域全体での取組や社会福祉協議会の取組、介護保険サービス等を活用する相互扶助（共助）、行政等の公的サービスで支える（公助）といった重層的な取組が必要です。

誰もが直面する可能性のある生活上の様々な悩みや困りごとを“他人事”ではなく“我が事”としてとらえることで、地域の中で“お互いさま”の気持ちを持って助けたり助けられたりする「互助」「共助」のつながりを強め、制度やサービスの特性をいかしながら、自らや近隣住民、福祉サービス事業者等が、行政機関や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性をいかしつつ、支えあいの地域づくりのためのよりよい方策を見いだしていこうというのが地域福祉の考え方です。

■ 自助・互助・共助・公助とは ■

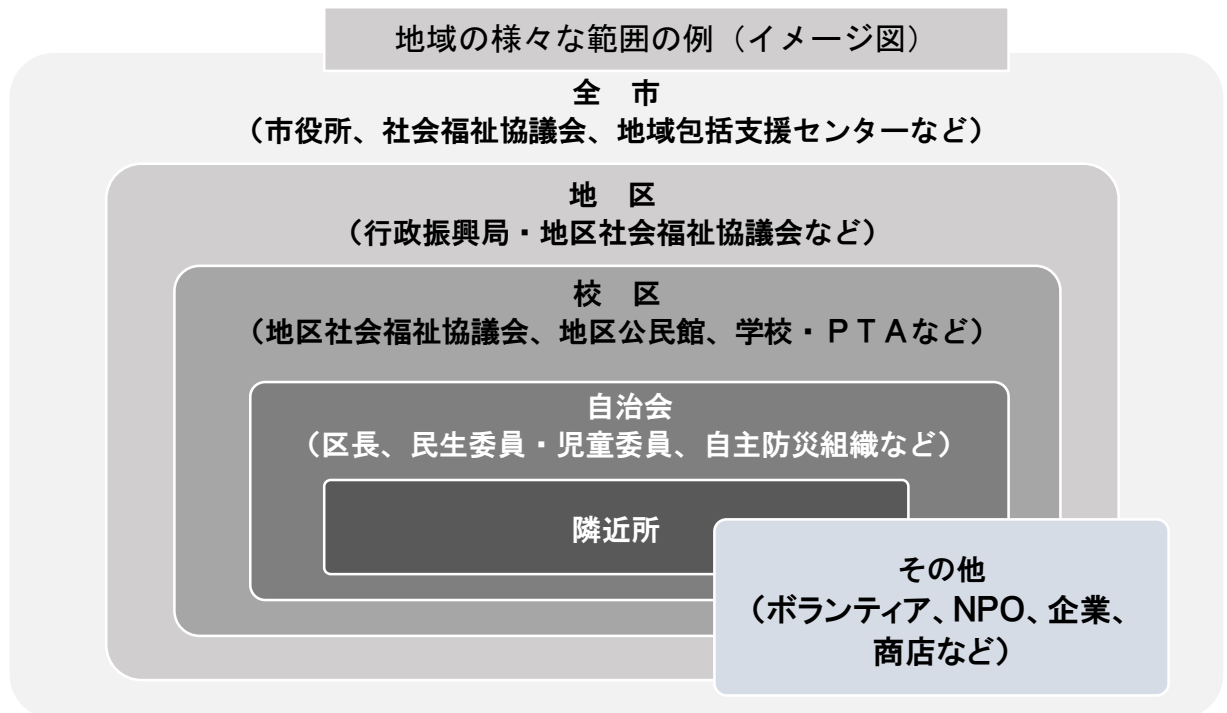
基本的な視点	意味すること
自助 (住民一人ひとりの心がけ、 又は取組)	住民一人ひとりや家族が自立し、福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉の担い手であるという認識を持ち、課題解決に向けてできることを主体的に行うこと。
互助 (身近な人間関係内での取組)	身近な人間関係（別居する家族、近隣の友人や知人）の中で自発的に支えあい、助け合うこと。
共助 (地域全体での取組及び社会保険 等の制度的な取組)	住民や地域で活動する人、地域の事業所等様々な人や組織が、協力して課題解決に向けて取り組み、地域の福祉力を高めること。また、介護保険に代表される社会保険制度及びサービス等の相互扶助で支えあい、助け合うこと。
公助 (行政の取組)	行政としての責任と役割を果たすとともに、住民の自立支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うこと。

3 「地域」の考え方

地域福祉では「地域」の役割や機能が重要になります。

「地域」には、様々な範囲が考えられます。最も小さな単位としては、日常的な生活の中で、「向こう三軒両隣」や「スープの冷めない距離」といった言葉で表現されるような、いわゆる「隣近所」としてのとらえ方があります。さらに、「隣近所」が集まり「自治会」、「自治会」が集まり「校区」となり、最も大きな地域は「全市」となります。

市町村合併により、旧市町村での地域の形態や範囲に多少の違いはありますが、イメージとしては概ね次のようになります。



各「地域」の役割や機能は、様々に入り交じっています。一般的な主な役割や機能としては、下表のようなものが考えられます。

地域の区分	役割・機能の例
隣近所	地域の見守り、買物代行、通院の際の運転、外出の付き添い、子守り、話し相手、相談相手、ごみ出し等
自治会	健康づくり、結びつきのきっかけづくり、地域サロン活動等の居場所づくり、自主防災訓練、避難行動要支援者への支援、環境整備等
校区	登下校時の見守り、生涯学習・福祉学習の開催等
地区	文化祭、福祉まつり、スポーツ大会の開催等
全市	人材育成、情報発信、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進等

4 地域福祉計画、地域福祉活動計画とは

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための市の計画です。

本計画は、「高齢者」「障がいのある人」「児童」等の対象ごとに制定されている個別計画の理念・目標を尊重しながら、「地域」という視点でこれらに共通する課題を整理し、理念や福祉ビジョンを定めます。そして、「自助・互助・共助・公助」の観点から、市民とともに、地域で支援を要する様々な人（高齢者、障がいのある人、子育て世帯をはじめとした日常生活で何らかの支援を要する人）の生活を支えていくための計画です。

■社会福祉法における「地域福祉」に関する規定（抜粋）■

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

三 地域福祉における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民などの意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、該当市町村地域福祉計画を変更するものとする。

「地域福祉」の担い手について

社会福祉法第4条によると、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」は、地域福祉の推進に努めなければならないことが規定されています。つまり、住民・団体等が地域福祉の担い手となるのです。

国の計画策定指針（市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について）では、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア（団体）、地区社会福祉協議会、一般企業・商店街等が地域福祉の担い手の例としてあげられています。

また、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念として、「地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る。」旨が記載されています。地域住民一人ひとりが地域福祉の担い手となり、地域での生活課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成、地域社会を構成する人々との協働により課題解決を図ることが、地域共生社会の土台となる「地域力の強化」につながるとされています。

(2) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられている、社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの等と相互に協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画です。

■社会福祉法における社会福祉協議会の規定■

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(以下、略)

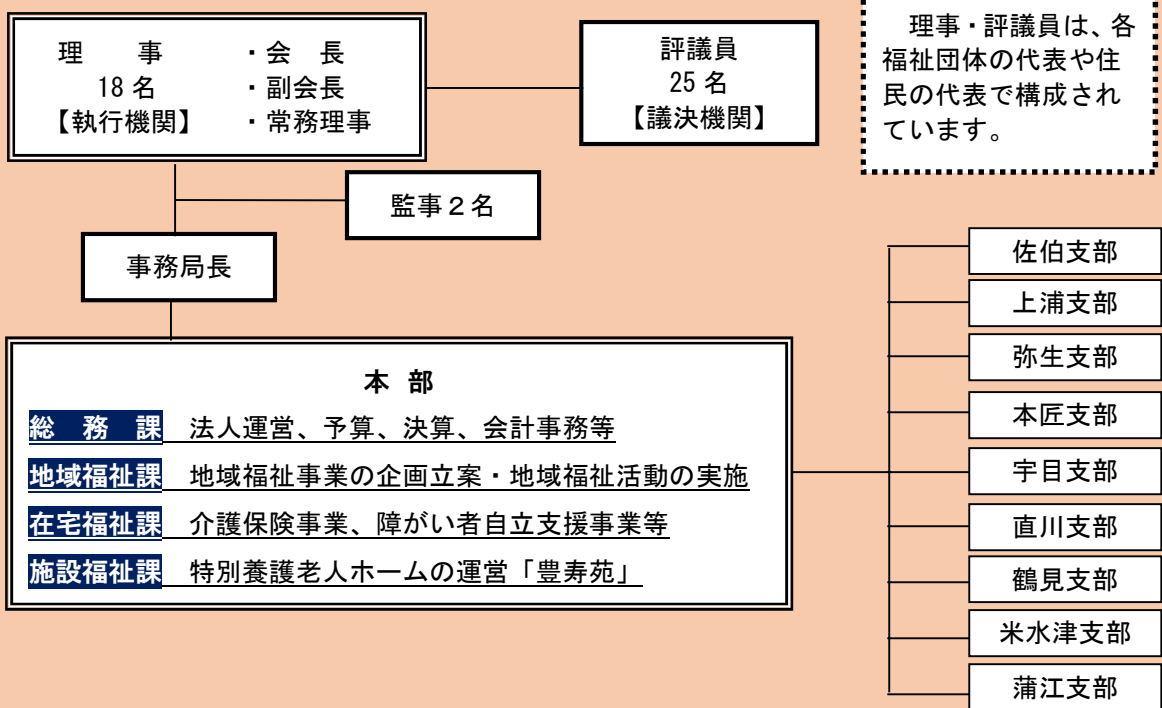
※市町村社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることが明示されました。

■佐伯市社会福祉協議会とは■

佐伯市社会福祉協議会は、行政の福祉サービスのみでは十分に対応できない地域課題に対して自発的な福祉活動を行う団体です。

公共性と民間性を持ちあわせた団体として、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を対象に、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア活動者、地区社会福祉協議会（※）等と協働した地域福祉活動や福祉サービスを展開しています。

【佐伯市社会福祉協議会の組織図】



※地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」とします。）は、それぞれの地域課題に対して、解決の仕組みづくりや活動を住民の助け合いによって行う任意の団体です。

現在概ね小学校区ごとに次の20の地区社協があります。

佐伯・佐伯東・渡町台・鶴岡・上堅田・大入島・八幡・西上浦・灘・下堅田・青山・木立上浦・弥生・本匠・宇目・直川・鶴見・米水津・蒲江

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域住民の参加を得て策定されるものであり、「地域福祉の推進」を目的として、互いに補完・補強しあう関係にあります。

第2期までの計画は、整合性を図りながらも別々に策定してきましたが、今回「第3期佐伯市地域福祉計画・第3期佐伯市地域福祉活動計画」の策定に当たっては、現状と課題を共有し、計画策定のための地域懇談会を共同で開催する等、相互に連携を図り、本市の地域福祉をより効果的に推進するため一体的に策定します。

(4) 計画の期間

地域福祉計画、地域福祉活動計画とも、平成31年度（2019年度）を初年度、平成35年度（2023年度）を目標年度とする5年間を計画期間とします。なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化や関連法制度の変更などが生じた場合には必要に応じて見直しを行います。

(5) 計画の位置づけ・他の福祉計画との関係

総合計画は、本市のまちづくりの最上位計画で、まちの将来像や達成する目標等を取りまとめたものです。第2次佐伯市総合計画では、「さいき7つの創生」として分野ごとに基本政策を掲げ、本市を取り巻く様々な社会情勢に対応するための政策を示しています。

地域福祉計画は、総合計画の福祉関連部門計画として、[保健医療福祉]分野の基本政策である「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」を目指し、その取組を示した計画です。

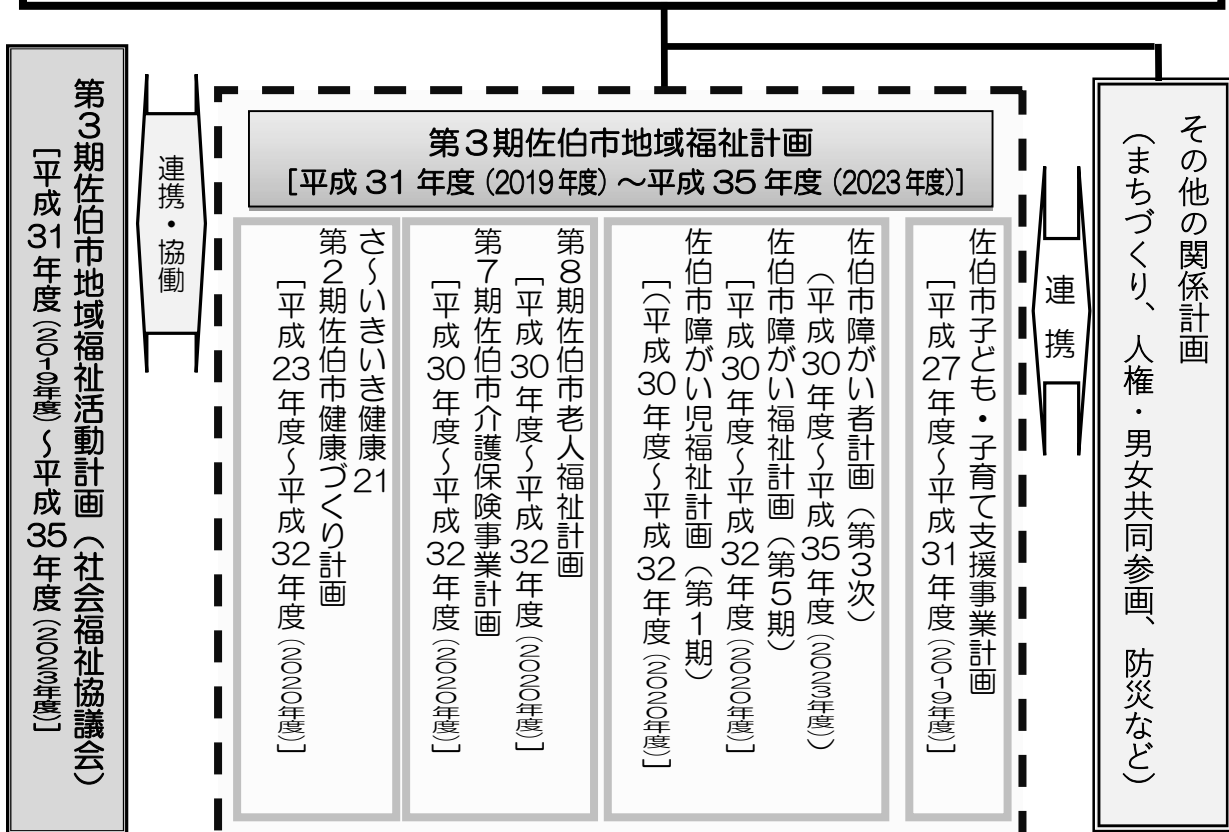
また、平成30年施行の改正社会福祉法で、地域福祉計画が福祉分野で共通して取り組む事項を定める上位計画として位置づけられ、福祉関連分野の個別計画を「地域」や「生活」といった視点で横断的に取りまとめた計画でもあります。

地域福祉計画・地域福祉活動計画と総合計画および各個別計画との関係

第2次佐伯市総合計画 [平成30年度～平成39年度 (2027年度)]

【さいき7つの創生 (基本政策)】

- 1 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生[自然・生活環境]
- 2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生[生活基盤]
- 3 健康で安心して暮らせる共生社会の創生[保健医療福祉]
- 4 人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生[教育文化]
- 5 地域資源をいかした産業と観光の創生[産業振興]
- 6 人が交流し、活力あふれるまちの創生[まちづくり]
- 7 地域が輝くまちの創生[地域活性化]



5 地域福祉の推進に関連する法改正の変遷

施行年 分野	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
社会福祉		災害対策基本法改正(避難行動要支援者の支援)	生活困窮者自立支援法(生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援)	再犯の防止等推進に関する法律(犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与) 社会福祉法改正(社会福祉法人の公益的な取組) ※1	社会福祉法改正(「我が事・丸ごと」の推進) ※2	社会福祉法改正(地域福祉計画策定が努力義務化、計画の記載事項として、福祉に関し共通して取り組むべき事項の追加等) ※3 生活困窮者自立支援法改正(生活困窮者の自立支援の強化) ※4
高齢者			介護保険法改正(地域支援事業の充実、予防給付の地域支援事業への移行)	成年後見制度利用促進法(利用メリットを実感できる制度・運用の改善等) ※5		介護保険法改正(地域共生社会の実現に向けた共生型サービスの創設) ※6
障がい者	障害者総合支援法(地域社会における共生の実現に向けた新たな障がい保健福祉施策の整備に関する法律)			障害者差別解消法(障がいを理由とする差別の解消を推進)		障害者総合支援法改正(地域共生社会の実現に向けた共生型サービスの創設等) ※7
児童	いじめ防止対策推進法(いじめの定義の明確化等)	子どもの貧困対策法(子どもの貧困対策の総合的な推進)	子ども子育て関連3法(子育て支援の充実)	児童福祉法等改正(すべての児童の健全育成のため、児童福祉法の理念の明確化等)	児童福祉法等改正(子育て世代包括支援センターの法定化等)	

※1 社会福祉法人の地域貢献活動の促進

社会福祉法の改正により、平成 28 年から社会福祉法人の公益性、非営利性を踏まえた「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

※2 地域共生社会の実現

社会福祉法の改正により、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生社会の実現を目指しています。

※3 地域福祉計画の位置づけ等

社会福祉法の改正により、平成30年度から「市町村地域福祉計画」の策定が努力義務化され、その策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置づけられました。また、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関において、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることが市町村の責務とされました。

※4 生活困窮者自立支援制度の創設

平成27年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対して包括的な支援を行うための制度が創設されました。平成30年には、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化等の措置が必要となっています。

※5 成年後見制度の利用促進

平成28年施行の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が平成29年に閣議決定されました。

計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和の3つがポイントとされています。

※6 介護保険法の改正

介護保険法は平成12年に施行されてから、持続可能な制度の確立を図るために、これまでに4回の大きな改正がありました。地域福祉との関係で見ると、平成30年施行の改正では、地域共生社会の実現に向けた「共生型サービス」が創設されました。

「共生型サービス」とは、介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度での指定を受けやすくすることにより、高齢者と障がい児者が同じ事業所でサービスを利用しやすくなる仕組みです。

※7 障害者総合支援法の改正

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による、介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等を図るため、平成30年4月に障害者総合支援法等が改正されました。

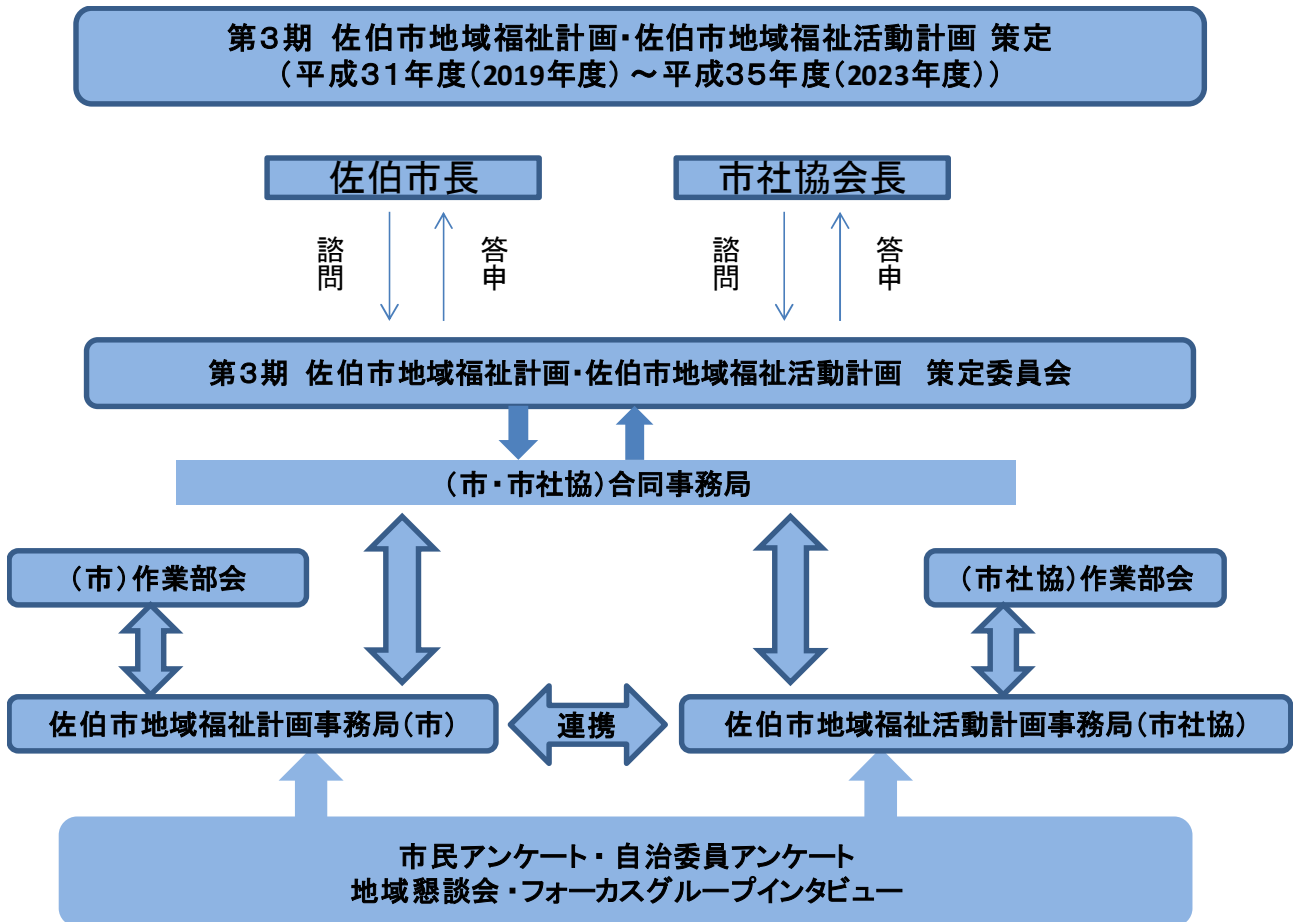
この法改正で、介護保険サービスの指定を受けた事業所が、障がい福祉（共生型）の指定を受けることができるようになり、※6と同様、高齢者と障がい児者が同じ事業所でサービスを利用しやすくなりました。

6 計画の策定体制

(1) 作業部会・策定委員会での検討

本計画の策定に当たっては、次のような体制のもとで、市民の参画を得ながら、各組織において協議を重ねました。

■ 計画の策定体制 ■



「市社協」：佐伯市社会福祉協議会

(2) 地域懇談会の開催

地域の実情を把握するために、地区社協（一部市と共催）を主体として地域懇談会を開催し、地域の困りごとの把握を行いました。

実施地域	開催年月日	参加人数	備考
米水津	平成29年 5月30日	23名	
鶴見	平成29年 5月30日	17名	
直川	平成29年 9月 6日	20名	
宇目	平成29年12月20日	18名	
上浦	平成30年 6月19日	18名	
蒲江※	平成30年 8月27日	34名	4圏域に分かれて検討
木立	平成30年 9月 3日	23名	
弥生※	平成30年 9月14日	31名	3小学校区で検討
旧市内※	平成30年 9月20日	91名	佐伯・佐伯東・渡町台・鶴岡 上堅田・八幡・西上浦・灘・下堅田 青山
本匠	平成30年 9月27日	18名	
大入島	平成30年10月 3日	23名	全戸対象にアンケートを実施

※市と共催の地域懇談会

(3) アンケート調査の実施

福祉に関わる市民の意識や取組の実態等を把握するため、地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

	市民アンケート	自治委員アンケート
対象者	住民基本台帳から 18 歳以上の市民から 3,000 人を無作為に抽出	自治委員 371 人
調査方法	郵送調査法	郵送調査法
実施時期	平成 29 年 10 月 17 日～ 平成 29 年 11 月 10 日 (平成 29 年 12 月 25 日到着分まで集計)	平成 29 年 11 月 1 日～ 平成 29 年 11 月 22 日 (平成 30 年 1 月 23 日到着分まで集計)
回収状況	発送数 3,000 回収数 1,335 回収率 44.5%	発送数 371 回収数 212 回収率 57.1%

(4) フォーカスグループインタビューの実施

市民から幅広く地域福祉に関する意見を聞くために、「高校生・大学生」、「子育て世代」、「障がい福祉関係者」のグループごとに、対話形式でのフォーカスグループインタビューを実施しました。

実施日	平成 30 年 9 月 2 日
実施場所	佐伯市役所 201 会議室
グループ 1	高校生・大学生 8 人 10:00～11:30
グループ 2	子育て世代 8 人 13:30～15:00
グループ 3	障がい福祉関係者 8 人 15:30～17:00

(5) パブリックコメントの実施 (平成 31 年 1 月実施予定)

平成 31 年●月●日から平成 31 年●月●日からまでの●日間、パブリックコメントを実施しました。

第2章

本市の地域福祉を取り巻く現状

第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状

1 地域福祉に関わる各種統計データからみた現状

(1) 人口・世帯の状況

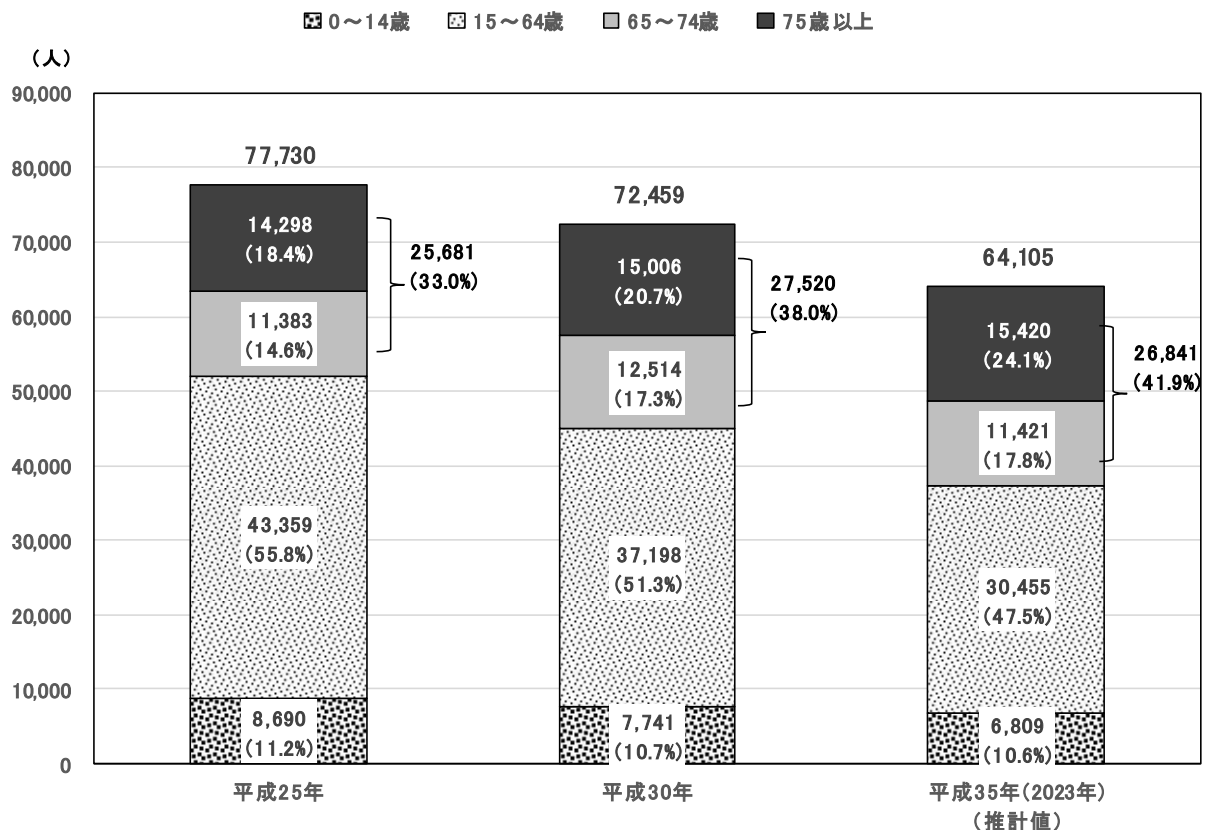
1) 人口推移

本市の平成30年3月末の総人口は、72,459人で、平成25年3月末の77,730人から5,271人、率にして6.8%減少しています。平成35年(2023年)はさらに減少し、64,105人と推計されています。

平成25年と平成30年を比較すると、総人口の減少に伴い0～14歳、15～64歳の人口は減少していますが、65歳以上の人口は増加しています。平成30年の65歳以上の人口は27,520人で、高齢化率は38.0%、平成35年(2023年)では、26,841人、高齢化率は41.9%に達します。また、その中でも75歳以上の後期高齢者の増加が目立ちます。

住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)によると、平成30年の高齢化率は、全国27.2%、大分県31.3%となっており、本市は、全国、大分県との比較においても高齢化が進んでいることがわかります。

■ 人口推移 ■



※1平成25年、30年は、住民基本台帳・外国人登録等(各年3月31日現在)による。

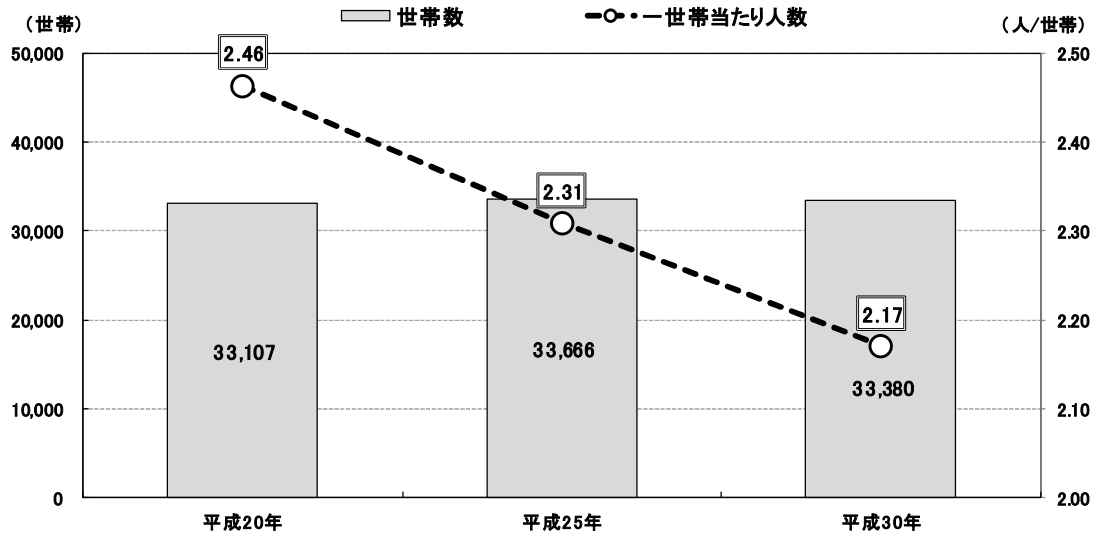
※2平成35年(2023年)は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』の推計値より補完推計した。

2) 世帯数の状況

人口は減少していますが、世帯数は、平成20年の33,107世帯から、平成30年は33,380世帯に微増しています。

人口の減少、世帯数の増加に伴って、1世帯当たり人数は、平成20年の2.46人から平成30年は2.17人に減少しています。

■ 世帯数の推移 ■



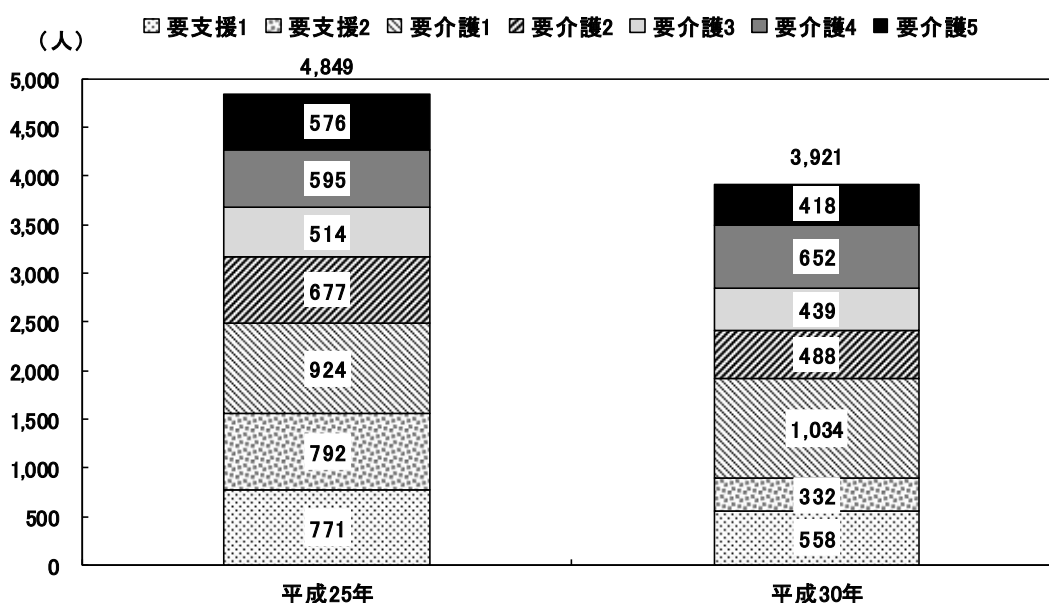
※住民基本台帳・外国人登録等（各年3月31日現在）

(2) 支援を要する人の状況

1) 要介護認定者の状況

要介護認定者数は、平成25年の4,849人から平成30年は3,921人、人数にして928人、率にして19.1%減少しています。特に、要支援1、2の減少幅が大きくなっています。これは、平成27年度の制度改正により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、介護認定を受けなくても利用できる日常生活支援・総合事業に移行し、申請者数が減少したことが影響しています。

■ 要介護者数の推移 ■



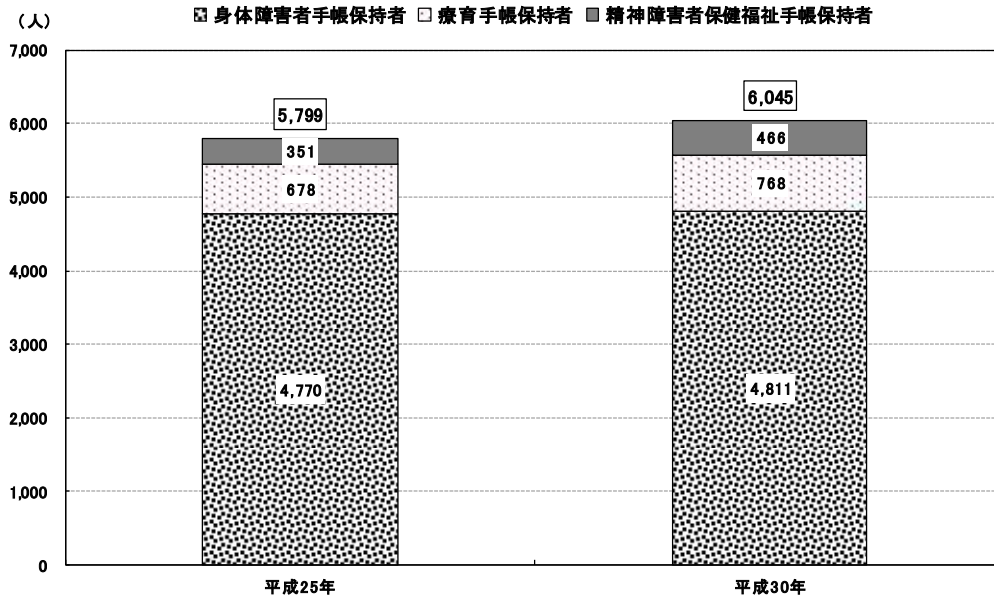
	平成25年		平成30年		増加率 (b/a)
	実数 (a)	総人口に 占める割合	実数 (b)	総人口に 占める割合	
要支援1	771	1.0%	558	0.8%	-27.6%
要支援2	792	1.0%	332	0.5%	-58.1%
要介護1	924	1.2%	1,034	1.4%	11.9%
要介護2	677	0.9%	488	0.7%	-27.9%
要介護3	514	0.7%	439	0.6%	-14.6%
要介護4	595	0.8%	652	0.9%	9.6%
要介護5	576	0.7%	418	0.6%	-27.4%
合計	4,849	6.2%	3,921	5.4%	-19.1%

資料：高齢者福祉課 介護保険係（各年3月31日現在）

2) 障がい者の状況

障がい者は、平成 25 年の 5,799 人から平成 30 年は 6,045 人、人数にして 246 人、率にして 4.2%増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳保持者の増加率が高くなっています。

■ 障がい者数の推移 ■



	平成25年		平成30年		増加率 (b/a)
	実数 (a)	総人口に 占める割合	実数 (b)	総人口に 占める割合	
身体障害者手帳保持者	4,770	6.1%	4,811	6.6%	0.9%
療育手帳保持者	678	0.9%	768	1.1%	13.3%
精神障害者保健福祉手帳保持者	351	0.5%	466	0.6%	32.8%
合計	5,799	7.5%	6,045	8.3%	4.2%
自立支援医療利用者(精神)	791	1.0%	912	1.3%	15.3%

資料：障がい福祉課（各年3月31日現在）

3) 児童扶養手当受給世帯の状況

児童扶養手当受給世帯は、平成 25 年の 873 人から平成 30 年は 773 人、人数にして 100 人、率にして 11.5%減少しています。中でも母子家庭世帯が多く 90%を占めています。

■ 児童扶養手当受給世帯者数の推移 ■

	平成25年	平成30年	増加率
一般世帯数	33,666	33,322	-1.0%
児童扶養手当受給世帯	873	773	-11.5%
母子家庭世帯	789	692	-12.3%
父子家庭世帯	84	77	-8.3%
養育者世帯	7	4	-42.9%

資料：こども福祉課 こども福祉係（各年：1月1日現在）
 ※児童扶養手当受給世帯の割合は、一般世帯に占める割合
 ※養育者（母・父に代わってその児童を養育している人）

4) 被保護世帯の状況

被保護世帯については、平成25年の877世帯から平成30年は887世帯、世帯数にして10世帯、率にして1.1%増加しています。

また、保護率についても、平成25年の14.37%から平成30年は15.21%に増加しており、保護率の増加率は5.8%となっています。

■ 被保護世帯の推移 ■

	平成25年	平成30年	増加率
被保護世帯	877	887	1.1%
高齢者世帯	462	546	18.2%
母子世帯	26	14	-46.2%
障がい者世帯	100	77	-23.0%
傷病世帯	117	117	0.0%
その他の世帯	172	133	-22.7%
停止世帯	0	0	-
保護人員(人)	1,117	1,102	-1.3%
保護率(%)	14.37	15.21	5.8%

資料：社会福祉課 生活支援係（各年3月31日現在）
 ※%（パーミル）とは、千分の一を1とする単位（千分率）

5) 児童虐待・DV等の状況

児童虐待相談件数は、平成24年度の12件から、平成29年度では31件に増加しています。

■ 児童虐待相談、DVの推移 ■

	平成24年度	平成29年度	増加率
児童虐待相談件数	12	31	158.3%
DV相談件数	18	8	-55.6%
自殺者数	22	※17	-22.7%

資料：児童虐待相談件数 → こども福祉課 家庭児童相談係
 DV相談件数 → 人権・同和対策課
 自殺者数 → 障がい福祉課 ※は平成28年度

6) 生活困窮者自立支援制度における支援状況

平成27年度の制度開始以来、新規相談件数はほぼ横ばいで推移していますが、支援対応延べ件数は増加しており、「収入・生活苦」「就労」等についての相談が多くなっています。

■ 生活困窮者自立支援制度における支援状況 ■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規相談件数	171	153	156
支援対応延べ件数	234	571	767

資料：社会福祉課 生活支援係

2 市民アンケート調査からみた現状

(1) 近所の人との関係

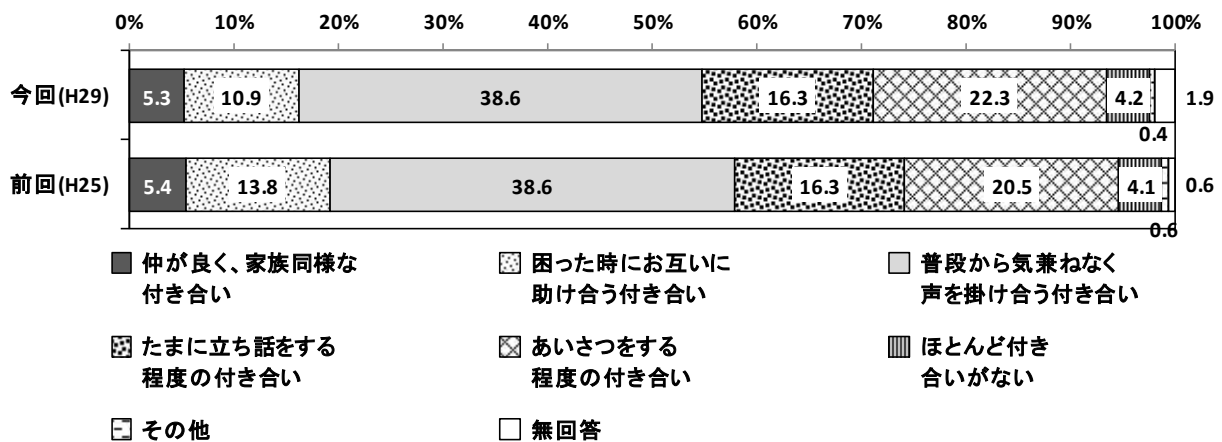
近所の人との関係の希薄化が進行中 コミュニケーション強化が必要

近所の人との関係についてみると、現状・今後の展望の両方で、「仲が良く、家族同様な付き合い」、「困った時にお互いに助け合う付き合い」の割合が、前回調査よりも若干減少しており、少しずつですが近所の人との関係が希薄化してきているようです。

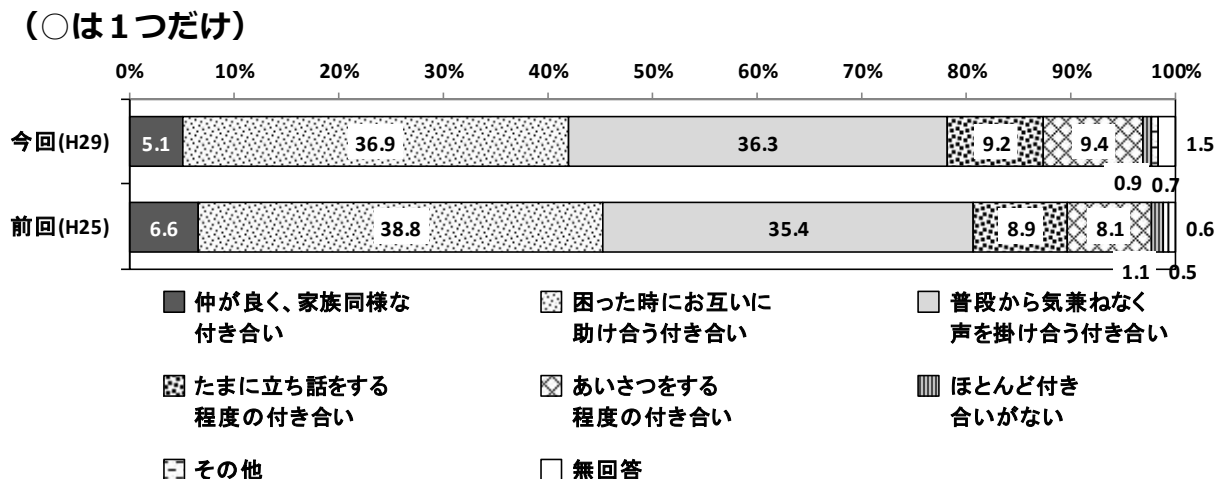
そうした中でも、「困った時にお互いに助け合う付き合い」は、現状では 10.9%ですが、今後の展望では 36.9%と多くなっていることから、互いに助け合う関係を希望する人が多いことがわかります。ただ、「仲が良く、家族同様な付き合い」は少ないことから、より緊密な関係を望む人は少ないといえます。

また、現状で「あいさつをする程度の付き合い」は、18～29 歳(45.9%)、30～39 歳(48.8%)では半数近くを占めており、若い世代では近所の人との関係が一段と希薄化している様子が見えます(参照：資料編 P95～96)。

問 あなたと近所の人との関係は次のどれに近いですか。(○は1つだけ)



問 あなたは今後、近所の人との関係がどのような状態になればよいと思いますか。(○は1つだけ)



(2) 助け合いのできる地域

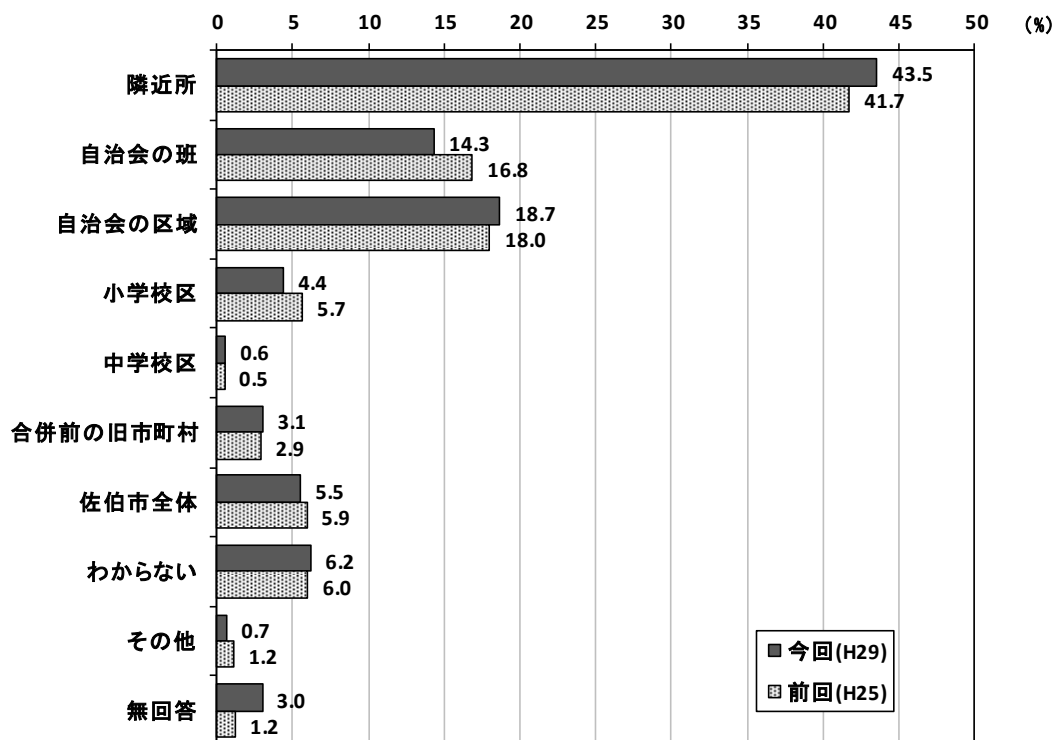
年齢や地区によって助け合いのできる地域の範囲に差異
地域特性に対応した助け合いの在り方の検討が必要

日ごろの生活において「助け合いができる地域」としては、前回から大きな変化はなく、「隣近所」が43.5%と圧倒的に多く、「自治会の班」が14.3%、「自治会の区域」が18.7%となっており、これらを合計した自治会までの区域が76.5%となっています。

年齢別にみると、「隣近所」は70～79歳(52.0%)、80歳以上(61.6%)では半数を超えています。一方、「小学校区」は18～29歳(13.5%)、30～39歳(14.0%)、40～49歳(13.0%)では10%を超えており、年齢の低い方が、助け合いをする地域が広い傾向にあります。

地区別にみると、「隣近所」は鶴見(57.9%)、宇目(54.4%)、蒲江(51.4%)では半数を超えています。一方、青山(22.2%)、八幡(23.5%)では20%強であり、地区によって意識に差がみられます(参照：資料編 P97)。

問 日ごろの生活において、「地域でお互いに助け合いをする」とした場合、あなたの考える「助け合いができる地域」とは、どの範囲ですか。(○は1つだけ)



(3) 生活をする上での心配事

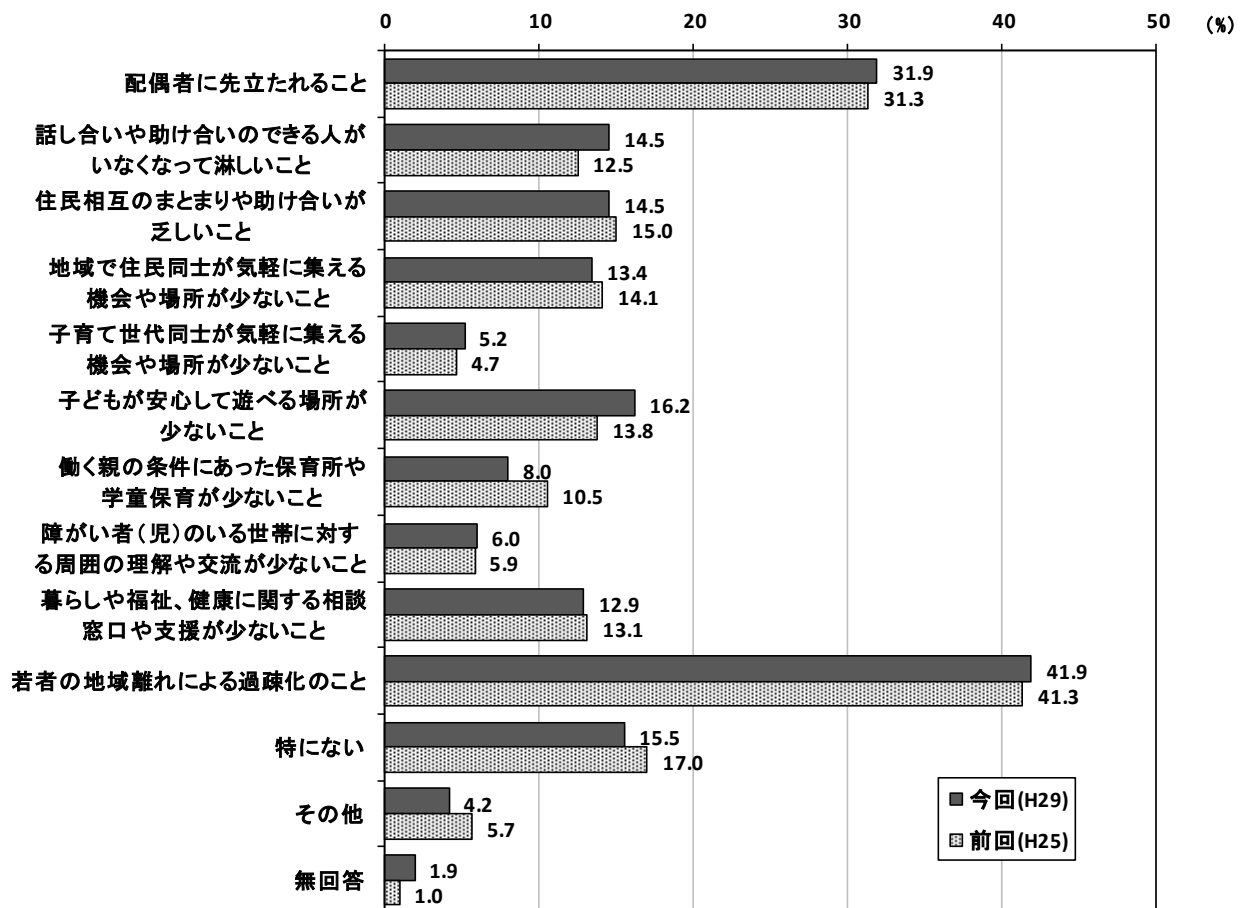
1位「若者の地域離れによる過疎化のこと」(41.9%)

2位「配偶者に先立たれること」(31.9%)

過疎化対策・ひとり暮らしでも安心できる環境づくりが重要

日ごろ、生活をする上での心配事をみると、前回同様、「若者の地域離れによる過疎化のこと」(41.9%)と「配偶者に先立たれること」(31.9%)の2つが多く、大きな変化はみられません(参照:資料編 P98)。

問 あなたは日ごろ、生活をする上でどのような心配事がありますか。(○はいくつでも)



(4) 地域の人やボランティアにしてほしい・手伝ってほしいことと協力できること

「してほしいこと」に対し「協力できること」がほぼ上回っている

ボランティア活動におけるマッチングが重要

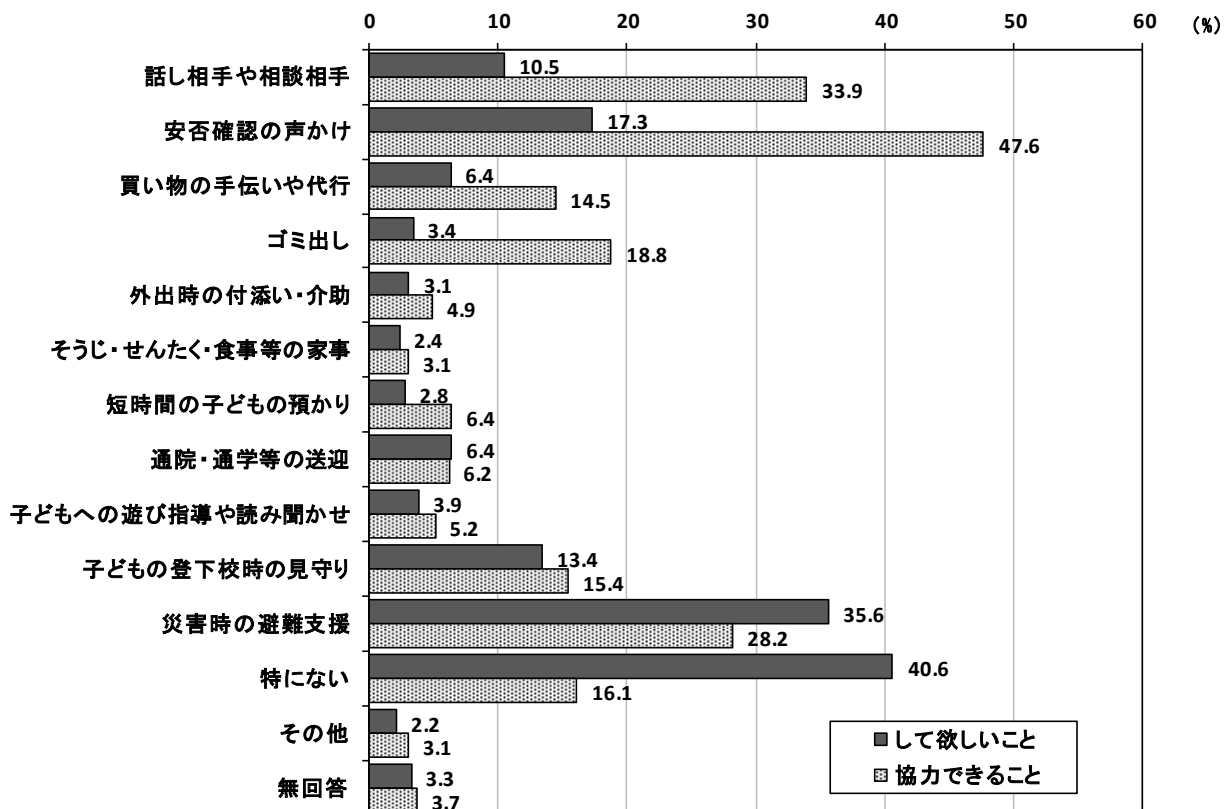
地域の人やボランティアにしてほしいことや手伝ってほしいこととしては、「災害時の避難支援」が35.6%と特に多くなっています。

逆に、高齢者や障がい者、子どもがいる世帯に対して、協力できることとしては、「安否確認の声かけ」が47.6%と最も多く、次いで「話し相手や相談相手」(33.9%)、「災害時の避難支援」(28.2%)が多くなっており、してほしいこと・手伝ってほしいこととは必ずしも一致していません。

一方では、協力できることでは、「特にない」が16.1%と少なくなっており、約8割強の人は協力できることがある、ということになります。できることに程度の差はありますが、互いに助け合うという意識は、多くの人を持っていることがわかります(参照:資料編 P99~100)。

問 あなたは、日ごろの生活の中で、地域の人やボランティアにしてほしいことや手伝ってほしいことがありますか。(○はいくつでも)

問 あなたが、高齢者や障がい者、子どもがいる世帯に対して、協力できることは何ですか。(○はいくつでも)



(5) 地域社会の中で安心して暮らしていくために

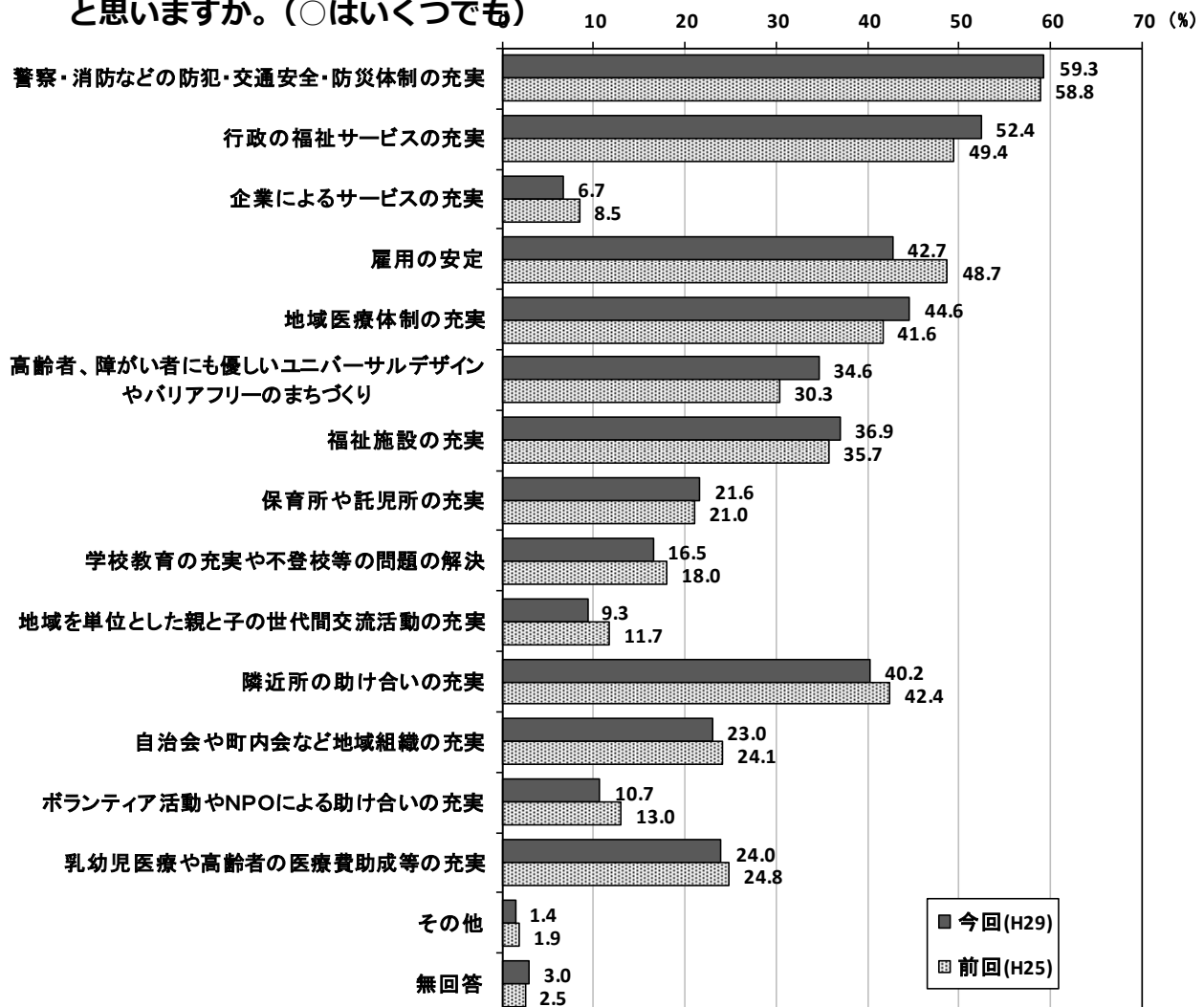
前回と大きな差はないが、30～39歳では、「保育所や託児所の充実」(60.5%)、「乳幼児医療や高齢者の医療費助成等の充実」(40.7%)

ニーズは多種・多様化しており、きめ細かな対応が大切

地域社会の中で安心して暮らしていくために大切なこととしては、「警察・消防などの防犯・交通安全・防災体制の充実」(59.3%)と「行政の福祉サービスの充実」(52.4%)が半数を超え、次いで「地域医療体制の充実」(44.6%)、「雇用の安定」(42.7%)、「隣近所の助け合いの充実」(40.2%)となっています。

年齢別にみると、30～39歳では「保育所や託児所の充実」(60.5%)、「乳幼児医療や高齢者の医療費助成等の充実」(40.7%)が特に多くなっています。「雇用の安定」は18～29歳(66.2%)、30～39歳(67.4%)、40～49歳(70.2%)では最も多くなっています(参照：資料編 P101)。

問 あなたは、地域社会の中で安心して暮らしていくためにはどのようなことが大切だと思いますか。(○はいくつでも)



3 自治委員アンケート調査からみた現状

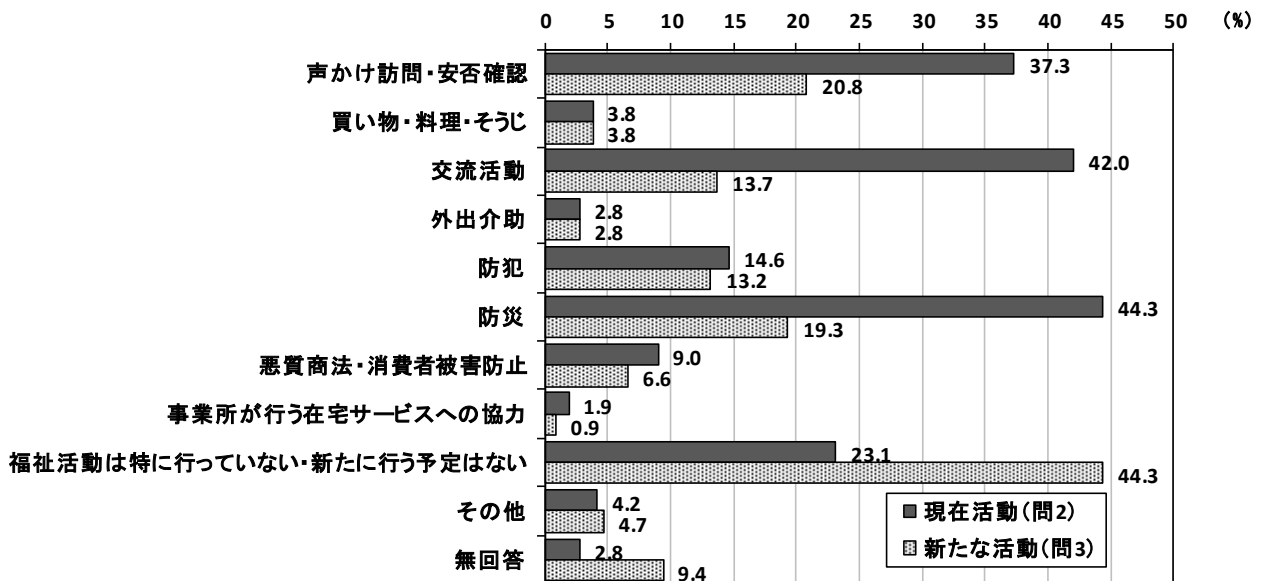
(1) 福祉活動について

現在行っている福祉活動としては、「防災」が44.3%と最も多くなっています。次いで「交流活動」(42.0%)、「声かけ訪問・安否確認」(37.3%)となっています。

今後新たに行う予定の福祉活動としては、「声かけ訪問・安否確認」が20.8%と最も多く、次いで「防災」(19.3%)、「交流活動」(13.7%)、「防犯」(13.2%)となっています。

問 あなたの地域では、現在どのような福祉活動を行っていますか。(複数回答可)

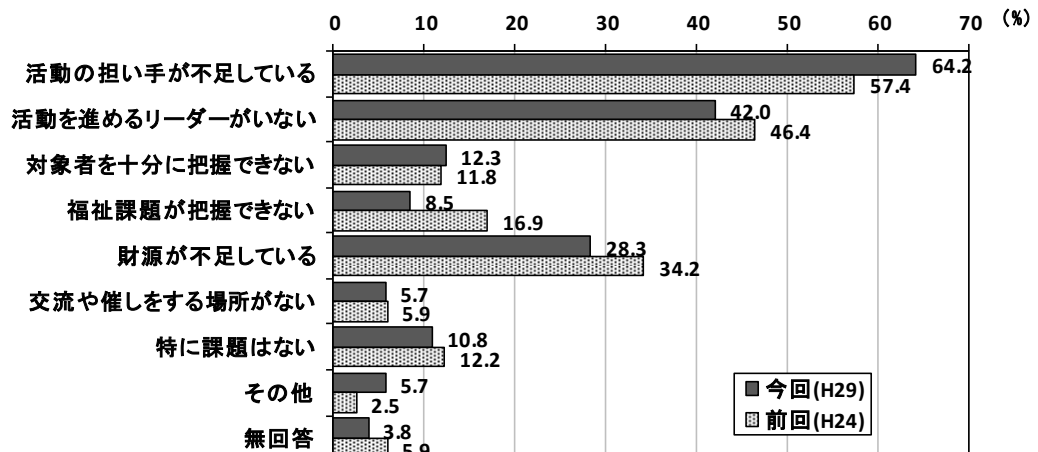
問 今後、新たに福祉活動を行う予定がありますか。(複数回答可)



(2) 福祉活動の課題について

福祉活動の課題としては、前回同様、「活動の担い手が不足している」が最も多く、前回の57.4%から64.2%と、6.8ポイント増加しています。次いで「活動を進めるリーダーがない」(46.4%→42.0%)、「財源が不足している」(34.2%→28.3%)と、前回と同様の順位ですが、その割合は減少しています。

問 福祉活動を実施していく上で課題はありますか。(複数回答可)



4 フォーカスグループインタビューからみた現状

「高校生・大学生」、「子育て世代」、「障がい福祉関係者」のグループごとに、次の7つのテーマで意見交換を実施しました。それぞれのグループから多種・多様な意見が述べられ、意見の一部を要約して掲載しています。

(1) 生活をする上での心配事

※概要の中の【 】書きは、意見に対し発言者やグループ内から出た意見です。

グループ	概要
高校生・大学生	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の地域離れによる過疎化。【公共交通の利便性の確保により防止できるのではないか。】 ・過疎化により、地域の行事等の規模が小さくなっている。
子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの夜間の急病に対応できる小児科の体制ができていない。【夜間や休日の子どもの病気を電話で相談できる体制はある。】 ・路線バスの廃止等により通学が不便になっている。【公共交通機関等利便性の確保が必要。】
障がい福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児（者）の地域で暮らしたいという意思を尊重するために、地域でどのくらい認知され、理解されているか知ることが重要。 ・親亡き後、精神的、経済的に安心安全な生活を送っていけるか。【福祉サービスの充実等が必要。】 ・成年後見制度がよくわからない。【代弁できる後見人のネットワークができればいい。】

(2) 子どもたちに思いやりのある心や福祉の理解と参加の心を育てるために必要な環境

グループ	概要
高校生・大学生	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい児（者）の理解が深まるとともに、思いやりの心が持てるようになるため、学校行事、学校教育の中で、福祉のことを教えたり、自分から高齢者や障がい児（者）と触れる機会をつくったりすることが必要。
子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の理解として、障がい児や高齢者、乳幼児等が身近に感じられる環境。 ・親や家庭から学ぶものだと思うが、教える親に心のゆとりがないと、思いやりの心を育てるのは難しい。
障がい福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で暮らし、交流することで、障がい児に個性があることが理解できる。基本は障がい児が地域で生活できる体制が必要。 ・福祉施設で働く体験等の参加教育を通して、子どもたちに考えさせることが必要。 ・親自身の言動がすべて。日ごろから子どもとの会話が大切。

(3) 地域の人やボランティアにしてほしいことや手伝ってほしいこと、「あったらいいな」と思う支えあい活動

グループ	概 要
高校生・大学生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の支援（泥等の処理）。 ・イベント（お祭り・掃除活動等）のお手伝い。 ・災害時における心理カウンセラーや道路情報等具体的な情報の発信。防犯上では夜間における地域住民による地域パトロール等。
子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の見守りや声かけ。 ・災害時の避難支援や声かけ。
障がい福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の見守り。 ・放課後や長期休み中の行動支援や見守り、交流。 ・地域の中にいる障がい児のことを理解し、災害時の声かけ、避難支援をしてほしい。

(4) 高齢者や障がい者、子どもがいる世帯に対してできること

グループ	概 要
高校生・大学生	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で孤立しないように、定期的に訪問する。 ・日ごろからあいさつをし、相談相手になる等、コミュニケーションを取る。 ・一緒に勉強や運動をする。
子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろからの声かけ、話し相手になる。 ・買い物等、困難時の支援。
障がい福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の経験を参考に、障がい児保護者への話し相手や相談相手等。 ・荷物を持ってあげたり、相手の話を聞いてあげる。

(5) 自分ができる災害時の助け合いや協力

グループ	概 要
高校生・大学生	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の声かけ、避難誘導。 ・炊き出しの手伝い、災害ボランティア。
子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろからの声かけ。声かけをして地域の結束を高める。 ・「自分の身は自分で守る」の考え方がまず基本。 ・声かけ、高齢者のひとり暮らしの家等を把握しておく。
障がい福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の声かけや誘導。 ・筆談等の聴覚障がい者等に対する支援。

(6) 安心して暮らしていくために市民としてできること

グループ	概要
高校生・大学生	<ul style="list-style-type: none"> 地域で行われている活動や危険な場所等の情報を、地域住民間で共有すること、地域のつながりを持つこと。 コミュニケーションを取り、普段から地域の人たちとわかりあえること。孤独、孤立はつらいと思う。
子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> 地域のことに関心を持つ。 閉じこもりがちな母親が気軽に行ける環境づくりを行う。 親が率先して動き、ネットワークをつくる。 地域の活動、学校行事に積極的に参加していく。
障がい福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもたちを知ってもらうための啓発活動を広げる。 楽しんで地域活動に参加できる場面づくり。 障がい者も積極的に外に出ていくことができるようにすること。 日ごろからの近隣とのコミュニケーション。

(7) 地域社会の中で安心して暮らしていくために大切なこと

グループ	概要
高校生・大学生	<ul style="list-style-type: none"> 生活課題は自分たちが暮らす地域で起こるため、地域とのつながりを持っておくことや、通学路等の歩道や車道の危険箇所等の地域情報を共有・確認しておくこと。
子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> 小さい子どもの不慮の事故（誤飲、風呂での事故等）への対処方法等、子どもを持つ親への情報伝達。 外出先での赤ちゃんのおむつ交換や授乳室等の子育て世代への支援が増えたらいい。
障がい福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな人がいることを知ること。 ユニバーサルデザインの取組の充実により、誰もが安心して暮らせる共生社会になること。 ひきこもりの本人と家族のための中間のリハビリ施設の充実。

5 地域懇談会からみた現状

20 地区社協の地区懇談会で 687 件の困りごとの意見があり、解決のための「あったらいいな★」を話し合いました。

【件数集計】

地区	困りごと分野						合計
	生活	食事	寄り所	移動	災害	その他	
佐伯	12	1	9	9	0	1	32
渡町台	10	2	6	6	0	4	28
佐伯東	21	4	14	7	0	3	49
鶴岡	19	2	6	6	2	5	40
上堅田	16	2	4	8	0	1	31
大入島	16	4	7	17	2	4	50
八幡	12	2	7	5	0	0	26
西上浦	12	0	4	5	1	2	24
下堅田	14	1	5	7	1	5	33
青山	11	3	6	5	0	8	33
木立	16	2	10	3	1	1	33
灘	9	1	3	8	0	1	22
上浦	8	0	10	10	4	5	37
弥生	9	3	9	6	2	5	34
本匠	12	2	6	10	0	2	32
宇目	18	0	6	3	2	6	35
直川	7	3	9	11	0	5	35
鶴見	15	1	6	6	2	4	34
米水津	15	1	8	7	3	3	37
蒲江	14	2	11	10	0	5	42
合計	266	36	146	149	20	70	687

【件数の構成比】

地区	困りごと分野						合計
	生活	食事	寄り所	移動	災害	その他	
佐伯	37.5%	3.1%	28.1%	28.1%	0.0%	3.1%	100.0%
渡町台	35.7%	7.1%	21.4%	21.4%	0.0%	14.3%	100.0%
佐伯東	42.9%	8.2%	28.6%	14.3%	0.0%	6.1%	100.0%
鶴岡	47.5%	5.0%	15.0%	15.0%	5.0%	12.5%	100.0%
上堅田	51.6%	6.5%	12.9%	25.8%	0.0%	3.2%	100.0%
大入島	32.0%	8.0%	14.0%	34.0%	4.0%	8.0%	100.0%
八幡	46.2%	7.7%	26.9%	19.2%	0.0%	0.0%	100.0%
西上浦	50.0%	0.0%	16.7%	20.8%	4.2%	8.3%	100.0%
下堅田	42.4%	3.0%	15.2%	21.2%	3.0%	15.2%	100.0%
青山	33.3%	9.1%	18.2%	15.2%	0.0%	24.2%	100.0%
木立	48.5%	6.1%	30.3%	9.1%	3.0%	3.0%	100.0%
灘	40.9%	4.5%	13.6%	36.4%	0.0%	4.5%	100.0%
上浦	21.6%	0.0%	27.0%	27.0%	10.8%	13.5%	100.0%
弥生	26.5%	8.8%	26.5%	17.6%	5.9%	14.7%	100.0%
本匠	37.5%	6.3%	18.8%	31.3%	0.0%	6.3%	100.0%
宇目	51.4%	0.0%	17.1%	8.6%	5.7%	17.1%	100.0%
直川	20.0%	8.6%	25.7%	31.4%	0.0%	14.3%	100.0%
鶴見	44.1%	2.9%	17.6%	17.6%	5.9%	11.8%	100.0%
米水津	40.5%	2.7%	21.6%	18.9%	8.1%	8.1%	100.0%
蒲江	33.3%	4.8%	26.2%	23.8%	0.0%	11.9%	100.0%
合計	38.7%	5.2%	21.3%	21.7%	2.9%	10.2%	100.0%

(注) **太字** は、30%以上のもの

主な困りごとと、地区社協ごとに検討した「あったらいいな★」を以下のとおり掲載しております（参照：資料編 P102～105）。

	困りごと	あったらいいな★
生活	入院時、入院中のお世話をしてくれる人がいない	地域での支えあいがあったらいいな。 有償で気軽に頼める人たちがいたらいいな。
	買い物、掃除、庭木の剪定等に困っている	
	ごみ出しに困っている	
食事	食事がつくれない高齢男性が多い	料理教室が各地で開催されたり、みんなで集まって食事ができたりする機会があったらいいな。
	ひとり暮らしの栄養に偏りがある	
	高齢者の孤食	
寄り所	空き家の問題が解消されない	公民館の機能強化や、地域拠点として住民が気軽に使用できる建物が増えるといいな。
	放置された空き家による倒壊の心配	
	小・中学校の活用	
	公民館の有効活用	
移動	コミュニティバスが不便	多様な交通手段が充実されたいな。
	路線バスの本数も減り、外出の機会が少ない	
	交通が不便	
	タクシーを使わないと移動ができない	
	運転免許証返納後が不安	
災害	災害による主要道路の崩壊	孤立しても生活できる備えがあったらいいな。 地域での助け合いがあったらいいな。
	避難所まで自力で行けない	

第3章

地域共生社会の実現に向けて

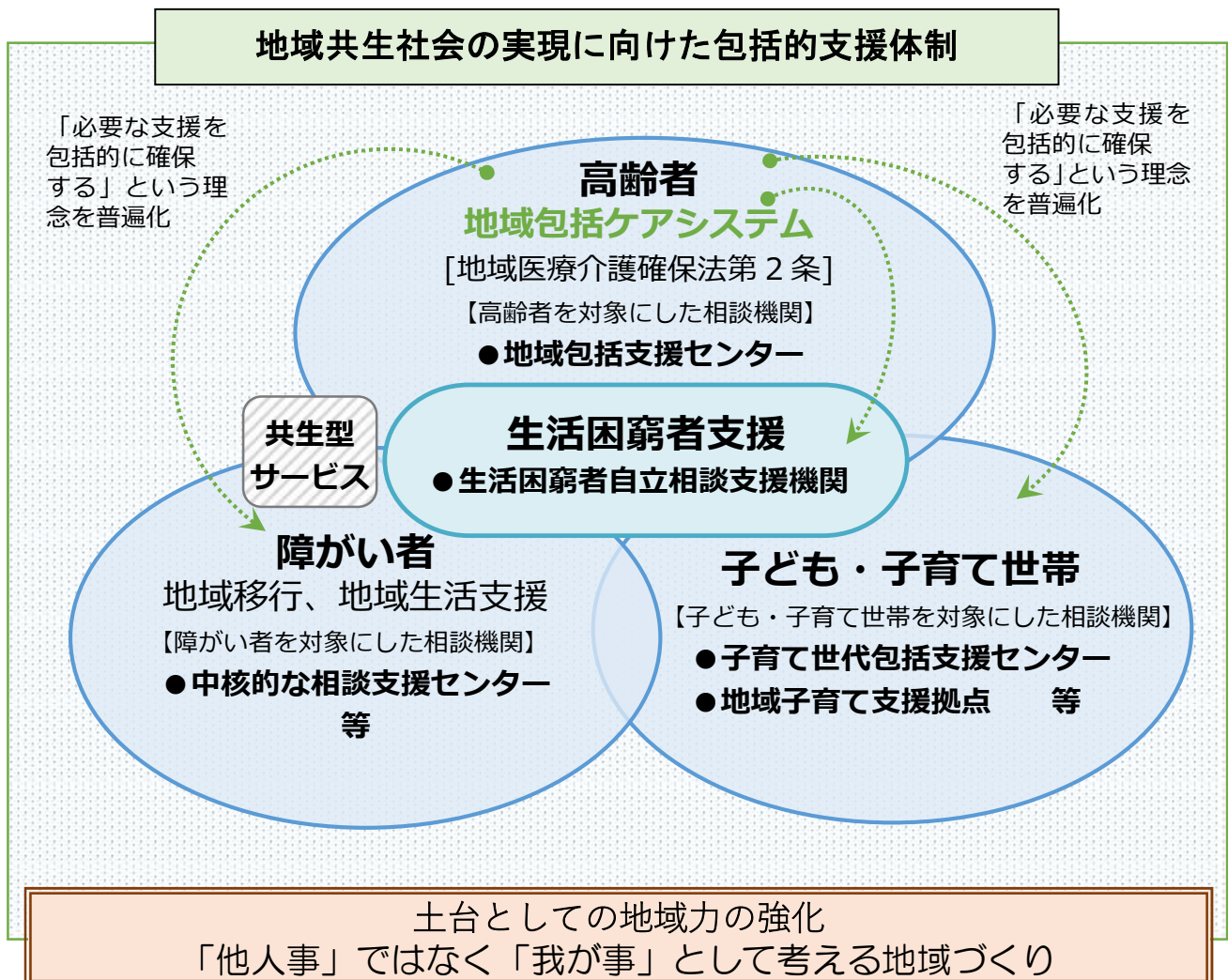
第3章 地域共生社会の実現に向けて

国は、社会福祉法を改正し（平成30年4月1日施行）、「公的支援を『縦割り』から『丸ごと』へ」、「『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む」ことを目指し、高齢者支援として推進してきた分野・主体間を超えて、連携による支えあいの仕組み「地域包括ケアシステム」を、地域に暮らすすべての人が支えあう仕組みとして深化・推進させた「地域共生社会」の実現に動き出しています。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会です。

本市では、地域福祉に関する様々な施策を実施しています。これらの施策を実施することにより、地域共生社会の土台となる地域力の強化に向けた取組を推進します。

また高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯等の各専門分野での支援はもちろんのこと、分野がまたがる課題については、これまでどおりそれぞれの相談機関の連携により、その解決に向けた相談支援体制の充実、強化に努め、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。



第4章

計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市は、九州一の広大な面積を有しており、山間部や海岸部、都市部等、様々な地域特性があります。少子高齢化が進行し、過疎化等の問題も深刻になっており、今後もさらに進行することが予測されています。そのため、若い世代だけでは高齢者を支えることができなくなります。

このような中、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、若い世代の定住化対策や過疎化対策に取り組むことはもちろんのこと、公的支援を「縦割り」から「丸ごと」へと、また地域に暮らす住民は「他人事」ではなく「我が事」として、主体的に支えあっていくことが必要となります。地域のつながりの強化、支えあいの仕組みをつくることが重要な課題であると考えます。

本計画では、より一層の地域福祉の推進を図るため、第1期、第2期計画の基本理念である『みんなでつくる 「やさしさ」と「支えあい」のあるまち さいき』を継承し、「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」を目指し、取組を推進します。

【基本理念】

みんなでつくる

「やさしさ」と「支えあい」のあるまち さいき

2 基本目標

本計画の基本理念“みんなでつくる 「やさしさ」と「支えあい」のあるまち さいき”の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 やさしい心と人づくり

「やさしさ」と「支えあい」のあるまちづくりを進める際の基本となるのは、「地域のつながり」です。地域の様々な課題を解決するために、同じ地域に住む人同士が知り合い、支えあう意識を自然に育むことができるよう、地域での交流の場・機会づくりを推進します。

また、住民同士がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、学校や公民館活動等を通して、地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、心のバリアフリーを進めます。

さらに、市、社会福祉協議会とともに、地域福祉の担い手としてボランティアやNPOを育成するとともに、自治会や民生委員児童委員協議会、各地区社協等の地域福祉活動に関わる様々な団体の個々の活動を支援・促進し、地域で支えあう力の活性化を図ります。

基本目標2 支えあう地域づくり

本市には、地域福祉活動に関わる様々な団体があります。地域福祉を推進するためには、このような団体の個々の取組を進めることも大切ですが、団体間の活動がつながることで、これまで解決できなかった課題の解決につながったり、よりよい取組が生まれる等の効果が期待できます。

このため、「住民に身近な圏域」において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域貢献活動等の公益的な取組の実施が求められている社会福祉法人、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備を図ります。

また、地域福祉活動を推進するためには、活動の拠点となる「場」が必要です。保健福祉総合センターや社会福祉センター、地域福祉センター、保健センター等の保健福祉関連施設をはじめ、地域の公民館、学校施設等の様々な社会資源を地域福祉活動の拠点として活用できるよう、利用しやすい仕組みづくりに努めるとともに、住民にとってより身近なところに、集える「場」ができるよう努めます。

基本目標3 サービスを利用しやすいしくみづくり

高齢者や障がい者、児童等を対象とした福祉サービスは、様々な制度改正がなされ、サービス利用者自身がサービスを選び、利用する仕組みへと大きく変化しています。福祉サービス利用者が適切にサービスを選択し、利用できるよう支援していくことが行政の重要な役割であるため、福祉に関する情報提供や相談支援体制の充実、知的障がい者や認知症高齢者等の判断能力が不十分な方の権利擁護等に取り組み、住民の誰もがサービスを利用しやすい環境づくりを推進します。

また、地域福祉活動を通して把握された地域住民が抱える生活課題に関する相談について、住民に身近な圏域において包括的に受け止め、必要に応じて専門的な相談支援機関につなぎます。そこで対応しがたい課題については多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制が必要となるため、その整備について検討します。

市域の広い本市では、保育所や介護保険施設等の各種福祉施設の地域間バランスに考慮した施設整備が求められているため、地域で自立した生活が送れるよう、福祉、保健、医療分野の連携強化を図り、効果的にサービスを提供できる体制づくりに努めます。

基本目標4 安全・安心なまちづくり

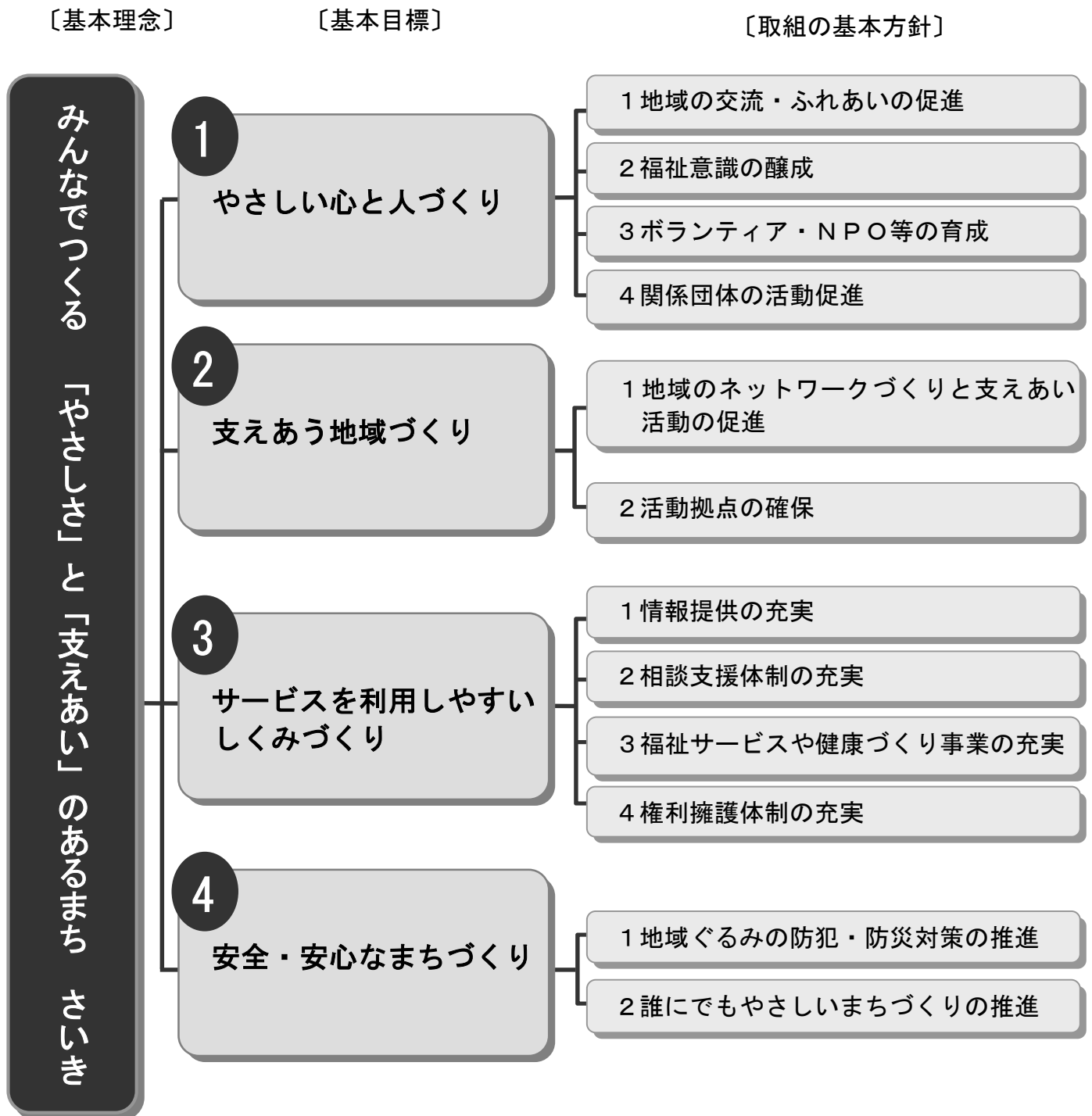
住民が安心して暮らすためには、防犯・防災対策の推進や、活動しやすい生活環境の整備も重要な課題です。子どもや高齢者、障がい者等を犯罪から守るための対策や、津波、風水害等の避難行動要支援者に関する対策を、地域ぐるみで進めていきます。

市域が広い本市においては、住民の交通手段の確保も重要な課題です。高齢者や障がい者等、誰もが安全かつ安心して住み、活動することができるよう、交通・移動手段の確保や、すべての人にとってやさしい道路・施設等の環境整備、空き家対策等についても取組を進めます。

また、犯罪被害を受けた人等の早期回復や生活の再建を支援していくとともに、再犯防止のため、犯罪をした人等の社会復帰支援の在り方について検討し、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

3 基本方針（施策体系）

基本理念・基本目標に即して、各論で展開する取組の体系は以下のとおりです。



第5章

地域福祉計画・地域福祉活動計画の 施策展開

第5章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策展開

基本目標1 やさしい心と人づくり

1 地域の交流・ふれあいの促進

【 基本的な考え方 】

同じ地域に住む人同士が知り合い、助け合う意識は、日常的なふれあいの中から生まれるものが多いため、地域の中で、住民同士が自然に交流できる「寄り場」づくりや、日ごろからのあいさつ・声かけ等による交流・ふれあいの促進を図ります。

【 現状と課題 】

高齢者の介護予防・生きがいづくりとしての「さいきの茶の間」、「ふれあい・いきいきサロン」の推進、敬老会の支援の実施、子育て中の保護者の情報共有や友だちづくりの場としての「子育てサロン」の推進、障がい者の交流の場としての「佐伯市福祉ふれあい運動会」の支援、地区社協での交流事業の支援等を通じて地域の交流・ふれあいの促進を進めています。

しかしながら、高齢等の理由により交流の場（サロン、敬老会等）に参加できない人がいることや、「子育てサロン」の参加者の減少、地域共生社会に向け障がい者の交流行事に健常者が参加できるような環境づくり、といった課題もあります。地域座談会の中で「ふれあいサロン」における事業内容の柔軟性についての要望もありました。

また、子どもの頃から地域の中でふれあいの心を育てることは重要だと考えますが、学校の統合により地域から離れた場所に通学する等、住んでいる地域で、近隣の人との関わりを持つ機会が少なくなっているという課題もあります。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行いましょう。 ● 家族で交流する機会を大切にしましょう。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none"> ● 近所の人と誘いあって地域の行事に積極的に参加し、交流を深めましょう。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の様々な住民が参加できる機会・場をつくりましょう。 ● リーダーの育成に努めましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と連携して、子ども、高齢者、障がい者等、様々な住民同士が気軽に立ち寄り、交流できる場・機会づくりを促進します。 ● 子どもや子育て世帯、高齢者、障がい者等の交流事業の充実に努めます。 ● 地域と児童生徒の交流の促進に努めます。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施 策 名	施 策 内 容	担当部署
1	「さいきの茶の間」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化が進展する中で、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域での生活の助長、社会的孤立感の解消、地域間交流、介護予防等を図るため「さいきの茶の間運営事業」に要する経費を助成します。 ● 助成要件について検討し、新規団体や参加者の増加に努めます。 	高齢者福祉課
2	「ふれあい・いきいきサロン」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 家に閉じこもりがちな高齢者や要介護者になるおそれのある高齢者等を対象に、社会的孤立感の解消や自立生活の助長、介護予防を図るためのサロン事業を実施します。 	健康増進課
3	敬老会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者に敬意を表し、長寿を祝福するために、地域で開催されている敬老会行事に対して助成を行います。 ● 敬老会への補助についての周知を図り、開催地区の増加に努めます。 	高齢者福祉課
4	障がい者の交流の場づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の社会参加・交流支援の一環として、佐伯市福祉ふれあい運動会や各種スポーツ大会への支援を行います。 	障がい福祉課

施策 No.	施策名	施策内容	担当部署
5	地域子育て支援拠点や放課後児童クラブの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の子育てに対する不安感の緩和や、保護者・子ども同士の交流を促進するため、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブの充実・強化を図ります。 ● 地域子育て支援拠点間のネットワーク、NPO、ボランティア等の民間支援団体とのネットワークの充実・強化に努めます。 	こども福祉課
6	子どもの居場所づくりに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちの孤立を防止し、健やかに育成される環境整備をすることを目的に、食事の提供と居場所づくりを行う事業に対する経費を助成します。 	こども福祉課
7	地域とともにある学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ・スクールの設置、拡大により、学校運営に地域の声を積極的にいかし、学校と地域が相互に連携・協働した取組をさらに進めます。 	学校教育課
8	地域行事への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民同士の交流を促進するため、地域の中で様々な世代の人が参加できるお祭りや催し等への支援に努めます。 	全庁

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No	事業名	事業内容
1	「ふれあい・いきいきサロン」の推進 (市受託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的介護予防サービスの受け皿として既存サロンの実施回数の増加と新規サロンの開設、心身機能の維持向上を目指したサロンづくりを行います。 ● 研修会を通じて、運動の効果・救急法・認知症予防についての知識を深め、支援員・お助け隊のレベルアップを図ります。 ● サロン参加者が、楽しく活動してサロンを継続できるよう、レクリエーション用品の使い方や身近な道具で楽しめる内容を指導します。 ● 参加者向けアンケートを実施し、より効果的な運営方法を検討します。
2	子育てサロンの運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の保護者の交流・情報交換の場として子育てサロンを推進します。 ● 子育てサロンの参加に関する相談は増加しているため、気軽に参加できるよう情報発信を行います。 ● 既存サロンの支援を重視し、サロン継続維持に努めます。 ● ホームページでの更新や、情報誌の見直し・確認を定期的に行い、最新の情報を発信します。 ● 参加者向けアンケートを実施し、より効果的な運営方法を検討します。

事業 No	事業名	事業内容
3	子ども食堂 立ち上げ・運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもにおける様々な課題がある中で、子どもの居場所づくりとして「子ども食堂」を立ち上げようとする個人・団体の相談・開設・運営の支援を行います。 ● 子ども世代だけでなく、様々な世代が関わりを持ち、地域住民の『居場所』『交流の場』として「子ども食堂」が活用できるよう支援します。
4	児童館・放課後児童 クラブの運営 (指定管理事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援の拠点として地域福祉活動と連携しながら、安全な児童館運営と放課後児童クラブ事業を行います。
5	地域行事への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ごとに敬老会や地区行事が開催される中、物品の貸し出しを行うことや、行事の内容の相談に対し、支援を行います。 ● 子どもから高齢者まで、地域が一体となり、日ごろから顔の見える関係が構築されるよう支援します。

2 福祉意識の醸成

【 基本的な考え方 】

住み慣れた地域であいさつや交流を通じて支えあう意識を育むとともに、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、市民同士がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、福祉や人権問題についての教育及び啓発活動を推進します。

【 現状と課題 】

本市では、「佐伯市人権尊重のまちづくり条例」や「佐伯市人権施策基本計画」に基づいて、様々な人権教育、人権啓発活動に取り組んでいます。人権講演会、各地区公民館で実施する高齢者教室での人権学習会、小中学校における人権教育等を実施することにより、様々な啓発活動を推進していますが、近年では、情報化社会の進展に伴いインターネット上で差別を助長する書き込みが増える等、新たな人権侵害も発生しています。

また、社会福祉協議会では、遊びを通して福祉を学ぶ「ちびっこフェスティバル」や児童生徒、企業の職員を対象にした「福祉体験プログラム」等を通じ、地域や学校と連携し楽しみながら福祉を学び、福祉や人権について考えるきっかけづくりを進めています。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのことをはじめ、福祉に関する正しい知識を身につけましょう。 ● 福祉や人権に関わる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に参加しましょう。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none"> ● ご近所で声を掛け合いましょう。 ● 相手の立場にたって行動しましょう。 ● 自分の周囲に支援を必要としている人がいないか、気を配りましょう。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の様々な住民が参加できる機会・場をつくりましょう。 ● 地域教育に携われる地域の人材を発掘・育成しましょう。 ● 障がい者や高齢者等の入所施設と地域が連携し、交流の機会・場をつくりましょう。 ● 異世代の交流の場を活用し、学習会を開催しましょう。 ● 地域の中で、生活ルール・マナーの徹底を図りましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「佐伯市人権施策基本計画」等に基づき、学校教育や生涯学習事業の中で、福祉や人権に関する教育を進めます。 ● 広報や講演会・講座等による福祉や人権問題に関する啓発を行います。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施策名	施策内容	担当部署
9	「佐伯市人権施策基本計画」 「佐伯市人権施策基本計画に係る実施計画」 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 部落差別解消推進法（平成 28 年施行）、障害者差別解消法（平成 28 年施行）、ヘイトスピーチ解消法（平成 28 年施行）の三つの法律を反映した「佐伯市人権施策基本計画」及び「佐伯市人権施策基本計画に係る実施計画」に改定します。 ● これらの計画に基づき、今後も部落差別をはじめとした様々な人権問題に関する啓発等の活動を計画的に推進します。 	人権 同和対策課
10	人権・同和教育 研究大会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐伯市人権・同和教育研究会と共同で実施している人権・同和教育研究大会やブロック別研修会等についての周知を図り、多くの市民が参加できる体制づくりに努めます。 	社会教育課
11	人権学習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が身近な地域で人権について学習できるよう、地区公民館において「地区別人権学習会」や「高齢者学級人権学習会」等を開催し、参加者の増加を図るため、周知にも努めます。 	社会教育課
12	学校における 人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大分県人権教育推進計画」、「佐伯市長期総合教育計画」に基づき、児童生徒の人権意識の醸成を図り、地域の協力を得ながら学校における人権教育の一層の充実に努めます。 ● 協力的、参加的、体験的な人権学習を推進するため「体験的参加型人権学習」を取り入れた授業を推進します。 	学校教育課
13	学校等での福祉 体験教室の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育や社会教育の場で手話の体験教室の開催を支援します。 	障がい福祉課

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No.	事業名	事業内容
6	社協ちびっこ フェスティバル の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちに遊びを通して福祉を学んでもらい、体験を通じて福祉意識の醸成を図ります。 ● より多くの子どもたちに参加してもらえるよう、周知活動を積極的に行います。
7	福祉体験 プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校との連携を強化し、児童生徒が福祉について楽しく学べるよう創意工夫を重ねます。 ● 地域にも重点をおき、高校や企業、地域にも浸透していくよう、福祉体験プログラムについての情報発信を行い、実施につなげていくよう努めます。
8	福祉スクールの 開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で取り組まれている各種の活動と連携し、福祉を体験する福祉スクールを開催し、子どもたちに福祉を考えるきっかけづくりとし、福祉意識の醸成を図ります。
9	社会福祉大会 の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐伯市内で福祉活動を行う方々を表彰するとともに地域福祉活動の啓発を行います（隔年）

3 ボランティア・NPO等の育成

【 基本的な考え方 】

高齢者や障がい者等の多様化・複雑化する支援のニーズに対応するためには、行政サービスだけでなく、ボランティアやNPO等のきめ細やかな支援が不可欠です。そのため、地域福祉の担い手としてボランティアの育成が必要であり、ボランティア活動を活性化し、ボランティア等の人材育成や活動支援に努めます。

【 現状と課題 】

本市では、ボランティア・NPO 団体、個人ボランティアが様々な分野で活動しています。ボランティア団体、NPO 等が行うイベントや講座等についての周知を図るため、継続的な広報活動をしたり、佐伯市まちづくりセンター「よろうや仲町」からボランティア団体、NPO 等の団体情報や活動状況等を発信したりしています。また活動団体の組織、運営力の強化を図るための講演会・研修会を定期的を開催しています。

ボランティア団体、NPO 等の活動は、それぞれの団体では活発に行われていますが、今後の課題として、各種団体間の交流の促進に努める必要があります。

また、社会福祉協議会では、本部にボランティアセンターを設置し、ボランティア活動状況を把握するとともに、ボランティアコーディネーターが中心となって、ボランティア活動の相談・マッチング等を行っています。

また、地域住民が「地域の生活課題を自分たちのこととしてとらえ、その解決のために活動を始める」きっかけづくりとして「生活支援ボランティア講座」があります。地域ごとに講座を開催し、その中からグループが結成され、自主的に活動を始めた地域グループもあります。そのような地域の力を引き出すためにも継続して講座を開催していきます。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種ボランティア研修会や講座に参加しましょう。 ● ボランティア行事、NPO 等の活動に関心を持ち、自分の経験や知識、特技をいかして積極的に参加しましょう。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none"> ● 知人・友人に地域活動への参加の声かけをしましょう。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努め、地域内の活発な交流を促しましょう。 ● 地域内でボランティア活動に参加できる機会を増やしましょう。 ● 自分たちが行っているボランティア活動の内容等について情報提供していきましょう。 ● ボランティアの人材発掘・育成に努めましょう。

取組の主体	取 組
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアやNPO 等に関する情報提供やボランティア養成講座の開催等により、市民のボランティア活動への参加を促進します。 ● 社会福祉協議会やボランティア連絡協議会等と連携して、ボランティアの活動内容の広報や活動の場の提供等の活動支援を行います。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施 策 名	施 策 内 容	担当部署
14	ボランティア養成講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 手話奉仕員養成講座を開催します。 	障がい福祉課
15	ボランティア・NPO に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報やホームページ、ケーブルテレビ等の多様な広報媒体を活用し、ボランティア・NPO に関する広報の充実を図ります。 	まちづくり推進課
16	ボランティア・NPO に関する講演会・研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア・NPO に対する理解促進と、活動団体の組織・運営力の強化を図るため、講演会・研修会を開催します。 	まちづくり推進課
17	ボランティア・NPO の活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア・NPO の活動を支援するため、「まちづくりセンター（よろうや仲町）」の拠点施設としての機能の充実・強化を図ります。 ● 平成 32 年度（2020 年度）に開設予定の「さいき城山桜ホール」へのスムーズな機能移転を図ります。 	まちづくり推進課
18	「佐伯市まちづくり交流倶楽部」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「佐伯市まちづくり交流倶楽部」の充実・強化を図り、SNS 等での情報発信や交流イベントの開催等を行うことにより、ボランティア・NPO 等団体相互の交流や市との情報交換、連携を促進します。 	まちづくり推進課
19	市民と市による協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動団体等と行政がともに特性をいかし、多様化する住民ニーズや地域課題に対応するため、「佐伯市協働推進事業」を充実・強化し、市民と市との協働事業の範囲を拡大します。 	まちづくり推進課
20	市民参加制度の条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体運営に関する指針や、住民が自治体運営に参加する際の基本的な考え方、ルールを定め、共通の指針とすることにより、市民参加を促進し、住民の意思を反映した行政運営を達成するための条例の制定を検討します。 	まちづくり推進課

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No.	事業名	事業内容
10	ボランティア の活動啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアコーディネーターによるボランティア活動の相談やマッチング等の役割を担うボランティアセンターとしての機能の充実・強化を図ります。 ● 個人・団体ボランティア活動状況を把握するとともに、ボランティア活動を行う人々が活動しやすい環境・体制の整備、活動の支援を行います。 ● ボランティアポイント制の導入を検討します。
11	生活支援 ボランティア講座 の開催（地域づくり 大作戦）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題への解決に向けた取組を行う、新たな担い手を増やすことを目的とした講座を実施します（地区社協との共催）。
12	ボランティア 手帳の発行	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校・施設・地域と連携を図り、中学生・高校生を対象としたボランティア手帳が生徒にとって身近な存在になるよう周知に努めます。 ● ボランティア活動が活性化されるよう、社会人への手帳の発行を検討します。
13	NPO、企業 ボランティア団体 との協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業の社会貢献活動が活発になってきており、福祉体験プログラムやボランティア手帳等を案内し、連携を強め、協働を推進します。
14	夏のボランティア 体験事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏休みの期間、ボランティア活動体験を行うことにより、今後のボランティア活動に積極的に取り組めるよう、きっかけづくりを支援します。
15	各種ボランティア 講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾聴ボランティアや子ども食堂等に関わる方を対象に、スキルアップ講座を開催します。 ● 地域が求める各種ボランティア講座を実施します。
16	ボランティア団体 の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動するボランティア団体のサポート、依頼のマッチング・準備等を行います。 ● 子ども食堂のボランティアのマッチング・サポートを行います。

4 関係団体の活動促進

【 基本的な考え方 】

民生委員児童委員協議会や自治会、老人クラブ連合会、婦人会、障がい者の当事者団体や母親クラブ、地区社協、ボランティア団体等、様々な団体が地域で活動しており、地域福祉活動において大変重要な役割を担っています。本市、社会福祉協議会ともに、今後もこれら各種関係団体の活動が市民に広く認知され、活動がより一層活性化するように支援します。

【 現状と課題 】

本市では、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、障がい者団体、健康づくり組織、地区社協、ボランティア団体等、地域福祉を推進するための様々な関係団体への支援を行っています。各団体の活動内容について市民に知ってもらうとともに、今後更なる地域福祉の推進を図るために、関係団体間の情報交換、連携の強化の促進に努める必要があります。

社会福祉協議会では民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会の事務局を担い、また地区社協やボランティア団体等の活動支援を行っています。各団体の活動が市民に広く認知されるよう情報発信にも力を入れる必要があります。そして活動がより一層活性化するように支援します。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	● 地域の様々な団体の活動に関心を持ち、参加しましょう。
互 助 (近隣)	● 団体の活動に誘いあって参加しましょう。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	● 活動内容を積極的にPRし、市民の参加を促進しましょう。
公 助 (行政)	● 地域福祉に関わる様々な団体と連携し、活動内容等の広報や、活動の場の提供等の活動支援に努めます。 ● 地域福祉推進に向けて、社会福祉協議会とは特に緊密に連携していきます。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施策名	施策内容	担当部署
21	社会福祉協議会の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会との連携をさらに強化し、情報提供や活動支援の充実・強化を図ります。 	社会福祉課
22	民生委員児童委員協議会の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉の担い手である民生委員児童委員協議会に対し、その活動や運営支援を行います。 	社会福祉課
23	老人クラブの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐伯市老人クラブ連合会及び単位クラブが実施する、高齢者の生きがいと健康づくりのための活動や、介護予防を目的とする活動等への支援を行います。 ● 老人クラブの意義や目的の周知を図り、減少傾向にある老人クラブの加入促進に努めます。 	高齢者福祉課
24	障がい者団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体・知的・精神障がい者等の関係団体との連携強化を図るとともに、障がい者スポーツ・文化活動等の支援を行います。 ● 在宅の障がい者の活動への参加を促進します。 	障がい福祉課
25	母親クラブの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の世代間交流や子どもの事故防止活動等を行う活動をしている、母親クラブの活動を支援します。 	こども福祉課
26	健康づくり地区組織の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の健康づくり組織・食生活改善推進協議会や運動普及推進協議会等の活動支援を行います。 ● 健康づくりの意義や目的の周知を図り、会員数の増加に努めます。 	健康増進課

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No.	事業名	事業内容
17	民生委員児童委員協議会の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員児童委員協議会の事務局を担い、協議会活動に資する情報提供を行い、活動の活性化を図るとともに、円滑な運営を支援します。
18	ボランティア連絡協議会の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア連絡協議会の事務局を担い、会の円滑な運営を支援します。
19	地区社協の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協に対して活動支援を行うことにより、地域力の活性化を図るとともに住民による福祉活動の啓発を推進します。
20	老人クラブ連合会の支援(市受託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐伯市老人クラブ連合会の事務局を担い、老人クラブ連合会で企画された大会や集会、会議の円滑な運営を支援します。

基本目標2 支えあう地域づくり

1 地域ネットワークづくりと支えあい活動の促進

【 基本的な考え方 】

地域で手助けを必要としている様々な人たちを支えるためには、市民や関係団体が、個々の活動を進めるとともに、身近な地域単位で密接につながることが大切です。そのため、関係者が連携して支援を要する人を把握し、協力して支援していくネットワークづくりや、地域単位の支えあい活動の促進に努めます。

【 現状と課題 】

本市では、地域で支援を要する人を支えるため、認知症サポーターの育成や要保護児童対策に関わるネットワークの強化等を施策に掲げ、支えあいの仕組みづくりを進めてきました。しかしながら、みんなが住みよい安心して暮らせるまちにするには、住んでいる地域で困りごとを相談できる土壌や、身近な地域で支えあいができる環境も必要ではないかと考えます。

社会福祉協議会では、目的に応じたネットワークを構築し事業に取り組んでいます。また、社会福祉協議会の活動の柱にもおいている「地域づくり大作戦」の中で、各地区での自主的な活動のネットワーク構築にも取り組む生活支援コーディネーターを配置しており、地域の実情にあわせた形の仕組みづくりが必要と考えています。

社会福祉協議会では佐伯市共同募金委員会の事務局を担当しており、赤い羽根募金や歳末たすけあい募金を実施しています。募金活動により集まった資金は、社会福祉協議会の行う地域福祉事業や地区社協、ボランティア団体等が行う活動に対して、事業費や活動費として配分されています。活動財源の確保は重要なことなので、活動内容の公表を、より一層力を入れ、住民の理解が得られるよう努力することが必要です。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症に対する理解を深めましょう。 ● 地域活動へ積極的に参加しましょう。 ● 支えあう意識を持ちましょう。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所で声かけや助け合いを行いましょう。 ● 気になる人を見つけた時は市役所や専門機関に連絡しましょう。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中で、困りごとや解決策を話し合う機会をつくりましょう。 ● 地域で見守りや支援活動を行っている団体等が連携して、より効果的な活動を行いましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会等と連携して、地域単位での支えあいのネットワークづくりを推進します。 ● 福祉課題への対応も含め、住民の自主的なまちづくりを進めるためのコミュニティ組織づくりや過疎高齢化集落対策に取り組めます。 ● 地域のつながりを強化し、住民が主体的に支えあう地域づくりの促進に努めます。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施策名	施策内容	担当部署
27	支えあいの地域ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会と連携し、身近な地域単位での支えあいのネットワークづくりを推進します。 	社会福祉課
28	避難行動要支援者名簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐伯市地域防災計画に基づき、災害の発生時、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な人（「災害時避難行動要支援者」）を把握し名簿を作成します。 ● 平常時の地域における見守りや、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難支援等関係者へ「避難行動要支援者名簿」の提供を行います。 	社会福祉課・ 防災 危機管理課
29	認知症サポーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 大分県で養成されたキャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師役）を地域の会合等に派遣し、地域で認知症高齢者を見守り、支える「認知症サポーター」を育成します。 ● 若い世代を対象としたサポーター養成講座の開催回数を増やし、認知症に対する理解を広げていきます。 	高齢者福祉課
30	徘徊 SOS ネットワークの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症に関わるサービス事業者間の連携強化を図るとともに、警察、消防やバス等の交通機関、商店等の身近な生活に関わる事業者等にも協力を要請しながら、制度の更なる周知と、登録者、登録事業者の増加を目指します。さらに、ネットワークの実効性の向上を図ります。 	高齢者福祉課
31	高齢者見守りネットワークの活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が地域において孤立しないよう、日々の声かけ等により、関係者やボランティアによる見守りネットワークの活動を推進します。 ● 大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトと佐伯市 SOS ネットワークとの連携を深め、より実効性のある広域的な見守りネットワークの構築を検討します。 	高齢者福祉課
32	支えあう地域づくりの促進（生活支援体制整備の拡充）	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が継続できるよう「生活支援コーディネーター」による地域ニーズの把握やネットワークの構築、サービスの担い手の養成、不足するサービスの構築等を行います。あわせて、地域住民の「自助・互助」の力を最大限にいかしつつ、住民自らがお互いに支えあえる地域づくりの促進に努めます。 	高齢者福祉課
33	要保護児童対策に関わるネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策協議会において、代表者会議、実務者会議、個別事例における関係機関との個別会議を実施することにより、関係諸機関と連携を密にし、ネットワークの充実・強化を図ります。 ● 大分県の要保護児童対策協議会との広域的なネットワークづくりも検討します。 	こども福祉課

施策 No.	施策名	施策内容	担当部署
34	コミュニティ組織づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉課題を含む、様々な地域の課題を解決し、自主的にまちづくりに取り組むコミュニティ組織の構築について、地域の主体性・自主性を尊重しながら支援していきます。 	地域振興課
35	過疎高齢化集落対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化の進行等により将来的に集落の存続が危ぶまれる地域に対して、その実情に応じ生活上の不便を解消する等、適切な対策を進めます。 	地域振興課

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No.	事業名	事業内容
21	地域福祉ネットワーク事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のつながりを強めるために、地区社協、民生委員児童委員協議会、他の関係機関と協働してネットワークを構築し、ひとり暮らし高齢者の見守りをはじめ、災害や犯罪に強い地域づくりを推進します。 ● ネットワークを活用した事業を、今後も継続して取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報キット連絡会 ・災害ボランティアネットワーク協議会 ・生活困窮者支援連絡会議 ・福祉推進員制度
22	地域づくり大作戦（市受託事業：生活支援体制整備事業）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協を協議体として、高齢者を中心とした地域課題を地域で解決するための仕組みづくりを実施します。そのために、生活支援コーディネーターを配置し、社協の地域福祉事業や、地域内にある資源を有効に活用し、地域とともに必要な取組を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の困りごとの把握 ・サービスの担い手の養成 ・必要な資源の開発 ・事業所、専門職等とのネットワークの構築 ● 20 の地区社協で地域づくり大作戦を実施するために、受託事業だけでは取組が難しい内容を地域福祉事業として実施します。
23	フードバンク おおいたの協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的に生活が困窮し食料が得られない世帯に対し、一時的な支援として備蓄した食料を提供します。
24	共同募金委員会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の実施、広報啓発活動を行います。 ● 地域福祉事業の助成（赤い羽根）、申請団体への助成を審査委員会を経て行います（歳末）。 ● 災害義援金の受付を行います。

2 活動拠点の確保

【 基本的な考え方 】

地域福祉に関わる取組を進めるためには、地域の中で市民が交流する等、様々な団体等が活動を行うための「場」が必要です。本市には、公民館等の身近な地域施設、保健福祉総合センターや社会福祉センター、地域福祉センター、保健センター等の保健福祉関連施設、小・中学校等の各種学校施設等の社会資源があります。

これら地域の様々な既存施設を誰でも利用しやすい施設にするとともに、市民にとってより身近なところに、集える「場」ができるよう努めます。

【 現状と課題 】

平成30年1月に開館した佐伯市社会福祉センターは、社会福祉協議会が管理運営しており、健康づくり、生きがいづくりや福祉団体等の研修の場となっています。地域福祉を推進する社会福祉協議会の本部としても活用され、地域福祉に関わる取組を進めるための拠点となっています。今後、ボランティアが集まり自由に活動ができるような居場所となるよう、さらに利用しやすい施設にしていく必要があります。

また、地域活動や情報交換の場として、公民館等の地域施設の利用を促進するため、利用料の減免等を行うとともに、市内に多く存在する空き家や公共施設を中心とした社会資源の有効活用を検討する必要があります。

現在、社会福祉協議会で「地域づくり大作戦」の事業を進めていく中で、地域での「寄り所」「地域問題に対応する団体の拠点」が必要と考えています。そのような機能を持った施設（居場所）を各地域に増やしていくことが必要です。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	● 公民館等の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。
互 助 (近隣)	● 地域で気軽に行ける寄り合いの場所づくりを進めましょう。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	● 社会貢献として、企業や事業者は所有する施設を地域の活動の場として開放したり、地域との交流事業に取り組みましょう。 ● 施設の有効活用を進めましょう。
公 助 (行政)	● 地域の既存資源をいかした身近な福祉活動拠点や福祉活動拠点づくりを検討します。 ● 「指定管理者制度」により、民間活力を活用しながら、市民が利用しやすい施設づくりを推進します。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施策名	施策内容	担当部署
36	さいき城山桜ホールの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽に集まれる市民の居場所として、地域の課題解決や活性化に取り組む市民協働の活動拠点として、平成32年度（2020年度）開設予定のさいき城山桜ホール市民協働センターの利用促進に努めます。 	まちづくり推進課
37	地域子育て支援拠点の支援・充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親子の交流の場として気軽に立ち寄ることのできる、市内7箇所にある「地域子育て支援拠点」に加え、平成32年度（2020年度）開設予定のさいき城山桜ホール子育て支援室の利用促進に努めます。 	こども福祉課
38	公民館講座の減免措置	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動や情報交換の場として公民館がより一層活用されるよう、公民館講座（自主講座）等の利用料減免を行う等、利用しやすい環境づくりに努めます。 	社会教育課
39	指定管理者への指導監督	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設等の指定管理者に対して、施設の適切な運営管理を指導・監督し、市民が利用しやすい施設づくりを推進します。 	全庁
40	空き家や市有財産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 市が所有する空き家情報を活用し、地域の活動拠点としての有効活用に努めます。 住民に身近な地域での活動拠点として、未利用の市有財産や公共施設（公民館や学校の空き教室等）の活用を検討します。 	地域振興課 ・管財課

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No.	事業名	事業内容
25	社会福祉センター・地域福祉センターの運営（指定管理）	<ul style="list-style-type: none"> 福祉活動を行う団体や、地域の方々の研修や余暇活動等に使用できる貸館の適切な管理を行い、円滑な運営を実施します。
26	地域の寄り合い所の確保・運営支援（地域づくり大作戦）	<ul style="list-style-type: none"> 公民館、空き家、学校の空き教室、廃校となった校舎等を地域の寄り合い所として活用し、介護予防、生活支援の拠点等の取組を検討します。
27	ボランティアの拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア、ボランティア団体の活動を促進するため、誰もが使いやすい拠点の確保を検討します。

基本目標 3 サービスを利用しやすいしくみづくり

1 情報提供の充実

【 基本的な考え方 】

すべての市民が、福祉制度やサービス、地域の福祉活動等についての情報を、必要な時に、いつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報を提供します。

また、高齢者や障がい者等にも配慮して情報提供の方法を工夫する等、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づき、情報を提供します。

【 現状と課題 】

市民のニーズに答えられるよう市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等の様々な媒体を活用して、各種保健福祉サービスについての情報を提供しています。

本市ホームページには、福祉・保健・医療についての情報を掲載していますが、目や耳が不自由な方、高齢者に配慮した情報提供になっていないことが課題です。その解決に向けて、今後ホームページのコンテンツの充実、リニューアルの実施を予定しています。

また、インターネット（本市ホームページ）を見る環境が整っていない人に対しては、市報等の充実を図り情報提供に努めます。

目が不自由で市報を見ることができない人に対しては、本人の希望により「声の市報」や「点字市報」を配布する等の情報提供に努めます。

市民アンケートの「あなたは、行政福祉サービスに関する情報をどういった方法で取得しますか。」という問いに対する答えとして「県や市の広報誌（55.3%）」「地区の回覧版（50.3%）」が最も多く、「インターネットのホームページ」については11.2%と少なくなっています。情報取得に関し市報等の広報誌がかなりの役割を担っていることがわかります。

その他の情報提供としては、地域からの要請により行う、出前講座や説明会等があります。

社会福祉協議会では、市民への情報提供として広報誌、社協パンフレット、ホームページ、ケーブルテレビ、市報への掲載等を活用しています。そのほかに、地区で行われる地区社協の会議等の時間で事業説明等を行っています。メディアを通じた情報提供とあわせて、職員が地域の中で機会をとらえて直接伝える工夫が必要と考えています。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	● 福祉制度やサービス等に関心を持ち、情報収集しましょう。
互 助 (近隣)	● 近所で情報交換をしましょう。 ● 近所で福祉サービスを必要としている人の状況を把握しましょう。

取組の主体	取 組
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中で困りごとを抱えている人に対して、必要な情報を提供し、サービスにつながるよう支援しましょう。 ● 福祉サービスに関する学習の場を設けましょう。 ● 団体相互の情報を共有しましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌やパンフレットをはじめ、インターネットやケーブルテレビ等、様々な媒体を活用した情報提供に取り組みます。 ● 出前講座や説明会等、地域に向いての情報提供に努めます。 ● 市報やパンフレット等の点訳・音訳や、各種講演会等での手話通訳・要約筆記の派遣等、障がい者に配慮した情報提供に努めます。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施 策 名	施 策 内 容	担当部署
41	広報等による 情報提供	● 市民ニーズの把握に努め、市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等の様々な媒体を活用して、各種保健福祉サービス等に関する情報提供の充実を図ります。	福祉保健部
42	出前講座 ・説明会等の開催	● 地域の要望に応じて職員を派遣し、各種保健福祉サービス等に関する出前講座や説明会を開催し、市民への情報提供に努めます。	福祉保健部
43	最新の地域資源 マップ情報の提供	● ホームページ等で、保健福祉に関わる本市の地域資源情報を収集・整理した「地域資源マップ」の最新の情報を提供します。	福祉保健部
44	障がい者に配慮した 情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報の点訳・音訳や、各種講演会への手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実・強化に努めます。 ● ウェブアクセシビリティに関する法令等を適切に反映できるホームページへの更新に取り組みます。 	障がい福祉課 ・秘書広報課

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No.	事 業 名	事 業 内 容
28	社協だよりによる 情報提供	● 年6回の広報誌「社協だより」を発行し、地域福祉に関する身近な情報やお知らせ等、住民への情報提供活動を行います。
29	ホームページ ・SNS 等による 情報発信	● インターネットを活用し、ホームページや SNS 等により、地域福祉に関する最新の情報を提供します。
30	ケーブルテレビ による情報発信	● より多くの市民に視聴されるよう、住民ニーズにあった広報内容の充実努めます。
31	地域資源マップ の作成（地域づくり 大作戦）	● 地域福祉に関する地域資源に関する情報を、住民に広く周知するために、地域資源マップを作成します。
32	「ひとしずくちゃん」 による広報	● 社会福祉協議会のイメージキャラクターである「ひとしずくちゃん」が各種イベントに参加し、広報活動を行います。

2 相談支援体制の充実

【 基本的な考え方 】

各種相談窓口の利便性や専門性の向上、相談員の資質向上等に努めるとともに、相談窓口間のネットワークの強化を図り、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりに取り組みます。また社会的に大きな課題となっているひきこもりの人や、世帯の複合課題を抱える人等に対しては、各相談窓口間で連携を図りながら受け止め、必要に応じ保健、医療等の専門機関と連携を図りながら、解決に向けた支援を行っていきます。

【 現状と課題 】

市においては、高齢者、障がい者、生活困窮者、児童、健康、人権、それぞれに対して担当する相談窓口で対応し、分野がまたがる課題については該当窓口と連携を図り、その解決に向けた相談支援体制の充実、強化に努めています。

社会福祉協議会では、各関係機関と連携を図り、住民に身近な圏域で「丸ごと」受け止める場として本部及び支部に「総合相談窓口」があり、地域包括支援センターブランチ事業等（訪問し相談を受ける）を活用し、身近な地域で安心して相談できる、また支援が受けられるよう、総合的な相談体制の充実に努めています。

また各制度の対象とならない課題を抱える人の相談窓口としては、市から受託して行っている「生活困窮者自立支援事業」で開設した自立相談支援機関「佐伯市くらしサポートセンター『きずな』」を活用し、課題解決に向け支援を行っていきます。

市で実施する「行政相談」や社会福祉協議会で実施する「弁護士による無料法律相談会」「民生委員による心配ごと相談会」のような相談窓口もあります。民生委員活動の中での専門的な相談や対応の難しい相談等は、市や社会福祉協議会につながるようになっています。

複合的な課題を抱える世帯、制度の狭間にある課題を抱える人、自ら相談に行く力がない人等の増加により、「地域共生社会の実現」に向け包括的な相談支援体制の整備が市町村に義務付けられました。今後も各種相談窓口での連携を取り、相談支援体制の強化を図りつつ、包括的な支援体制の整備について検討していく必要があります。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 困りごとや不安を抱え込まないで、行政の相談窓口や身近な人に気軽に相談しましょう。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none"> ● 困っている人がいたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介してあげましょう。 ● 地域ぐるみで連携し、声かけ等を行いましょ。
共 助 (地域や関係機関・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会長（区長）等は、身近な地域の相談役として活動しましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 分野ごとの専門相談機関について、市民への周知と利用促進に努めます。 ● 研修等により各種相談員の資質向上を図ります。 ● 市の各相談窓口や各相談機関と、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の地域の関係団体との連携強化に努めます。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施 策 名	施 策 内 容	担当部署
45	保健福祉全般に関わる相談支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会をはじめ、保健福祉に関わる様々な機関・団体との連携により、相談支援体制の整備・充実を図り、気軽に利用しやすい体制づくりに努めます。 ● 市町村の責務として位置づけられた、包括的な相談支援体制の整備について検討します。 	福祉保健部
46	高齢者に関わる相談支援体制の充実 (佐伯市地域包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターを平成 33 年度（2021 年度）を目標に3箇所を増やすこととし、これまで以上の体制強化を行います。体制としては、圏域1の佐伯・上浦に直営の地域包括支援センターを1箇所、圏域2の弥生・本匠・宇目・直川、圏域3の鶴見・米水津・蒲江に、それぞれ民間活力の導入による地域包括支援センター（委託）を設置することとします。 ● 地域住民が1箇所ですべて総合相談や介護保険等の手続きができるようワンストップ相談窓口を振興局単位で設置し、専門的知識を有する職員の配置等を検討します。 	高齢者福祉課
47	障がい者に関わる相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者からの相談に対応する相談支援専門員が、障がい者への福祉サービスの利用支援や権利擁護のために必要な援助等を行います。 	障がい福祉課

施策 No.	施策名	施策内容	担当部署
48	児童に関わる 相談支援体制 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭児童相談室や地域子育て支援拠点等の相談窓口の充実を図ります。 ● 児童相談所等の専門機関との連携の充実・強化に努めます。 	こども福祉課
49	健康づくりに 関わる相談支援 体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健センター等で市民からの健康づくりに関わる相談に対応するとともに、市民が相談しやすい体制づくりに取り組みます。 ● 広報やホームページを通じて相談窓口の周知を図ります。 	健康増進課
50	生活困窮者に 関わる相談支援 体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等により生活困窮に陥っている人の把握に努め、生活困窮者自立相談支援機関につなぎ、関係部署、専門機関と連携して支援に努めます。 	社会福祉課
51	人権に関する 相談支援体制 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 部落差別をはじめとする様々な人権問題について、関係機関と連携し、相談支援体制の充実、強化を図ります。 	人権 同和対策課
52	教育相談支援体制 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校等の早期解決に向け、教育支援センターを中心に児童生徒、保護者の相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を進めます。 ● 障がいのある幼児・児童・生徒を支援するため、「佐伯市子ども特別支援ネットワーク」による教育・保健・福祉・医療等の関係機関の連携を強化し、教育相談体制、個別支援活動の充実を図ります。 	学校教育課

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No.	事業名	事業内容
33	弁護士による 無料法律相談会	<ul style="list-style-type: none"> ● 月に1回実施し、専門的な問題の解決を促します。
34	民生委員による 心配ごと相談会	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員児童委員協議会の協力により、住民の日常生活のあらゆる悩みや心配事に対して、適切な助言や援助を行うため「心配ごと相談会」を実施します。
35	生活困窮者 自立支援事業 (市受託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の関係窓口や民生委員・児童委員等と連携して、生活困窮者の包括的な相談窓口としての周知を行います。 ● 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的な相談支援を行い、地域における自立、就労を支援します。 ● ひきこもり者等の居場所づくりとして、「ほっとカフェ」や「きずなファーム」等の事業を行います。 ● 就労体験の場を開拓するため、市内の企業や施設等と連携を図ります。 ● 無料職業相談所を運営し、就労支援を行います。
36	総合相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の心配事や悩みに総合的に対応できるように、相談体制の充実を図ります。 ● 子ども、障がい者、高齢者等住民の総合相談窓口として、あらゆる相談を受け、必要なサービスや関係機関につなぐ等の対応を行います。
37	地域包括支援 センターランチ (市受託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の高齢者宅への見守り訪問・電話等により実態把握をします。 ● 地域住民や関係機関から相談を受け、地域包括支援センターにつなぐため、窓口としての対応を行います。 ● 地域課題を把握し地域包括支援センターへ相談・連絡します。
38	資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業） 低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、自立支援を目的として社会参加の促進を図ることに努めます。 ● 小口資金貸付事業 緊急性を要する生活が困難な世帯に対して、小口資金の貸付を行います。

3 福祉サービスや健康づくり事業の充実

【 基本的な考え方 】

福祉サービスについては、行政だけでなく、企業やNPO等の様々な主体により提供されるようになっていきます。多様化・複雑化する福祉サービスのニーズに、よりきめ細やかに対応するためには、企業はもとより、地域のNPO等の公共サービスの新しい担い手となる団体等と連携しながら、質・量ともに十分なサービス確保に取り組む必要があります。

また、市民の健やかな地域生活を支えるための各種健康づくり事業についても地域と連携した取組を進めます。

【 現状と課題 】

市では、平成29年度に「佐伯市第8期老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定し、これまでの高齢者福祉サービスの見直しを行いました。それにより、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者の保健、福祉及び介護保険事業の方向性、具体的な施策を明らかにし、高齢者福祉サービスの充実に努めています。

また、「佐伯市障がい者計画（第3次）」「佐伯市障がい福祉計画（第5期）」及び「佐伯市障がい児福祉計画（第1期）」を策定し、障がい福祉サービスの充実に努めています。

そして、「佐伯市子ども・子育て支援事業計画」（平成26年度策定）の中間見直しを行い、子どもの健全育成や子育て支援に関わるサービスについての充実に努めています。なお、次期計画の策定を平成31年度（2019年度）に予定しており、市民や保護者、関係者の意見を十分に反映させた計画内容に努めます。

健康づくりについては、「第2期佐伯市健康づくり計画」（平成23年度策定・平成27年度中間見直し）に基づき、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、個人を取り巻く家庭、地域、学校、職場、医療機関、行政等がそれぞれの特性をいかして相互に連携を図りながら取り組んでいます。

心の健康づくりについても推進していますが、本市の自殺による死亡率は全国平均と比べて高く、より一層の対策が課題となっています。

社会福祉協議会では、地域の生活課題に対応した独自の福祉事業を展開してきました。今後も地域の困りごとに対して解決の方法と仕組みづくりに努めていきます。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見や要望、アイデアを積極的に伝えましょう。 ● 「自分の健康は自分で守る」という意識を持って健康づくりに取り組みましょう。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣の人で誘いあい、地域の拠点や集まりに参加し、健康づくりに努めましょう。
共 助 (地域や関係機関・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO、民間企業等は、福祉・保健サービスに積極的に参入しましょう。 ● サービス事業者は、職員研修等により、職員の意識啓発や技術向上を図りましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 分野別保健福祉計画に基づき、各種保健福祉サービスの充実を図ります。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施 策 名	施 策 内 容	担当部署
53	高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「佐伯市老人福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの充実を図ります。 	高齢者福祉課
54	障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「佐伯市障がい者計画」、「佐伯市障がい福祉計画」、「佐伯市障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、その他の障がい者に関わるサービスの充実を図ります。 	障がい福祉課
55	子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「佐伯市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健全育成や子育て支援に関わるサービスの充実を図ります。 	こども福祉課
56	健康づくり事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「佐伯市健康づくり計画」に基づき、母子保健事業や食育事業、成人保健事業等の健康づくり関連事業の充実を図ります。 	健康増進課
57	こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる取組を推進します。 ● 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的に、自殺予防のためのこころの健康づくりを推進します。 ● 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策計画を策定します。 	障がい福祉課

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No.	事業名	事業内容
39	高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 洗濯支援サービス 高齢者世帯等、車がないために大きな洗濯物（こたつ布団や毛布等）をコインランドリーに運び込むことができない方に対し、洗濯代行支援を行います（宇目）。
40	独居世帯への相談・見守り・終活等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 元気でも身寄りがない方の依頼により、困った時の相談や入退院時のお世話等、今と将来の不安を解消する仕組みを検討します。
41	毎日型配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 昼、夕の食事の確保が困難な世帯に対し、食事の提供を行うことにより、在宅生活を支援します（上浦）。
42	障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いすの貸し出し 高齢者、障がい者の方等を対象に、車いすの貸し出しを行います。 ● 移送サービス 寝たきりの方や車いすを使用されている方で、家族等が送迎できない世帯に対し、医療施設への通院・入退院の支援を行います（宇目）。
43	子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● チャイルドシートの貸し出し 着用義務のある乳幼児の保護者・親族に対し、一時的な貸し出しを行います。 ● 上浦子育て支援事業 乳幼児、未就学児、その親等を対象にレクリエーション活動や一時預かり等を行うとともに、フェイスブック等で情報発信を行い、利用促進に努めます。
44	健康づくり事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の介護予防として健康づくり事業を行います。また総合事業の卒業者や若年層等、幅広い対象での事業実施を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・さいき通りゃんせ ・上浦元気アップ事業 ・宇目このゆびとまれ ・直川シニア世代元気事業

4 権利擁護体制の充実

【 基本的な考え方 】

様々な権利がある社会において、人権や財産が侵害されることがなく、安心して日常生活を送ることができることは大変重要です。知的障がい者や認知症の高齢者等、自分ひとりで物事の判断をすることに不安を抱える人が、サービスの利用や財産の管理等に関して権利侵害にあわないよう、権利擁護体制の充実に努めます。

サービス利用者等の権利擁護やサービス利用に際して発生するトラブル等を適切に解決するための苦情・相談・解決の仕組みづくりに取り組みます。

【 現状と課題 】

障がいがある人のサービスの利用については、「佐伯市障がい者相談支援センター」において、市が委託した市内 3 事業所の「相談支援専門員」により適切な相談支援が行われています。また、虐待に関しては、市の障がい福祉課内の佐伯市障がい者虐待防止センター（市職員で構成）において相談や通報を受け付け、適切な周知・啓発・指導等を行うことにより、虐待の未然防止及び早期発見に努めています。

また、高齢者の権利擁護に関する相談支援については、地域包括支援センターが直営であるメリットをいかし、関係各課や介護保険事業所との連携により、円滑な対応が行われています。高齢者の虐待防止については、啓発活動を行い、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、警察署と連携することで、早期発見・早期対応できる体制づくりを進めています。

成年後見制度については、認知症高齢者の増加により、サービスの利用や財産の管理等に関して年々相談が増えており、地域包括支援センターで、関係機関の紹介や「成年後見制度利用支援事業」を含めた情報提供や啓発活動を推進しています。今後、高齢者や障がい者等で成年後見制度の利用ニーズが増えることが予測されるため、引き続き制度の周知を図っていく必要があります。

悪質商法に関する情報提供については、市報への定期的な啓発記事の掲載や、短期間に急増した事案については、警察と連携し、迅速な注意喚起、情報提供を行っています。また相談受付に関しては、消費生活センターの設置、常時相談員を2名配置する等、相談をしやすい環境を整え、相談件数も増加しています。ただ、まだその存在を知らない人もいるため、今後も相談窓口の周知、利用促進を図っていく必要があります。

社会福祉協議会では、地域福祉事業とあわせて介護保険等の介護事業を行っています。それぞれの事業に職員を配置している中で人権や財産の侵害に関係するケースがある場合、関係機関と連携し、早急に対応に努めています。また、日常生活自立支援事業では、判断能力が十分でない方からの依頼で金銭管理を行い、財産侵害の被害にあわないよう支援しています。人権の問題については、市や民生委員・児童委員等と連携し早期発見・早期対応に努めることが重要です。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がい者等の財産や権利を守るため、成年後見制度等について理解を深めましょう。 ● 悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の悪質商法について関心を持ち、被害にあわないよう注意しましょう。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度等の利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。また、利用者からの苦情に対する相談体制づくりに取り組みましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）等の周知と利用促進に努めます。 ● 佐伯市地域包括支援センター等の各種相談窓口において、サービスに関わる苦情相談対応に取り組みます。 ● 悪質商法から高齢者や障がい者等を守るため、消費者問題に対する情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等の充実に努めます。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施 策 名	施 策 内 容	担当部署
58	障がい福祉サービス利用に関わる権利擁護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉サービスの利用者が適切にサービスを受けるとともに、サービス利用時に発生するトラブル等を適切に解決できるよう、必要な支援の仕組みづくりに取り組みます。 ● 虐待防止や成年後見制度の利用支援等、障がい者の権利擁護に関わる支援を行います。 	障がい福祉課
59	高齢者に対する権利擁護対策の充実 (佐伯市地域包括支援センター権利擁護業務)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターにおいて、虐待防止や成年後見制度の利用支援等、高齢者の権利擁護に関わる支援を行います。 	高齢者福祉課
60	成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、経済的理由等で制度を利用できない人に対して、「成年後見制度利用支援事業」において、必要な費用の助成等を行い、制度の利用を支援します。また、成年後見制度の相談窓口として、成年後見支援センターの設置を検討します。 ● 今後、高齢者や障がい者等で成年後見制度の利用ニーズが増えることが予測されるため、市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等の様々な媒体を活用して、周知活動を行います。 	高齢者福祉課 ・障がい福祉課

施策 No.	施策名	施策内容	担当部署
61	悪質商法等に関する情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等で、悪質商法等に関する啓発や情報提供を行います。 ● 悪質商法への理解を深めるため、地区やPTA、各種会合（集会）等の場を利用し、双方向の話ができるような出前講座等を検討します。 	市民課
62	悪質商法等に関する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等の様々な媒体を活用して、相談窓口（消費生活センター）の周知を行います。 ● 県の男女共同参画プラザ（アイネス）等の関係機関との連携も強化しながら、相談窓口の充実を図ります。 	市民課

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No.	事業名	事業内容
45	日常生活自立支援事業（県受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽度の認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人に対して、権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助を行います。
46	成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断能力が十分でない方、判断能力がない方を対象に制度の説明や必要な相談機関へつなぎます。 ● 市と連携し、成年後見支援センターの設立に向けた検討を行います。

基本目標4 安全・安心なまちづくり

1 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進

【 基本的な考え方 】

市民が安心して暮らすためには、防犯・防災対策も重要な課題です。子どもや高齢者、障がい者等を災害や事故・犯罪から守るため、地域の防犯・防災意識を高め、地域ぐるみの防犯・防災活動の推進に努めます。

【 現状と課題 】

近年、台風や集中豪雨等の自然災害も多発し、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、生命を守るために、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、自助、共助の取組を進める必要があります。本市でも、災害時の要配慮者への支援として、民生委員・児童委員と連携してその対象者の把握に努め、自治会（地域）と連携し避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の取組を進めています。また、自主防災組織の育成・強化や減少傾向にある消防団員の確保に努め、地域防災力の強化を図っています。

市民の安心のためには、災害時だけでなく日常的な見守り等が必要です。市の実施する緊急通報システムにより、ひとり暮らしの高齢者（世帯）に対して、毎朝の安否確認や月1回のお元気コール、困りごとの相談受付等を通じて利用者の状況を把握し、不安軽減や緊急時の迅速な対応につなげています。また、子どもの見守り活動としては、学校・家庭・地域の教育の協働による「協育」ネットワークを積極的に活用し、地域ぐるみで活動しています。

社会福祉協議会では、大規模災害時には市と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営を実施することとしており、職員の資質向上のために被災地への現地派遣や防災士の取得等に取組んでいます。また、日ごろからの防災活動として、学校、地域での訓練・研修を実施し、防災意識と地域防災力の向上に努めています。

また、各地域で行われている見守りネットワーク活動が継続するよう、支援を行います。

市民が安心して暮らすためには、公助の取組も大切ですが、生活の拠点となる地域での互助、共助の取組が重要となってきます。社会福祉協議会の活動を通じて防犯や防災への関心が広がっていくよう取組を進めていきます。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯や防災の意識を持ち、災害や犯罪・事故から身を守るための方法を身につけましょう。 ● 避難訓練に参加しましょう。 ● 災害時の避難等が不安な人は、地域の人や行政に積極的に相談し、対応策を検討しましょう。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣の人とよい関係を築きましょう。 ● 避難場所・避難経路を確認しましょう。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市と連携して、自主防災組織の活性化を図り、避難行動要支援者を地域で支援する仕組みづくりに取り組みましょう。 ● 子どもの見守り等の防犯活動に取り組みましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「佐伯市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の把握や自主防災組織の育成、防災士の育成に取り組み、地域防災力の強化に努めます。 ● 地震・津波の情報提供をするため、防災情報システムの充実を図ります。 ● 高齢者、子どもの見守り活動等の促進を図り、地域の防犯・防災活動の支援を進めます。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施 策 名	施 策 内 容	担当部署
63	佐伯市避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市で作成した避難行動要支援者名簿のうち、避難支援等関係者に情報を提供することに同意した人の名簿をもとに、各地区での避難支援プラン(個別計画)の作成により、避難体制等の強化につながるよう、事業の推進を図ります。 	社会福祉課
64	地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地区自主防災組織について、市内全地区での設立を推進するとともに、「自主防災組織活動事業費補助金」制度等により、組織の育成や活動の活性化に努めます。 ● エリア防災力の向上のため、近隣の自主防災組織間の連携について検討します。 ● 地域の防災意識の醸成のため、防災士の育成、フォローアップに取り組み、地域避難訓練の参加者率の向上に努めます。 	防災 危機管理課
65	消防団員の更なる入団促進と消防団協力事業所表示制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本団員をはじめ、機能別団員、女性団員の入団促進に努めるとともに、消防団協力事業所表示制度の拡充を図り、消防団員の活動・環境づくりに努めます。 	消防総務課

施策 No.	施策名	施策内容	担当部署
66	防災情報システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨や台風、地震、津波等、あらゆる災害に対応できるよう、防災情報システムの充実ならびに「防災・行政ラジオ」の配布により、情報伝達手段の複合化を進めます。 ● 防災に関する情報をインターネットやケーブルテレビ等を通じて提供できるよう、防災情報の提供体制の充実・強化を図ります。 	防災危機管理課
67	高齢者の見守り活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、急病、火災、事故等の緊急事態に対処するための緊急通報システム装置を設置します。また、高齢者等地域支えあい体制づくり支援事業（緊急情報キット事業）を実施することにより、高齢者の不安を軽減し生活の安全を確保します。 ● 大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトにより、市内事業所と協定を締結し、見守りネットワークの充実を図ります。 	高齢者福祉課
68	子どもの見守り活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や学校、関係団体との協働により、地域ぐるみでの防犯の促進を図ります。 	学校教育課 ・社会教育課 ・こども福祉課

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No.	事業名	事業内容
47	災害ボランティアセンター設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐伯市との協定により、大規模災害時には「災害ボランティアセンター」を設置・運営し、被災者支援を行います。 ● 災害支援に必要な資機材の準備を行っており、大規模災害に備えます。
48	地域防災講座への講師派遣	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の研修の講師や訓練への協力として職員の派遣を行い、防災を通じて、地域づくりができるよう支援します。
49	防災教育プログラム事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校での防災教育で活用できる防災研修メニューにより、体験を通じた防災意識の醸成を図ります。
50	災害ボランティアネットワーク協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に支援活動が可能な団体と、日ごろから顔の見える関係を構築するために、会議、訓練、研修を行います。
51	災害に対応できる職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の知識を有し、災害時に対応できる職員を育成するため下記の事業を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災士の資格取得 ・ 被災地への現地派遣 ・ 災害ボランティアセンターの設置運営訓練 ・ 延岡市社会福祉協議会との合同訓練

事業 No.	事業名	事業内容
52	防災標語づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもから高齢者までを対象に、防災標語を地域内で募集し、地域での啓発に活用することで、防災意識の向上を図ります。
53	緊急情報キット事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の緊急事態に対処するため、緊急情報キットを配備します。民生委員児童委員協議会の協力による年1回の情報更新を通して、見守り活動も行い生活の安心を確保します。
54	高齢者や子どもの見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の見守り活動の支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配食サービスによる見守り活動 ・ ほのぼのネットワーク事業 ・ 宇目あんしん見守り隊活動 ・ 蒲江安心・安全マンボウ隊

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進

【 基本的な考え方 】

高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が心豊かに安心して暮らすためには、誰もが活動しやすい生活環境の整備をすることが大切です。

このため、公共交通網を計画的に整備するとともに、高齢者や障がい者等の交通弱者も含む、誰にとっても使いやすい移動手段の確保に努めます。

また、すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、道路や公共施設等の整備・改善に努めます。

【 現状と課題 】

市域が広い本市において、市民の交通手段の確保は重要な課題となっています。市民アンケートや地域懇談会等でも、「安心して暮らしていくための必要なこと」として高齢者の移動手段についての意見が数多く出されています。

市民生活の交通手段を確保するため、既存の路線バスの維持に努めるとともに、交通事情や地域の特性に応じたコミュニティバスの運行等により、生活交通手段の確保に取り組んできました。しかしながら、バスはバス停間の移動手段であるため、それ以外の交通体系（デマンド方式による乗合タクシー等）の整備が課題となっています。

道路等のバリアフリー化、障がい者に配慮した公共施設の点検整備等、様々な市民の利用に配慮しながら、公共施設や道路等の整備、改善に努めています。また、在宅の要介護認定者や重度障がい者等が在宅生活を継続するために必要な住宅改修に関わる費用を助成しています。

社会福祉協議会でも、新たな移送サービスの仕組みづくりを検討し、市、その他関係団体と連携しながら考えていくことが必要です。

【 取組の役割分担 】

取組の主体	取 組
自 助 (市民)	● 障がい者等すべての人が利用しやすい、生活環境づくりに協力しましょう。
互 助 (近隣)	● 隣近所で困っている人に協力しましょう。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	● 企業や公共交通機関等も、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に基づいて、施設等の整備・改善を行いましょう。 ● 地域のニーズを専門機関や行政に伝えましよう。 ● 地域のニーズにあわせた地域活動に積極的に取り組みましよう。
公 助 (行政)	● 公共交通網の確保に努めるとともに、新たな交通手段の導入を検討します。 ● 生活道路や公共施設等についても、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に基づいて整備していきます。 ● 犯罪被害者や犯罪をした人等への支援をします。

【 行政の主な取組 】

施策 No.	施策名	施策内容	担当部署
69	公共交通網の確保及び生活交通体系の構築の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大分県南部地域公共交通網形成計画」（平成29年7月）、「佐伯市地域公共交通網形成計画」（平成30年9月）に基づき整備したコミュニティバス等の公共交通網について、利用状況等の検証をしながら運営していきます。 ● 市民のニーズに応じた新たな交通手段の導入を検討します。 	地域振興課
70	道路等のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもから高齢者まで、様々な市民の利用に配慮しながら、公共施設や道路等の整備・改善を計画的に実施します。 	建設部
71	障がい者に配慮した公共施設の点検整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者が自らの意思で自由に外出したり積極的に社会に参加したりできるよう、公共施設のバリアフリー化や障がい者に配慮した設備等の点検整備に努めます。 	障がい福祉課
72	高齢者や障がい者の住宅改修への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険サービスの「住宅改修費支給」や「佐伯市在宅高齢者住宅改造助成事業」等により、高齢者が在宅生活を継続するために必要な住宅改修に関わる費用を助成します。 ● 障がい者についても、「日常生活用具給付等事業」や「在宅重度障がい者住宅改造助成事業」により、在宅の重度障がい者等が在宅生活を送るために必要な住宅改修に関わる費用を助成します。 	高齢者福祉課 ・障がい福祉課
73	空家等の「予防」「適切な管理」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な住環境を確保するため、「佐伯市空家等対策計画」に基づき、所有者に空家等の発生予防や適切な管理に努めてもらうための啓発を行うとともに、補助対象となる老朽危険空き家については除却費用の補助を行います。 	地域振興課 ・建築住宅課
74	犯罪被害者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪等により被害を受けた者及びその家族、遺族に対し、総合的な窓口として関係機関と連携し、受けた被害の早期の回復及び軽減並びに生活の再建を支援します。 	人権 同和対策課
75	犯罪をした者等への社会復帰支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」を踏まえ、高齢者、障がい者、未成年者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対する社会復帰に向け、更生保護ボランティア等と連携を図り、支援の在り方について検討します。 	社会福祉課

【 社会福祉協議会の主な取組 】

事業 No.	事業名	事業内容
55	新たな移送サービスの検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民のニーズに応じた交通手段の検討を行います。

第6章

計画の推進方法

第6章 計画の推進方法

1 計画の内容や進捗状況の周知

この計画を推進するためには、市民や関係団体等に計画の内容を知っていただき、行動してもらう必要があります。

このため、広報誌やパンフレット、ホームページ等の媒体を使った広報や出前講座等により、計画の周知・浸透を図ります。

2 市民・関係団体等との協働

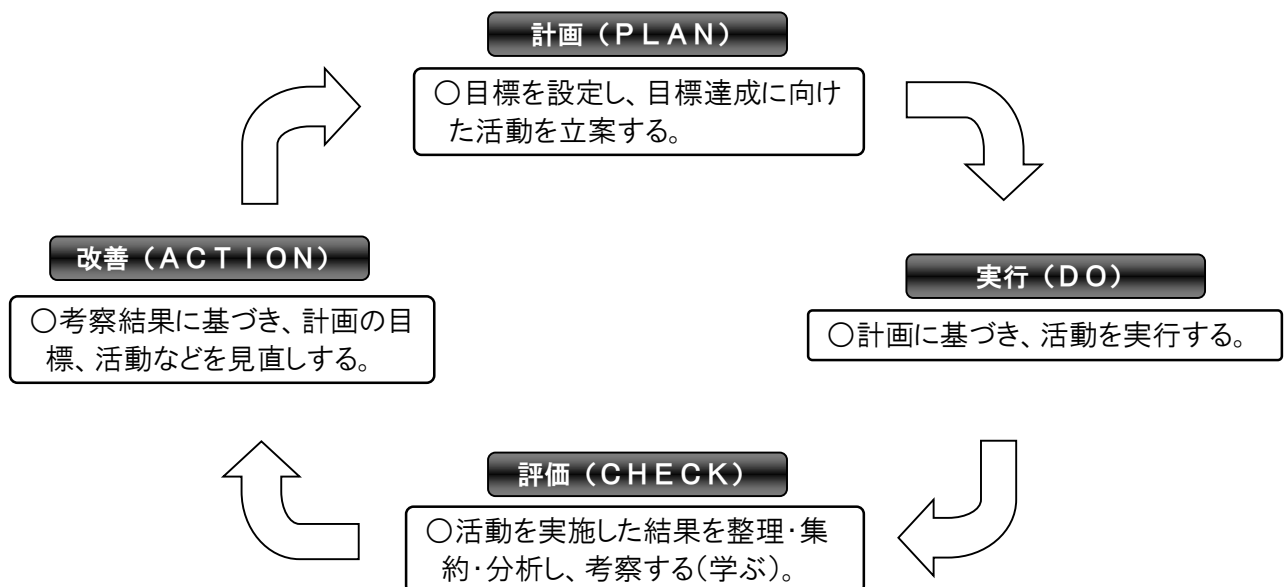
この計画は、地域福祉を推進する上で必要な「自助（市民）」、「互助（隣近所）」、「共助（地域や関係機関・団体等）」、「公助（行政）」の基本方針を定めたものであり、記載されている内容を具体的に進めるに当たっては、市民・関係団体等との協働が不可欠です。

このため、市民をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、自治会等の地域の組織、福祉サービス事業者等と連携・協働し、地域に根ざした取組を進めていきます。

3 計画の進行管理

この計画の進行管理を行うため、佐伯市地域福祉計画推進協議会・佐伯市地域福祉活動計画推進協議会において、進捗状況の評価、見直しを行うPDCAサイクルを構築し、年度ごとの進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に反映していきます。

■PDCAサイクルのプロセスイメージ■



資料編

資料編

1 佐伯市地域福祉計画・佐伯市地域福祉活動計画策定の経緯

年	月日	内 容
平成29年度		市民アンケート、自治委員アンケートの実施
平成30年	6月19日	議会・教育民生常任委員会所管事務調査で計画策定の報告
	7月11日	(市・市社協)合同事務局会議
	7月17日	(市)第1回作業部会
	7月18日	(市社協)第1回作業部会
	8月2日	第1回策定委員会
	8月8日	(市)関係課ヒアリング
	8月17日	(市・市社協)合同事務局会議 (市)関係課ヒアリング
	8月20日	(市)関係課ヒアリング
	8月27日	蒲江地区懇談会
	8月29日	(市)関係課ヒアリング
	9月2日	フォーカスグループインタビュー
	9月14日	弥生地区懇談会
	9月20日	旧佐伯市地域懇談会
	9月27日	(市・市社協)合同事務局会議
	10月9日	(市社協)第2回作業部会
	10月24日	(市社協)第3回作業部会
	10月25日	(市・市社協)合同事務局会議
	10月30日	(市)第2回作業部会
	10月31日	(市・市社協)合同事務局会議
	11月19日	第2回策定委員会
	12月	
平成31年	1月	
	2月	
	3月	

2 佐伯市地域福祉計画策定委員会条例

○佐伯市地域福祉計画策定委員会条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 7 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定等に関し、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、佐伯市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に依りて、地域福祉計画に関し必要な事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員会は、必要に依りて部会を設けることができる。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) 市民の代表者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項各号に掲げる者のうち、その職により委嘱され、又は任命された委員がその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、当該委嘱又は任命の日から平成21年3月31日までとする。

3 佐伯市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

佐伯市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐伯市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画を策定することを目的として、佐伯市社会福祉協議会（以下「社協」という。）地域福祉活動策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 社協会長は、期間を同じくして佐伯市（以下「市」という。）が社会福祉法第107条に規定する「佐伯市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するときは、市の福祉計画と社協の地域福祉活動計画を共同して策定するよう努めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、会長の諮問に依りて、地域福祉活動計画に関し必要な事項について審議し、その結果を会長に答申するものとする。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員25人以内で構成する。

2 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

3 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から社協会長が委嘱する。ただし、第1条第2項に掲げる計画を共同で策定するため、市福祉計画策定委員会を設置した場合は、市福祉計画策定委員会委員に委嘱することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。ただし、第3条第3項の規定により委員を市の福祉計画策定委員をもって委員会委員としたときは、市福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。

2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

- 4 委員長は、必要に応じて委員会の議事に関係のある委員以外の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、補充できる。なお、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第7条 委員会に出席した委員には、実費弁償費として1回につき3,000円を支払う。ただし、第3条第3項の規定により委嘱した場合の報酬等については、市との協議により決定する。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要に応じて広く市民から意見を聞くための会を開催することができる。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席したものは、委員会で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、社協内に置く。ただし、第3条第3項の規定により委嘱した場合は、市社会福祉課と連携して運営するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

4 佐伯市地域福祉計画策定委員・佐伯市地域福祉活動計画策定委員名簿

◎委員長 ○副委員長

	分野	関係機関・団体名	氏名
1	学識経験を有する者	大分県南部保健所長	佐藤 紀美子
2	福祉・医療・保健 関係者	佐伯市医師会会長	島村 康一郎
3		佐伯市歯科医師会会長	戸高 勝之
4		佐伯市社会福祉協議会副会長	佐野 優
5		佐伯市民生委員児童委員協議会会長	○ 仲矢 和雅
6		佐伯圏域障害者共同サポートセンター (人とき) 役員	児玉 ゆかり
7		各種団体の代表者	佐伯市ボランティア連絡協議会会長
8	佐伯市区長会連合会会長		◎ 下川 芳夫
9	佐伯市老人クラブ連合会会長		柳 信夫
10	佐伯市身体障害者福祉協議会会長		村上 素
11	佐伯商工会議所専務理事		寺谷 英男
12	保育園代表 大日保育園園長		山本 隆信
13	児童クラブ代表 運営連絡協議会会長		柳井 二生
14	佐伯市食生活改善推進協議会代表		下川 モト子
15	佐伯市健康運動普及推進協議会会長		宮原 チツ子
16	佐伯市PTA連合会会長		御手洗 英明
17	関係行政機関の職員	大分県南部保健所 参事兼地域保健課長	疋田 利恵
18		佐伯公共職業安定所所長	松原 俊直
19	市の職員	佐伯市福祉保健部長	浅利 公彦
20		佐伯市教育長	土崎 谷夫
21	市民の代表者	振興局推薦	柴田 勝徳
22		振興局推薦	渡邊 ミチ子
23		佐伯市総合計画審議会委員	神宮 恵子
24		元佐伯市総合計画市民会議委員	足利 悦子
25		元佐伯市総合計画市民会議委員	河合 愛

男性 15名 女性 10名 計 25名

5 地域福祉に関わる各種統計データ

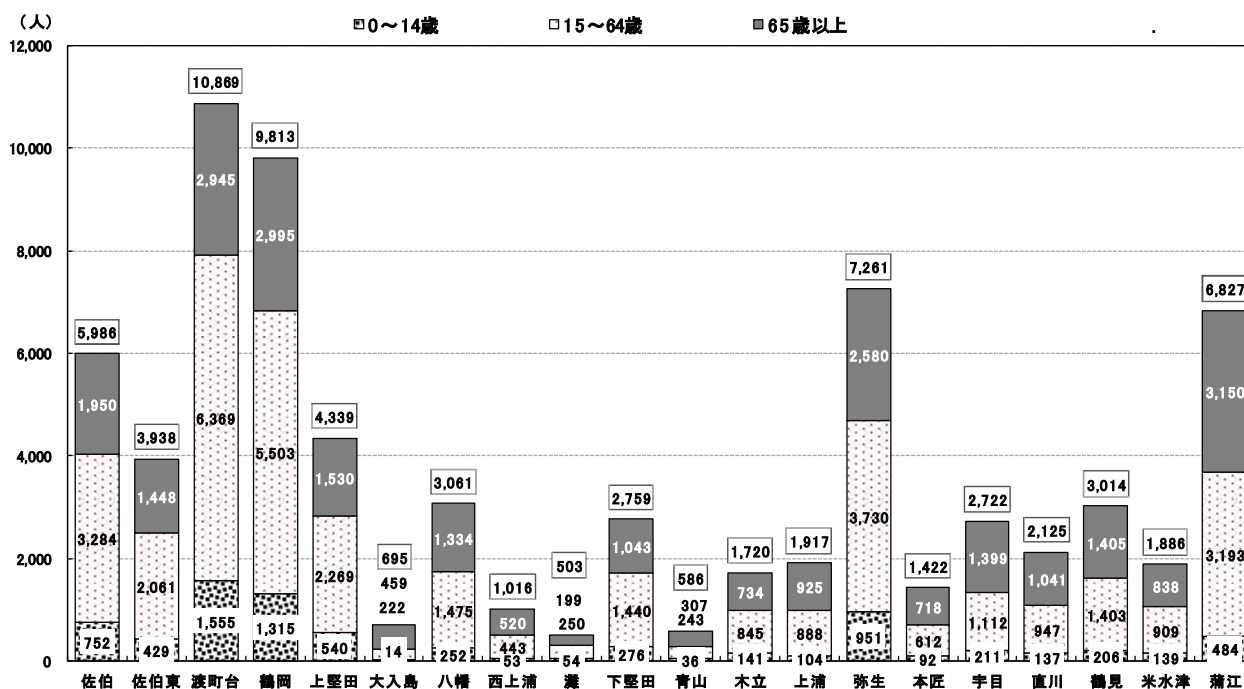
(1) 地区別人口

地区別人口をみると、最も多いのは、渡町台の10,869人、最も少ないのは、灘の503人となっています。

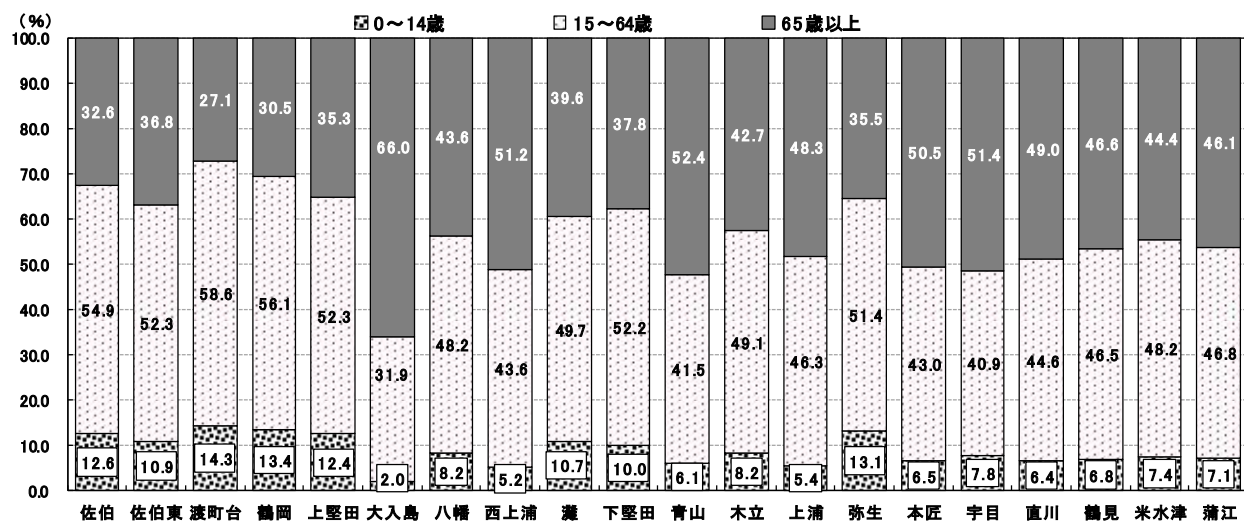
高齢化率が、最も高いのは大入島の66.0%、最も低いのは渡町台の27.1%となっています。

このように、地区別人口・高齢化率に大きな差がみられることから、それぞれの地区の実情に応じた地域福祉の在り方が求められています。

■ 地区別人口 ■ (平成30年)



■ 地区別年齢構成 ■ (平成30年)



※住民基本台帳・外国人登録等(平成30年3月31日現在)

■ 地区別人口 ■ (平成30年) -続き-

(単位：人)

	佐伯	佐伯東	渡町台	鶴岡	上堅田	大入島	八幡	西上浦	灘	下堅田
0～14歳	752	429	1,555	1,315	540	14	252	53	54	276
15～64歳	3,284	2,061	6,369	5,503	2,269	222	1,475	443	250	1,440
65歳以上	1,950	1,448	2,945	2,995	1,530	459	1,334	520	199	1,043
合計	5,986	3,938	10,869	9,813	4,339	695	3,061	1,016	503	2,759

【構成比】

(単位：%)

	佐伯	佐伯東	渡町台	鶴岡	上堅田	大入島	八幡	西上浦	灘	下堅田
0～14歳	12.6	10.9	14.3	13.4	12.4	2.0	8.2	5.2	10.7	10.0
15～64歳	54.9	52.3	58.6	56.1	52.3	31.9	48.2	43.6	49.7	52.2
65歳以上	32.6	36.8	27.1	30.5	35.3	66.0	43.6	51.2	39.6	37.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(単位：人)

	青山	木立	上浦	弥生	本匠	宇目	直川	鶴見	米水津	蒲江
0～14歳	36	141	104	951	92	211	137	206	139	484
15～64歳	243	845	888	3,730	612	1,112	947	1,403	909	3,193
65歳以上	307	734	925	2,580	718	1,399	1,041	1,405	838	3,150
合計	586	1,720	1,917	7,261	1,422	2,722	2,125	3,014	1,886	6,827

【構成比】

(単位：%)

	青山	木立	上浦	弥生	本匠	宇目	直川	鶴見	米水津	蒲江
0～14歳	6.1	8.2	5.4	13.1	6.5	7.8	6.4	6.8	7.4	7.1
15～64歳	41.5	49.1	46.3	51.4	43.0	40.9	44.6	46.5	48.2	46.8
65歳以上	52.4	42.7	48.3	35.5	50.5	51.4	49.0	46.6	44.4	46.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

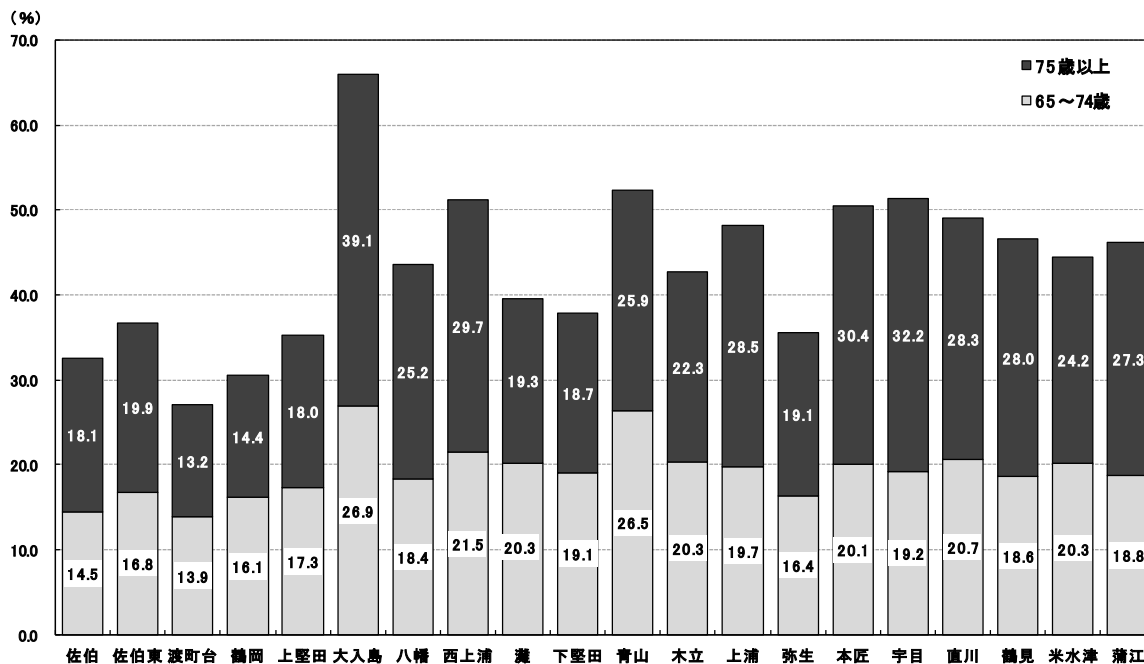
※住民基本台帳・外国人登録等(平成30年3月31日現在)

(2) 前期・後期高齢者の状況

高齢化率は、大入島(66.0%)が最も高く、青山(52.4%)、宇目(51.4%)、西上浦(51.2%)、本匠(50.5%)でも50%を超えています。

この中で、後期高齢化率が30%を超えているのは、大入島(39.1%)、宇目(32.2%)、本匠(30.4%)となっています。

■ 前期・後期高齢者の人口に占める割合 ■ (平成30年)



(3) 市民アンケート調査結果数表

問 あなたと近所の人との関係は次のどれに近いですか。(○は1つだけ)

(単位：%)

		サンプル数	き 合 い 仲 が 良 く、 家 族 同 様 な 付	合 う 付 き 合 い 困 つ た 時 に お 互 い に 助 け	掛 普 段 か ら 気 兼 ね な く 声 を	の た ま に 立 ち 話 を す る 程 度	き あ い さ つ を す る 程 度 の 付	ほ と ん ど 付 き 合 い が な い	そ の 他	無 回 答
全 体		1335	5.3	10.9	38.6	16.3	22.3	4.2	0.4	1.9
性別	男性	509	4.9	12.4	36.9	13.0	25.9	5.3	0.2	1.4
	女性	802	5.5	10.1	40.1	18.7	20.2	3.6	0.5	1.2
年齢別	18～29歳	74	-	9.5	20.3	4.1	45.9	20.3	-	-
	30～39歳	86	-	3.5	19.8	16.3	48.8	9.3	-	2.3
	40～49歳	131	2.3	9.9	22.9	18.3	38.2	7.6	0.8	-
	50～59歳	202	1.5	7.9	34.7	20.8	29.7	3.0	1.0	1.5
	60～69歳	338	2.7	11.2	44.4	19.2	17.5	2.7	0.6	1.8
	70～79歳	279	8.6	14.0	47.7	16.8	11.1	1.1	-	0.7
	80歳以上	211	14.7	14.2	46.4	10.4	10.0	2.4	-	1.9
地区別	佐伯	209	4.3	6.2	31.1	17.2	31.6	8.1	-	1.4
	渡町台	135	-	3.7	25.2	21.5	43.0	5.2	-	1.5
	佐伯東	48	2.1	6.3	47.9	16.7	18.8	6.3	2.1	-
	上堅田	73	1.4	8.2	39.7	21.9	24.7	2.7	-	1.4
	鶴岡	157	1.3	8.9	28.7	19.7	34.4	5.7	-	1.3
	大入島	15	6.7	20.0	60.0	6.7	-	6.7	-	-
	八幡	51	7.8	19.6	33.3	15.7	17.6	3.9	2.0	-
	西上浦	16	-	18.8	68.8	-	12.5	-	-	-
	下堅田	43	2.3	4.7	48.8	25.6	11.6	7.0	-	-
	青山	18	-	11.1	66.7	11.1	5.6	-	-	5.6
	木立	32	6.3	3.1	46.9	21.9	18.8	-	3.1	-
	上浦	45	20.0	17.8	28.9	15.6	15.6	2.2	-	-
	弥生	131	6.1	13.0	42.0	18.3	14.5	3.1	-	3.1
	本匠	24	4.2	33.3	41.7	12.5	8.3	-	-	-
	宇目	57	8.8	24.6	45.6	1.8	10.5	3.5	1.8	3.5
	直川	41	12.2	19.5	51.2	12.2	4.9	-	-	-
	鶴見	57	17.5	14.0	47.4	8.8	10.5	1.8	-	-
米水津	26	-	3.8	69.2	7.7	15.4	-	-	3.8	
蒲江	138	8.0	12.3	44.2	15.2	16.7	2.2	0.7	0.7	

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

問 あなたは今後、近所の人との関係がどのような状態になればよいと思いますか。

(○は1つだけ)

(単位：%)

		サンプル数	仲が良く、 家族同様な付 き合い	困った時にお互いに助け 合う付き合い	普段から気兼ねなく声を 掛け合う付き合い	たまに立ち話を する程度 の付き合い	あいさつをする 程度の付 き合い	ほとんど付き合いがない	その他	無回答
全 体		1335	5.1	36.9	36.3	9.2	9.4	0.9	0.7	1.5
性別	男性	509	6.1	34.4	35.4	10.2	11.8	1.2	-	1.0
	女性	802	4.4	39.3	37.2	8.9	7.9	0.7	1.0	0.7
年齢別	18～29歳	74	1.4	36.5	27.0	6.8	24.3	4.1	-	-
	30～39歳	86	-	24.4	32.6	11.6	26.7	2.3	1.2	1.2
	40～49歳	131	3.8	32.8	32.1	9.9	19.8	0.8	-	0.8
	50～59歳	202	2.0	39.1	36.1	10.4	11.4	-	0.5	0.5
	60～69歳	338	1.8	39.6	37.3	11.8	5.9	0.6	1.2	1.8
	70～79歳	279	9.0	36.2	41.2	8.6	2.9	1.1	0.7	0.4
	80歳以上	211	12.3	39.8	37.9	4.7	3.8	0.5	0.5	0.5
地区別	佐伯	209	4.3	34.9	32.5	11.0	15.8	0.5	0.5	0.5
	渡町台	135	0.7	31.1	34.1	17.0	14.8	2.2	-	-
	佐伯東	48	6.3	39.6	31.3	6.3	10.4	2.1	4.2	-
	上堅田	73	2.7	30.1	47.9	13.7	5.5	-	-	-
	鶴岡	157	2.5	33.8	33.1	13.4	14.6	0.6	1.3	0.6
	大入島	15	6.7	33.3	53.3	6.7	-	-	-	-
	八幡	51	5.9	35.3	37.3	5.9	11.8	2.0	-	2.0
	西上浦	16	12.5	56.3	25.0	-	6.3	-	-	-
	下堅田	43	-	41.9	41.9	7.0	4.7	2.3	-	2.3
	青山	18	-	66.7	27.8	5.6	-	-	-	-
	木立	32	3.1	40.6	37.5	9.4	6.3	-	-	3.1
	上浦	45	17.8	40.0	26.7	11.1	4.4	-	-	-
	弥生	131	6.1	40.5	35.9	6.9	6.9	0.8	0.8	2.3
	本匠	24	4.2	54.2	33.3	-	4.2	4.2	-	-
	宇目	57	12.3	31.6	40.4	5.3	5.3	1.8	1.8	1.8
	直川	41	9.8	53.7	31.7	2.4	2.4	-	-	-
	鶴見	57	12.3	35.1	43.9	3.5	3.5	-	1.8	-
米水津	26	-	34.6	65.4	-	-	-	-	-	
蒲江	138	4.3	38.4	39.1	7.2	8.0	0.7	0.7	1.4	

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

問 日ごろの生活において、「地域でお互いに助け合いをする」とした場合、あなたの考える「助け合いができる地域」とは、どの範囲ですか。(○は1つだけ)

(単位：%)

		サンプル数	隣近所	自治会の班	自治会の区域	小学校区	中学校区	合併前の旧市町村	佐伯市全体	わからない	その他	無回答
全 体		1335	43.5	14.3	18.7	4.4	0.6	3.1	5.5	6.2	0.7	3.0
性別	男性	509	37.3	15.7	22.2	4.1	0.8	3.9	6.3	6.3	0.6	2.8
	女性	802	47.1	13.7	16.7	4.6	0.5	2.5	5.2	6.1	0.7	2.7
年齢別	18～29歳	74	39.2	9.5	12.2	13.5	4.1	-	9.5	10.8	-	1.4
	30～39歳	86	25.6	12.8	16.3	14.0	-	4.7	7.0	14.0	-	5.8
	40～49歳	131	29.8	16.8	17.6	13.0	2.3	1.5	13.0	4.6	0.8	0.8
	50～59歳	202	36.6	12.9	24.3	5.4	1.0	4.5	6.4	5.4	2.5	1.0
	60～69歳	338	39.9	15.4	23.1	0.9	-	3.8	5.0	7.4	0.6	3.8
	70～79歳	279	52.0	15.4	18.3	1.8	-	3.6	3.9	3.2	0.4	1.4
	80歳以上	211	61.6	14.2	10.9	0.5	-	1.4	1.4	5.7	-	4.3
地区別	佐伯	209	45.0	10.0	15.3	6.2	0.5	1.9	8.6	8.1	0.5	3.8
	渡町台	135	47.4	14.1	18.5	5.9	0.7	0.7	3.7	5.9	-	3.0
	佐伯東	48	33.3	16.7	22.9	6.3	-	-	12.5	8.3	-	-
	上堅田	73	39.7	23.3	15.1	5.5	1.4	2.7	4.1	4.1	1.4	2.7
	鶴岡	157	46.5	23.6	10.2	3.8	-	1.9	5.1	6.4	0.6	1.9
	大入島	15	40.0	6.7	33.3	-	-	-	6.7	6.7	-	6.7
	八幡	51	23.5	25.5	25.5	7.8	3.9	-	3.9	7.8	-	2.0
	西上浦	16	43.8	12.5	25.0	-	-	-	6.3	12.5	-	-
	下堅田	43	34.9	11.6	25.6	2.3	2.3	-	16.3	7.0	-	-
	青山	18	22.2	11.1	38.9	16.7	-	-	5.6	5.6	-	-
	木立	32	43.8	15.6	9.4	6.3	-	-	6.3	6.3	3.1	9.4
	上浦	45	33.3	20.0	15.6	-	-	15.6	4.4	4.4	2.2	4.4
	弥生	131	39.7	13.7	20.6	5.3	-	3.8	5.3	6.9	-	4.6
	本匠	24	33.3	20.8	33.3	-	-	-	4.2	4.2	-	4.2
	宇目	57	54.4	7.0	19.3	3.5	-	1.8	3.5	7.0	-	3.5
	直川	41	41.5	4.9	26.8	2.4	2.4	4.9	4.9	7.3	2.4	2.4
	鶴見	57	57.9	14.0	15.8	1.8	-	5.3	1.8	3.5	-	-
米水津	26	42.3	3.8	34.6	-	-	11.5	3.8	3.8	-	-	
蒲江	138	51.4	9.4	18.1	2.9	0.7	7.2	2.2	4.3	2.2	1.4	

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

問 あなたは日ごろ、生活をする上でどのような心配事がありますか。(○はいくつでも)

(単位：%)

		サンプル数	配偶者に先立たれること	話し合いや助け合いのできる人がいなくなつて淋しいこと	住民相互のまとまりや助け合いが乏しいこと	地域で住民同士が気軽に集える機会や場所が少ないこと	子育て世代同士が気軽に集える機会や場所が少ないこと	子どもが安心して遊べる場所が少ないこと	学童保育が少ないこと	働く親の条件にあつた保育所(休日保育、延長保育、一時保育など)や	障がい者(児)のいる世帯に対する周囲の理解や交流が少ないこと	暮らしや福祉、健康に関する相談窓口や支援が少ないこと	若者の地域離れによる過疎化のこと	特になし	その他	無回答
全体		1335	31.9	14.5	14.5	13.4	5.2	16.2	8.0	6.0	12.9	41.9	15.5	4.2	1.9	
性別	男性	509	36.0	13.9	15.3	13.4	4.7	13.8	7.1	6.3	13.0	45.6	15.3	3.7	0.4	
	女性	802	30.0	15.2	14.1	13.8	5.5	18.0	8.9	5.9	13.2	40.4	15.7	4.5	1.7	
年齢別	18～29歳	74	13.5	12.2	8.1	8.1	14.9	20.3	25.7	8.1	12.2	37.8	27.0	4.1	-	
	30～39歳	86	20.9	8.1	8.1	2.3	15.1	43.0	26.7	9.3	7.0	29.1	14.0	10.5	1.2	
	40～49歳	131	17.6	11.5	9.2	3.8	9.2	21.4	7.6	7.6	10.7	42.0	20.6	5.3	0.8	
	50～59歳	202	26.2	10.9	15.8	14.4	6.9	20.8	9.4	7.9	12.9	52.5	14.4	4.5	1.5	
	60～69歳	338	34.9	12.1	17.2	17.5	2.1	14.8	5.6	6.8	12.1	44.7	15.1	3.6	1.2	
	70～79歳	279	47.7	17.6	18.3	13.6	1.4	10.4	2.2	2.5	15.8	37.6	12.5	2.5	1.4	
	80歳以上	211	32.7	23.2	12.8	18.5	2.8	6.6	5.2	4.3	14.7	41.7	15.6	3.3	1.9	
地区別	佐伯	209	29.2	15.3	12.4	10.5	5.7	17.2	8.6	7.2	18.7	28.7	19.6	5.7	1.0	
	渡町台	135	37.0	10.4	17.8	12.6	3.0	11.1	8.1	5.2	16.3	28.1	18.5	3.0	-	
	佐伯東	48	20.8	10.4	16.7	20.8	10.4	18.8	10.4	8.3	12.5	33.3	18.8	8.3	-	
	上堅田	73	39.7	11.0	11.0	15.1	4.1	17.8	8.2	4.1	9.6	37.0	9.6	2.7	2.7	
	鶴岡	157	35.0	10.2	17.8	10.8	4.5	23.6	8.9	6.4	10.2	27.4	19.7	5.1	1.3	
	大入島	15	20.0	33.3	20.0	20.0	-	6.7	-	20.0	46.7	60.0	-	6.7	-	
	八幡	51	25.5	15.7	13.7	19.6	3.9	21.6	5.9	3.9	9.8	39.2	23.5	2.0	-	
	西上浦	16	37.5	25.0	25.0	6.3	6.3	12.5	6.3	-	6.3	81.3	6.3	-	-	
	下堅田	43	32.6	20.9	11.6	14.0	7.0	16.3	11.6	11.6	16.3	44.2	16.3	-	2.3	
	青山	18	38.9	16.7	5.6	22.2	11.1	22.2	22.2	-	5.6	77.8	5.6	5.6	-	
	木立	32	37.5	21.9	21.9	18.8	6.3	15.6	3.1	3.1	6.3	40.6	9.4	15.6	3.1	
	上浦	45	24.4	20.0	8.9	2.2	-	6.7	4.4	4.4	8.9	66.7	11.1	-	2.2	
	弥生	131	29.8	9.9	18.3	12.2	6.9	22.1	9.9	6.9	13.0	40.5	17.6	3.8	3.1	
	本匠	24	20.8	20.8	16.7	12.5	4.2	8.3	4.2	-	-	75.0	-	-	-	
	宇目	57	33.3	14.0	15.8	14.0	1.8	8.8	5.3	1.8	5.3	59.6	14.0	-	1.8	
	直川	41	43.9	7.3	12.2	14.6	7.3	9.8	7.3	7.3	-	78.0	7.3	4.9	4.9	
	鶴見	57	28.1	19.3	19.3	22.8	3.5	15.8	3.5	12.3	19.3	49.1	15.8	1.8	1.8	
米水津	26	15.4	19.2	7.7	11.5	3.8	15.4	7.7	3.8	11.5	53.8	15.4	3.8	-		
蒲江	138	35.5	20.3	10.1	15.9	4.3	13.8	8.7	5.1	15.2	53.6	12.3	5.8	-		

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

問 あなたは、日ごろの生活の中で、地域の人やボランティアにしてほしいことや手伝ってほしいことがありますか。(○はいくつでも)

(単位：%)

		サンプル数	話し相手や相談相手	安否確認の声かけ	買い物の手伝いや代行	ゴミ出し	外出時の付添い・介助	そうじ・せんたく・食事等の家事	短時間の子どもの預かり	通院・通学等の送迎	子どもへの遊び指導や読み聞かせ	子どもの登下校時の見守り	災害時の避難支援	特にない	その他	無回答
全体		1335	10.5	17.3	6.4	3.4	3.1	2.4	2.8	6.4	3.9	13.4	35.6	40.6	2.2	3.3
性別	男性	509	9.8	18.3	6.5	3.7	3.3	2.6	2.0	5.5	3.5	13.2	34.8	43.2	2.2	3.5
	女性	802	11.1	17.1	6.4	3.4	3.0	2.4	3.5	7.2	4.1	13.8	36.4	38.9	2.1	2.6
年齢別	18～29歳	74	5.4	10.8	2.7	2.7	6.8	-	9.5	10.8	6.8	27.0	48.6	29.7	-	-
	30～39歳	86	8.1	11.6	3.5	1.2	1.2	1.2	7.0	5.8	11.6	45.3	38.4	27.9	-	1.2
	40～49歳	131	6.9	14.5	3.8	0.8	3.1	2.3	6.1	6.9	9.2	29.8	38.9	35.9	1.5	2.3
	50～59歳	202	9.9	19.3	6.4	4.0	2.0	3.0	3.5	5.0	5.0	13.9	38.1	44.1	2.0	1.0
	60～69歳	338	7.4	14.8	5.0	2.4	1.8	0.9	1.8	4.1	1.8	7.1	30.2	50.9	3.3	3.6
	70～79歳	279	13.3	20.1	5.0	3.2	2.2	1.8	1.1	6.5	1.4	6.1	35.1	41.9	2.5	3.9
	80歳以上	211	17.5	23.2	14.7	8.1	7.6	6.6	0.5	10.4	1.9	5.2	35.1	32.2	1.4	4.7
地区別	佐伯	209	11.0	18.2	3.8	2.9	4.3	2.9	3.8	3.8	2.9	17.2	36.4	36.4	2.4	2.9
	渡町台	135	8.9	18.5	6.7	4.4	2.2	3.7	3.0	6.7	4.4	8.1	34.8	44.4	1.5	1.5
	佐伯東	48	8.3	12.5	6.3	8.3	2.1	4.2	6.3	4.2	4.2	20.8	43.8	35.4	4.2	4.2
	上堅田	73	11.0	16.4	6.8	2.7	2.7	1.4	-	5.5	6.8	16.4	39.7	42.5	2.7	5.5
	鶴岡	157	5.1	12.7	2.5	3.2	0.6	1.3	2.5	5.1	1.3	15.9	35.0	44.6	1.9	2.5
	大入島	15	26.7	46.7	13.3	13.3	13.3	13.3	6.7	6.7	6.7	-	53.3	20.0	-	6.7
	八幡	51	13.7	17.6	3.9	2.0	-	2.0	2.0	3.9	3.9	19.6	31.4	41.2	3.9	3.9
	西上浦	16	31.3	12.5	12.5	6.3	-	-	-	12.5	-	-	31.3	31.3	6.3	6.3
	下堅田	43	16.3	16.3	14.0	-	2.3	2.3	2.3	2.3	-	7.0	27.9	46.5	2.3	-
	青山	18	-	16.7	5.6	5.6	-	-	5.6	5.6	5.6	11.1	33.3	55.6	-	-
	木立	32	3.1	15.6	6.3	-	3.1	-	-	3.1	-	6.3	21.9	56.3	9.4	-
	上浦	45	15.6	24.4	11.1	4.4	11.1	2.2	4.4	17.8	6.7	11.1	40.0	28.9	-	4.4
	弥生	131	9.9	16.8	6.9	2.3	2.3	2.3	4.6	5.3	5.3	22.1	38.2	37.4	1.5	5.3
	本匠	24	12.5	20.8	4.2	4.2	4.2	4.2	-	8.3	4.2	4.2	54.2	37.5	-	-
	宇目	57	14.0	19.3	10.5	3.5	3.5	1.8	-	8.8	1.8	1.8	26.3	43.9	1.8	1.8
	直川	41	7.3	24.4	12.2	2.4	2.4	-	-	4.9	2.4	14.6	26.8	41.5	-	4.9
	鶴見	57	14.0	14.0	7.0	3.5	3.5	-	1.8	7.0	5.3	3.5	31.6	49.1	1.8	3.5
米水津	26	11.5	11.5	3.8	3.8	7.7	11.5	3.8	11.5	19.2	11.5	53.8	38.5	-	-	
蒲江	138	10.9	19.6	7.2	4.3	4.3	2.2	2.9	11.6	3.6	13.8	37.7	36.2	2.2	2.9	

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

問 あなたが、高齢者や障がい者、子どもがいる世帯に対して、協力できることは何ですか。(〇はいくつでも)

(単位：%)

		サンプル数	話し相手や相談相手	安否確認の声かけ	買い物の手伝いや代行	ゴミ出し	外出時の付添い・介助	そうじ・せんたく・食事等の家事	短時間の子ども預かり	通院・通学等の送迎	子どもへの遊び指導や読み聞かせ	子どもの登下校時の見守り	災害時の避難支援	特にない	その他	無回答
全 体		1335	33.9	47.6	14.5	18.8	4.9	3.1	6.4	6.2	5.2	15.4	28.2	16.1	3.1	3.7
性別	男性	509	28.7	43.2	11.0	14.3	4.1	1.2	2.6	7.1	3.3	15.7	39.9	19.6	2.9	3.1
	女性	802	37.5	51.4	16.8	22.1	5.5	4.4	9.1	5.7	6.5	15.5	21.2	13.3	3.2	3.6
年齢別	18～29歳	74	27.0	36.5	10.8	12.2	8.1	2.7	4.1	4.1	9.5	18.9	47.3	21.6	-	-
	30～39歳	86	33.7	43.0	12.8	14.0	5.8	3.5	8.1	10.5	5.8	17.4	33.7	15.1	1.2	4.7
	40～49歳	131	35.9	48.9	13.0	20.6	5.3	0.8	6.1	6.9	9.9	24.4	40.5	13.0	2.3	0.8
	50～59歳	202	36.6	61.9	19.3	21.8	5.4	3.5	8.4	6.4	8.4	17.8	35.1	7.4	2.5	1.0
	60～69歳	338	28.7	53.8	19.2	22.2	5.0	4.1	8.6	6.8	3.8	18.3	30.2	18.9	2.1	3.6
	70～79歳	279	37.6	49.1	13.6	22.6	4.7	2.9	5.7	4.7	2.5	13.3	21.9	13.6	3.9	3.2
	80歳以上	211	36.0	27.5	6.6	10.0	3.3	2.8	2.8	5.7	3.3	4.7	10.0	23.7	6.6	8.5
地区別	佐伯	209	31.1	43.5	12.0	17.2	6.7	2.4	5.3	4.8	3.8	16.3	26.8	17.2	2.9	3.8
	渡町台	135	25.9	45.9	10.4	17.8	2.2	1.5	3.7	0.7	3.0	16.3	21.5	22.2	3.0	1.5
	佐伯東	48	35.4	45.8	20.8	18.8	4.2	4.2	8.3	2.1	4.2	16.7	31.3	18.8	2.1	-
	上堅田	73	24.7	43.8	13.7	17.8	4.1	1.4	9.6	13.7	6.8	23.3	32.9	15.1	2.7	6.8
	鶴岡	157	26.1	47.1	9.6	20.4	3.2	4.5	2.5	3.2	3.2	14.6	29.3	16.6	3.8	2.5
	大入島	15	40.0	66.7	13.3	6.7	-	-	-	-	-	13.3	33.3	6.7	6.7	6.7
	八幡	51	29.4	43.1	13.7	13.7	2.0	2.0	7.8	7.8	2.0	11.8	41.2	15.7	5.9	3.9
	西上浦	16	43.8	43.8	25.0	6.3	6.3	-	-	18.8	-	-	6.3	12.5	-	6.3
	下堅田	43	41.9	48.8	9.3	16.3	4.7	4.7	9.3	9.3	4.7	11.6	23.3	20.9	7.0	-
	青山	18	50.0	61.1	27.8	16.7	16.7	-	16.7	11.1	5.6	16.7	33.3	11.1	-	-
	木立	32	31.3	53.1	18.8	21.9	3.1	3.1	9.4	12.5	9.4	25.0	31.3	15.6	-	-
	上浦	45	42.2	60.0	22.2	20.0	4.4	4.4	8.9	8.9	8.9	13.3	28.9	13.3	2.2	-
	弥生	131	35.9	48.9	16.8	22.9	7.6	3.1	5.3	6.1	8.4	19.8	29.0	9.9	2.3	7.6
	本匠	24	75.0	66.7	20.8	25.0	8.3	4.2	4.2	4.2	4.2	16.7	54.2	-	-	-
	宇目	57	31.6	40.4	14.0	15.8	-	1.8	3.5	8.8	3.5	7.0	12.3	22.8	7.0	7.0
	直川	41	41.5	61.0	19.5	24.4	12.2	-	9.8	7.3	9.8	26.8	34.1	12.2	-	-
	鶴見	57	52.6	57.9	15.8	28.1	8.8	7.0	17.5	10.5	5.3	14.0	38.6	12.3	3.5	1.8
米水津	26	19.2	53.8	15.4	11.5	3.8	3.8	11.5	7.7	15.4	19.2	38.5	23.1	-	3.8	
蒲江	138	39.1	41.3	18.1	18.8	4.3	5.1	7.2	6.5	6.5	10.1	21.7	15.2	3.6	5.1	

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

問 あなたは、地域社会の中で安心して暮らしていくためにはどのようなことが 大切だと思いますか。(○はいくつでも)

(単位：%)

	サンプル数	警察・消防などの防犯・交通安全体制の充実	行政の福祉サービスの充実	企業によるサービスの充実	雇用の安定	地域医療体制の充実	高齢者、障がい者にも優しいユニバーサルデザインやバリアフリー、のまちづくり	福祉施設の充実	保育所や託児所の充実	学校の教育の充実や不登校等の問題の解決	地域を単位とした親と子の世代間交流活動の充実	隣近所の助け合いの充実	自治会や町内会など地域組織の充実	ボランティア活動やNPOによる助け合いの充実	乳幼児医療や高齢者の医療費助成等の充実	その他	無回答	
全体	1335	59.3	52.4	6.7	42.7	44.6	34.6	36.9	21.6	16.5	9.3	40.2	23.0	10.7	24.0	1.4	3.0	
性別	男性	509	61.5	54.6	8.1	42.0	46.6	30.6	35.6	17.9	15.3	6.7	37.7	24.8	10.6	17.5	1.8	2.6
	女性	802	58.2	51.0	6.1	43.5	43.6	37.5	38.5	24.2	17.3	10.8	41.8	21.7	10.7	28.1	1.2	2.9
年齢別	18～29歳	74	62.2	47.3	16.2	66.2	39.2	32.4	28.4	51.4	24.3	8.1	21.6	9.5	5.4	25.7	1.4	-
	30～39歳	86	59.3	40.7	10.5	67.4	40.7	37.2	30.2	60.5	39.5	8.1	22.1	14.0	7.0	40.7	2.3	1.2
	40～49歳	131	58.8	56.5	16.0	70.2	45.0	32.8	34.4	29.8	25.2	13.0	27.5	16.0	11.5	26.7	2.3	-
	50～59歳	202	61.9	58.9	7.4	58.4	52.0	31.2	32.2	26.7	15.3	7.4	30.7	16.8	10.4	22.3	1.5	0.5
	60～69歳	338	59.2	52.7	3.3	40.5	47.0	32.8	37.0	13.3	12.1	7.7	41.1	25.7	8.0	21.0	1.5	2.1
	70～79歳	279	62.4	53.4	4.3	25.8	42.3	38.0	43.0	13.6	10.8	9.0	52.3	31.9	12.5	22.2	-	2.5
	80歳以上	211	54.5	48.3	4.7	19.0	39.3	36.5	42.2	10.9	14.2	11.8	54.0	25.6	14.7	23.7	2.4	9.0
地区別	佐伯	209	62.7	54.1	11.0	49.3	36.8	47.4	36.8	27.8	19.6	9.6	33.5	19.1	12.4	28.7	1.4	3.3
	渡町台	135	60.7	47.4	4.4	42.2	43.7	31.9	36.3	18.5	14.8	5.9	34.8	21.5	6.7	20.7	0.7	-
	佐伯東	48	66.7	60.4	14.6	45.8	33.3	39.6	47.9	29.2	22.9	14.6	47.9	33.3	10.4	22.9	-	4.2
	上堅田	73	52.1	57.5	8.2	52.1	41.1	39.7	37.0	20.5	15.1	8.2	42.5	19.2	4.1	20.5	2.7	2.7
	鶴岡	157	61.8	54.1	8.3	40.1	47.1	35.7	35.7	22.9	17.8	7.0	34.4	18.5	8.3	19.1	1.9	2.5
	大入島	15	53.3	46.7	-	26.7	60.0	20.0	40.0	6.7	-	6.7	53.3	33.3	33.3	13.3	6.7	-
	八幡	51	64.7	51.0	2.0	47.1	39.2	31.4	35.3	21.6	15.7	5.9	43.1	27.5	9.8	31.4	2.0	-
	西上浦	16	56.3	50.0	12.5	12.5	56.3	37.5	31.3	6.3	25.0	12.5	56.3	31.3	12.5	25.0	-	6.3
	下堅田	43	55.8	37.2	9.3	41.9	34.9	30.2	30.2	18.6	11.6	4.7	20.9	20.9	11.6	27.9	4.7	4.7
	青山	18	61.1	44.4	-	44.4	22.2	11.1	27.8	22.2	11.1	-	38.9	33.3	5.6	16.7	11.1	-
	木立	32	56.3	40.6	6.3	40.6	59.4	25.0	40.6	9.4	15.6	12.5	43.8	15.6	15.6	25.0	3.1	3.1
	上浦	45	62.2	66.7	4.4	46.7	44.4	40.0	40.0	26.7	24.4	8.9	31.1	24.4	8.9	15.6	2.2	-
	弥生	131	56.5	53.4	7.6	45.0	45.8	31.3	34.4	27.5	18.3	12.2	42.0	19.8	11.5	24.4	-	3.8
	本匠	24	70.8	58.3	4.2	29.2	75.0	20.8	41.7	33.3	20.8	4.2	50.0	37.5	12.5	20.8	-	-
	宇目	57	47.4	49.1	1.8	38.6	43.9	28.1	31.6	8.8	8.8	8.8	42.1	14.0	3.5	17.5	3.5	7.0
	直川	41	61.0	63.4	4.9	41.5	53.7	31.7	43.9	26.8	12.2	14.6	51.2	17.1	26.8	31.7	-	2.4
	鶴見	57	66.7	49.1	3.5	31.6	47.4	35.1	35.1	17.5	12.3	8.8	54.4	38.6	10.5	21.1	-	1.8
米水津	26	65.4	53.8	-	23.1	65.4	19.2	42.3	19.2	15.4	3.8	53.8	23.1	11.5	23.1	-	-	
蒲江	138	54.3	49.3	5.1	43.5	47.1	31.9	42.0	15.9	15.2	13.8	47.1	30.4	12.3	30.4	-	3.6	

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

(4) 地域の『困りごと』・『地域資源』・『あったらいいな★』

山間部: 弥生 本匠 宇目 直川

生活	
<p>【困りごと】 お墓の掃除、管理ができない 粗大ゴミを出すことが難しい 家の周りの片づけ、池、屋根などの掃除 電球交換、灯油が入れられない 窓ふき掃除、蛇口の修繕 草取り、庭木の剪定が難しい 買い物に行っても荷物が重くて持てない 移動販売の品数が少ない ひとり暮らし高齢者の安否確認</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 シルバー人材センター(大きな作業) 社会福祉協議会 困りごとお助け協会 地域協力隊(直川) 移動販売(地域ごとに品数や動きの差がある)</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) ちょっとした困りごとに対応できる住民組織 地区ごとの生活支援のボランティア ひとり暮らしの方への生活支援サービス 何でも対応する便利屋さん</p>
食事	
<p>【困りごと】 食事のバランスが悪い 自分で食事をつくるのが難しい ひとり暮らしの男性の食事が心配 弁当の宅配をしてほしい</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 地域内の業者を活用した配食(直川) スーパーなどのお惣菜・弁当などの配達</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 地区公民館などでの食事会 住民同士でのふれあい食堂 地域内の業者が配食を実施する 住民で有料の配食サービスを実施する</p>
寄り所	
<p>【困りごと】 空き家が多くなっている 空き家なのか住んでいるのかわからない 空き家対策が進んでいない(危険な建物含む) 校区内、アパートの方との交流が少ない 近所付き合いが少なくなった ふれあいいきいきサロンへの参加は良いが世話人は負担 地域内での世話人が少ない 困った時の相談相手がわからない</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 道の駅、文化会館がある(弥生) ふれあいいきいきサロン 老人クラブ 地区社会福祉協議会(住民組織)</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 空き家を地域の寄り所としての使える制度</p>
移動	
<p>【困りごと】 ひとりで行きたいところに行けない 買い物、病院へ行く交通手段が不便 バスの利用が困難な人はタクシー代の負担が大きい デマンド式コミュニティバスの予約が負担になる バス停まで行くのに困難な人がいる バス停の雨宿り場所がない コミュニティバスの時間帯が住民の求める時間と合わない 運転免許証返納後のメリットがない</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 医療機関による送迎(宇目) コミュニティバス(利便性の問題はあ 障がいがある方に対する移送サービス(宇目)</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 乗り合わせの交通手段 病院へ直結したコミュニティバス コミュニティバスの土日運行 代行運転支援サービス 住民組織による移動サービス</p>
災害・その他	
<p>【困りごと】 水田の耕作放棄 高齢のため田畑の管理ができない 山の手入れ、草刈などが難しい 若い世代の仕事が少ないため、遠方に行ってしまう 災害による主要道路の崩壊 消防団員が少ない 災害時の避難が不安</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 農業に関する事業を行う法人、事業所</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 田畑の共同管理 企業誘致 山の事前の崩落対策 自主防災組織による地区防災の強化</p>

海岸部:上浦 鶴見 米水津 蒲江

生活	
<p>【困りごと】 救急車の配置 離島の地域は品数が少ない 離島はゆうパック以外は自宅に届かない 診療所の診療日が減って不便 頼れる親族や身内がないので心配 ちょっとした頼みごとができない 高齢で重い荷物が運べない 庭木の剪定、草刈ができない</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 区長、民生委員 シルバー人材センター 緊急情報キット、要援護者マップ 地域おこし協力隊 社協、包括、市の保健師</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 地域の担い手の増加 コンビニがほしい 身近な範囲での助け合い</p>
食事	
<p>【困りごと】 食事を皆で食べる機会がない ひとり暮らしの方の栄養の偏りが心配 地域内の食堂が少ない 配達をするサービスは高齢者には難しい</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 移動販売車 配食サービス たすけ愛隊(米水津) 鶴鶴クラブ(鶴見)</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) コンビニ、弁当屋 買物代行サービス 皆で食べる行事</p>
寄り所	
<p>【困りごと】 空き家が多く、活用できていない 空き家が放置され、木々が伸びているが勝手に切れない等 公民館が遠い 公民館が階段であることや、トイレが和式で使いにくい 地域で集まる機会がなくなった 子育てサロンに参加しにくい ふれあいいきいきサロンに行きたいが行けない ふれあいいきいきサロンの内容がマンネリ化している 小中学校との交流が少ない 地域の担い手がない 引きこもりの人が増えている</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 ふれあいいきいきサロン お茶の間サロン 公民館の手芸や踊り さざなみ(鶴見)</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 担い手の養成 地区行事の復活 空き家の有効活用</p>
移動	
<p>【困りごと】 病院や買い物の送迎 街灯が少なく歩くのが不安 タクシー料金が安い 地域内の道路の車通りが少ない 運転免許証返納のメリットがない バスの時間帯が合わないで病院受診が不安 バスの停留所が少ない コミュニティバスがない 運転免許証返納後の移動が心配 派出所、バス停、ごみ置き場が遠い</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 コミュニティバス 個人タクシー、介護タクシー</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 地域をまたぐコミュニティバス コミュニティバスの便数増加 バス停留所の見直し 住民たすけあい移動サービス</p>
災害・その他	
<p>【困りごと】 子どもが結婚しないため、跡取りがない 若い世代の働く場がない 田畑の管理が出来ない 野菜をつくっても動物に食べられる 大雨が降ったときの土砂崩れが心配 災害時に孤立する心配 防災無線は聞きにくい、朝5時、6時のサイレンは大きい</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 若い世代のUターン場所(働く場) 自主防災組織の強化 事前の災害対策</p>

佐伯1:佐伯 佐伯東 渡町台 鶴岡

生活	
【困りごと】 草取り、庭木の剪定 家屋内の掃除やごみ出し お墓の掃除 重い荷物が持てない ひとり暮らし高齢者の安否確認 市役所、銀行に行けない 家電製品の取り付けや修理の方法がわからない 頼りになる身内等がない 移動販売が行き届かないところがある 買い物に行けない	【地域資源(団体・個人・事業)】 シルバー人材センター 区長、班長、民生委員 困りごとお助け協会 あったらいいな★(理想・夢・希望) 地域貨幣制度によるボランティア活動での対応 移動販売が頻繁に回ってくると良い
食事	
【困りごと】 ひとり暮らしの人の栄養の偏りが心配 食事づくりが大変(特に独居の高齢者) 自分で食事をつくれぬ ひとりでの食事が寂しい 妻や夫の入院による一時的なお世話	【地域資源(団体・個人・事業)】 事業所の宅配サービス 地区社協の配食サービス 移動販売 あったらいいな★(理想・夢・希望) 地区行事に食事をつける 御用聞き 移動販売車の規模拡大 有料制の配食サービス
寄り所	
【困りごと】 空き地、空き家が増えて管理する人がいない 公民館などが遠い 近所に話相手がない 公民館が2階でサロンなどに参加しにくい 世話人が不足している 引きこもりが多くなった いつでも寄れる寄り合い場がない 地域で集まり話をする機会がない 老人クラブ、サロンの世話人がいない	【地域資源(団体・個人・事業)】 老人クラブ、ふれあいいきいきサロン 子育てサロン 地区の清掃活動 ほのぼのネットワーク事業(鶴岡) あったらいいな★(理想・夢・希望) お茶のみだけの会 空き家の活用 協調的な体制づくり
移動	
【困りごと】 近い場所への交通手段がない 遊歩道の道がデコボコで高齢者や子どもが危ない 路上の線がみえにくい 地域の中を通るバスがない 佐伯駅の利用が不便 コミュニティバスがない、廃止 行きたいところに連れて行ってくれる人がいない 運転免許証返納後が心配	【地域資源(団体・個人・事業)】 コミュニティバス タクシー 家族 あったらいいな★(理想・夢・希望) 乗り合いタクシー コミュニティバスまでの移動支援の仕組み 駅を誰もが使える施設にする(エレベーターなど) バス停の見直し
災害・その他	
【困りごと】 猪などによる土砂崩れの誘発 道路や地区の環境整備ができていない 敬老祝い金が廃止となった 山、田畑の管理ができない 若い世代がいない 若い世代が行事に参加しない 災害時や緊急時の不安 避難所まで自力でいけない	【地域資源(団体・個人・事業)】 あったらいいな★(理想・夢・希望) 災害時の交通手段の確保 猪退治を災害予防の一環で取り組んでほしい 出会いの機会となる婚活活動

佐伯2:上堅田 大入島 八幡 西上浦 下堅田 青山 木立 灘

生活	
<p>【困りごと】 ひとり暮らし高齢者の安否確認 家の周りの掃除 お墓の掃除 重い荷物が持てない(移動、片付けに困る) 介護してくれる人がいない 市役所が遠い 銀行が来てくれなくなった 入院した場合の世話人がいない 庭木の手入れ、剪定 猫の放し飼い 困ったときの相談相手がない</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 シルバー人材センター 緊急通報システム 民生委員 困りごとお助け協会 公民館職員</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 地域ごとの人材センター シェアハウス、集合住宅 二世帯住宅への補助 地区ごとの助け合う活動団体 有償ボランティア活動</p>
食事	
<p>【困りごと】 体調不良時の食事が不安 食事が食べられるところがほしい 男性がひとりになった時の食事の心配 自分で食事が作れない 介護認定がなければ施設の配食が受けられない 居酒屋がない</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 地区社協の配食サービス 民間業者の宅配 行政の配食制度 移動販売車 定期的な食事提供、配食(青山、木立)</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 公民館で買い物できる機能 ボランティア活動での食事提供 移動販売の食事提供 男の料理教室</p>
寄り所	
<p>【困りごと】 空き家が増えている 空き家の活用ができていない 空き家の倒壊の心配や環境が悪くなっている 小、中学校の教室があまっている 公民館の階段が登れない 持家の取り壊し費用の負担が大きい 近所付き合いがなくなっている 世話人、担い手がない 区民が少ない分出ごとが多い 家から出て来ない引きこもりの人がいる</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 高齢者学級 ふれあいいきいきサロン 老人クラブ お茶の間サロン 子育てサロン</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 公民館に天体望遠鏡をつける(地域性に応じた多機能化) 大学をつくる 後期高齢の義務教育 小、中学校の活用</p>
移動	
<p>【困りごと】 ひとりでいきたいところに行けない 運転できる人がいない 地区内の移動に困る 通院、買い物の交通手段がない バスとコミュニティバス、定期船の時間帯がつながりがない 佐伯の街中に出れても隣に行けない 島民に交通の補助がほしい デコボコだらけの歩道で高齢者や子どもが危ない 車に乗れなくなったら外出できない 運転免許証返納後が心配 買い物の中心地行きのバスがほしい</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】 コミュニティバス タクシー 大分バス</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 通院に対する交通補助 バスの無料化 市街地までの交通 公民館にタクシー常駐 地区内循環バス</p>
災害・その他	
<p>【困りごと】 核家族化の進行 農地を管理する人がいない 若い世代が少なく、人口も少ない 遊び場がない 10年先は神社、仏閣の守りができなくなる 働き場がない 地域との関わりを避ける若い世代が多い 災害時の物資の不安 消防団員が少ない 災害時の避難場所が整備されていない 防災ラジオが聞こえにくい</p>	<p>【地域資源(団体・個人・事業)】</p> <p>あったらいいな★(理想・夢・希望) 企業誘致 地区ごとの遊び場を増やす 婚活パーティー等の結婚につながる事業</p>

6 相談窓口一覧表

分野別	相談内容	相談窓口	電話番号
精神保健福祉	精神保健福祉に関すること（精神科疾患全体、うつ、依存症など）	大分県南部保健所	22-0562
		佐伯市役所 障がい福祉課 障がい福祉係	22-4524
		佐伯市障がい者相談支援センター	24-8521
		相談支援事業所「サニーハウス」	28-3004
	心と体の健康に関すること	佐伯市役所健康増進課保健係 和楽（旧市内、上浦、鶴見、米水津地区）	23-4500
		健康増進課西部分室 弥生保健センター（弥生、本匠、宇目、直川地区）	46-0265
		健康増進課南部分室 蒲江保健センター（蒲江地区）	43-3888
	福祉に関すること（各手続き等）	佐伯市役所 障がい福祉課 障がい福祉係	22-4514
		上浦振興局 地域振興課 市民サービス係	32-3111
		弥生振興局 地域振興課 市民サービス係	46-1111
		本匠振興局 地域振興課 市民サービス係	56-5111
		宇目振興局 地域振興課 市民サービス係	52-1111
		直川振興局 地域振興課 市民サービス係	58-2111
鶴見振興局 地域振興課 市民サービス係		33-1111	
米水津振興局 地域振興課 市民サービス係		35-6111	
蒲江振興局 地域振興課 市民サービス係		42-1111	
障がい者	障がい者や家族の悩みに関すること	佐伯市役所 障がい福祉課 障がい福祉係	22-4514
	障がい者の虐待に関すること	佐伯市役所 障がい福祉課 障がい福祉係 虐待専用窓口	22-5570
	障がい者全般の福祉に関すること	佐伯市障がい者相談支援センター	24-8521
		相談支援事業所「ほっぷ」(主に知的障がい・児童に関する相談機関)	28-7333
		相談支援事業所「清流の郷」(主に身体障がいに関する相談機関)	20-3400
		相談支援事業所「サニーハウス」(主に精神障がいに関する相談機関)	28-3004
	難病に関すること	大分県南部保健所	22-0562
難病の方の福祉サービスに関すること	佐伯市役所 障がい福祉課 障がい福祉係	22-4514	
青少年子ども	児童虐待や児童の保護等に関すること	佐伯市役所 こども福祉課 家庭児童相談係	22-3976
	いじめ、不登校、虐待、問題行動等に関すること	佐伯市教育委員会 学校教育課	22-4670
		佐伯市教育支援センター教室「グリーンプラザ」総合相談窓口	22-4200
	ひきこもりに関すること	青少年自立支援センター(大分ひきこもり地域支援センター南部保健所内)	22-2511
おおいた県南地域若者サポートステーション		28-6117	
高齢者	高齢者に関すること (高齢者虐待も含む)	佐伯市役所 高齢者福祉課 佐伯市地域包括支援センター	23-1632
		佐伯市地域包括支援センターランチ(上浦)…佐伯市社協上浦支部	32-3395
		佐伯市地域包括支援センターランチ(弥生)…佐伯市社協弥生支部	46-3136
		佐伯市地域包括支援センターランチ(本匠)…佐伯市社協本匠支部	57-6065
		佐伯市地域包括支援センターランチ(宇目)…佐伯市社協宇目支部	39-6789
		佐伯市地域包括支援センターランチ(直川)…佐伯市社協直川支部	58-2041
		佐伯市地域包括支援センターランチ(鶴見)…佐伯市社協鶴見支部	33-7003
		佐伯市地域包括支援センターランチ(米水津)…佐伯市社協米水津支部	36-7910
		佐伯市地域包括支援センターランチ(蒲江)…佐伯市社協蒲江支部	42-0154

分野別	相談内容	相談窓口	電話番号
生活全般	生活困窮に関する事	くらしサポートセンター「さすな」 佐伯市社協 地域福祉課	23-7450
	金銭管理に関する事	あんしんサポートセンター 佐伯市社協 地域福祉課	23-7450
消費生活	多重債務や消費生活のトラブルに関する事	佐伯市役所 市民課 市民の窓係 (各振興局での巡回相談は市報等をご確認ください)	22-3221
法律	法律相談	佐伯市社会福祉協議会 地域福祉課 (月1回開催要予約) 詳細はお問い合わせください	23-7450
生活安全	警察安全相談に関する事(DV、悪質商法、ストーカーなど)	佐伯警察署	22-2131
金融・経済	中小企業経営相談	佐伯商工会議所	22-1550
		佐伯市あまへ商工会(鶴見)	33-0217
		蒲江支所	42-0267
		上浦支所	32-3192
		米水津支所	35-6119
		佐伯市番匠商工会(弥生)	46-0402
		宇目支所	52-1212
		直川支所	58-2070
		本匠支所	57-3217

※個人を対象とした、多重債務に関する相談は、不定期に各種関係機関が開催することがあります。
市報やケーブルテレビなどでの情報をご確認ください。

人権	人権に関する事全般	佐伯市役所 人権・同和对策課	22-3085
		みんなの人権110番(大分地方法務局佐伯支局)	0570-003-110
	DV:配偶者やパートナーからの暴力等に関する事	人権・同和对策課人権推進・男女共同参画係	22-3085
仕事職場	労働問題に関する事	佐伯労働基準監督 佐伯総合労働相談コーナー	22-3421
夜間や休日のこどもの体調・病気・けがの相談		大分県子ども救急電話相談室(大分県・大分県医師会)	#8000 または 097-503-8822

7 用語解説
